

第 I 章 各分野の「計画内容の具体化」に関する検討

第Ⅰ章 各分野の「計画内容の具体化」に関する検討

1. 環境づくりの方針の具体化方策の検討

本節では、上位計画及び過年度検討等における跡地の公園・緑地の配置に係る基本的な考え方を整理し、これらを踏まえた公園・緑地及び大規模公園の配置案とともに普遍的資源の保全・活用の実現方策を検討した。

また、基地内立入り調査の円滑な実施に向けた資料等の整理を行った。

(1) 公園・緑地の配置に係る基本的な考え方の整理

(1) - 1 広域緑地の考え方

中南部都市圏における広域緑地としての普天間飛行場跡地の位置づけ、普天間飛行場における大規模公園等の役割及び緑地配置の考え方が示されている。

(1) - 1 - 1 「中南部都市圏駐留軍用地跡地の緑地保全及び緑化方策等検討調査」

(平成 22 年度)

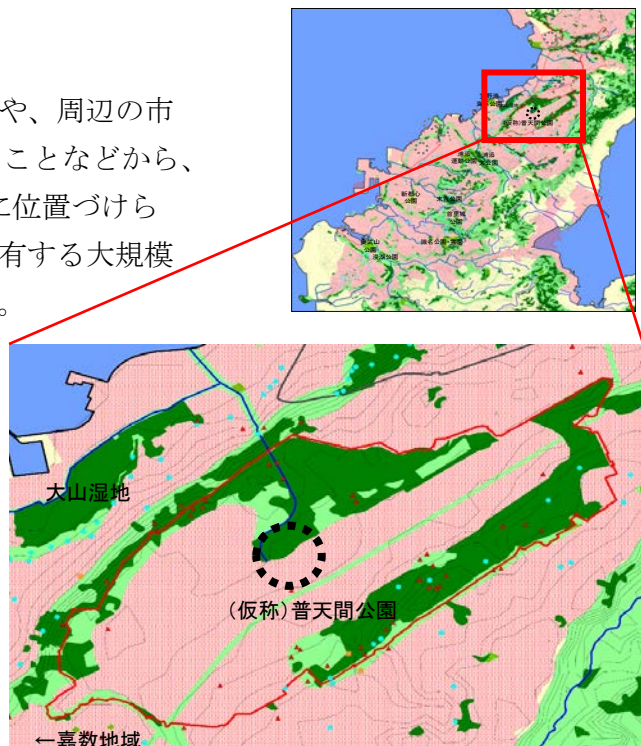
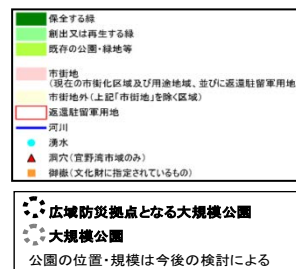
① 普天間飛行場跡地における広域緑地の考え方

中南部都市圏のなかで、琉球石灰岩台地における水と緑の拠点としての役割

- ・ 樹林地・洞穴等の一体的保全により生物多様性の拠点とする
- ・ 中南部都市圏の特徴を周知するためのフィールドミュージアム機能
- ・ 周辺の斜面緑地の連続性を確保し、周辺地域も含めた緑のネットワークの形成
- ・ 民有地の緑化も含め、地下水の涵養に配慮した土地利用を誘導

② 大規模公園の考え方

中南部都市圏の中心に位置することや、周辺の市街地において防災緑地が不足していることなどから、沖縄 21 世紀ビジョンや広域緑地計画に位置づけられているような広域的防災拠点機能を有する大規模公園の設置を検討することが望まれる。



図Ⅰ－１ 生物多様性を踏まえた駐留軍用地跡地及び周辺の緑地体系

出典：中南部都市圏駐留軍用地跡地の緑地保全及び緑化方策等検討調査（平成 23 年 3 月、沖縄県）

(1) - 1 - 2 「普天間飛行場跡地利用方針策定調査(広域緑地(普天間公園等)検討委員会編)」
(平成 23 年度)

①広域緑地（普天間公園等）の整備コンセプト（案）

亜熱帯島しょ海洋性気候に育まれた、水、緑を保全・再生するとともに、歴史の中で培われてきた文化を復元・継承し、新たな環境共生の暮らしと“イチチャリバチョーデー”（多文化共生）の心を世界に発信する

②広域緑地（普天間公園等）の基本方針

- ・自然環境の保全・再生：緑のネットワーク、特徴的な地形・地下水系に配慮、松並木の再生
- ・自然環境と人間の共生：伝統的集落構造を踏まえたまち、自然緑地を可能な限り保全・活用
- ・文化財の保全・活用：貴重な文化財、集落跡や御嶽等の文化的景観の保全・活用
- ・国際交流の拠点の形成（21 世紀の万国津梁）：多くの人が集まるイベント開催が可能な施設
- ・周辺土地利用との連携（地域振興に資する）：都市空間と融合した公園
- ・平和希求：戦争及び接收の歴史を伝え、これからの平和について学習する施設
- ・広域防災拠点：中南部都市圏の広域防災拠点

③緑地空間配置の考え方

東側ゾーン：主に、沖縄の自然環境、歴史・文化を保全活用するゾーン

西側ゾーン：自然環境の保全とともに、主に施設を配置するゾーン

並松街道：沖縄の自然環境、歴史・文化を保全活用するとともに、緑のネットワークを形成するゾーン

その他：水系保全のための透水性の確保と、緑のネットワークを形成するゾーン

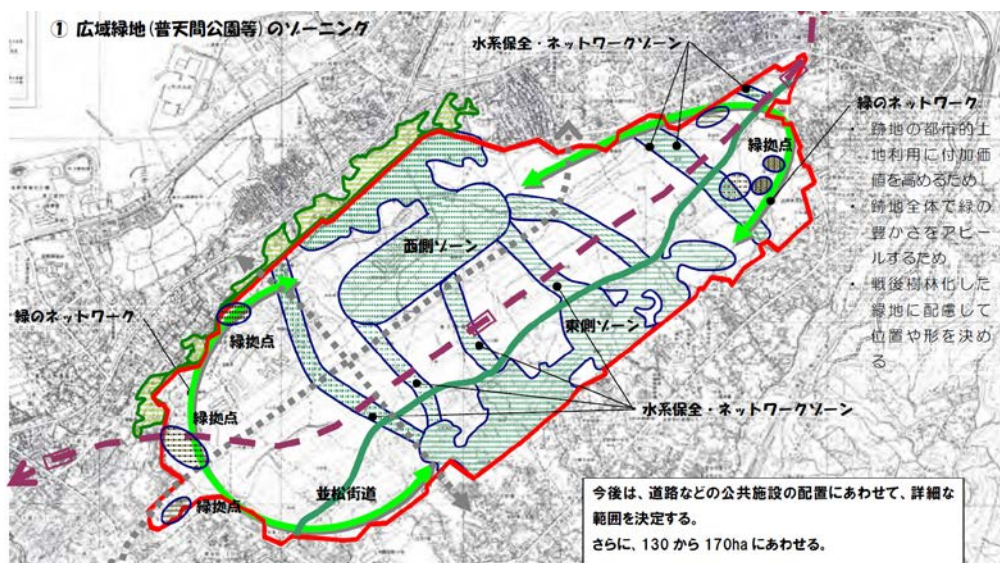


図 I - 2 広域緑地（普天間公園等）のゾーニング

出典：普天間飛行場跡地利用方針策定調査報告書（広域緑地（普天間公園等）検討委員会編）
（平成 24 年 3 月、沖縄県・宜野湾市）

(1) - 2 跡地利用における考え方

「広域構想」及び「中間取りまとめ」において、公園・緑地の規模及び配置の考え方が示されており、大規模公園は概ね 100ha 程度が目安として示されている。

(1) - 2 - 1 「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」（平成 24 年度）

①土地利用の基本方針

- ・最優先に確保すべき用地を「公園・緑地」とする
- ・次いで優先度の高い用地を「跡地振興拠点地区」とする
- ・さらに、その他の公共用地、商業地、住宅地という優先順位を想定する

土地利用区分面積の試算（普天間飛行場）➡公園・緑地：130～170ha（約 31%）

②普天間飛行場の自然環境（公園・緑地）の整備基本方針

■公園・緑地の配置方針

- ・公園・緑地空間の配置については、地区に想定される産業・機能の活動や連携を分断させない、周辺コミュニティの利用のしやすさ、地下にある水資源との関係、西側斜面緑地の保全などに配慮して決める
- ・大規模公園は、広域的な緑地ネットワーク機能、地下水系の保全、平和希求のシンボル性、広域的な防災機能を最大限発揮させるにふさわしい位置に配置する

■公園・緑地の整備規模の方針

- ・大規模公園の全体整備規模は、概ね 100ha 程度を想定する

■その他の自然環境への対応方針

- ・地盤環境（洞穴）の保全や地下水系に配慮する

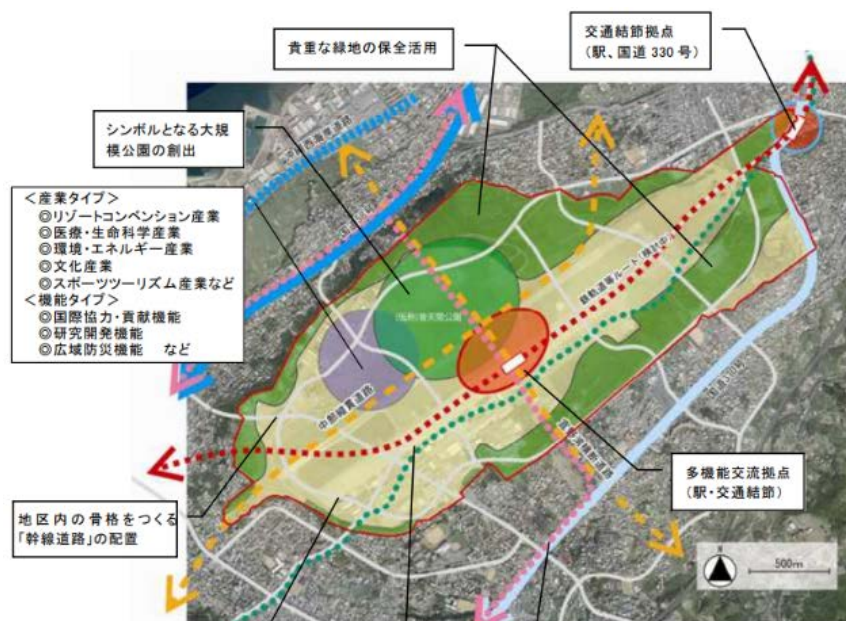


図 I - 3 普天間飛行場の整備構想図

出典：中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（平成 25 年 1 月、沖縄県・関係市町村）

(1) - 2 - 2 「全体計画の中間取りまとめ」（平成 24 年度）

- ①緑地空間の整備の方針（都市基盤整備の方針）※特に公園・緑地に関する事項を抜粋
・都市全体の価値や魅力を高める公園等の施設緑地（少なくとも約 100ha 以上）を整備

■広域計画にもとづく（仮称）普天間公園の整備

- ・跡地を活用した緑地の拡大（宜野湾市の水系環境の保全、及び広域における緑地整備目標の達成）
- ・沖縄振興の拠点となる交流空間の整備
- ・広域防災機能の導入

■自然・歴史特性の保全・活用に向けた公園等の整備

- ・既存樹林や西側斜面緑地の保全と連携した公園等の整備（多様な生物との共生、地域景観の保全・創出、特色ある土地の起伏の保全）
- ・重要遺跡の現状保存と連携した公園等の整備

■身近な生活の場となる公園等の整備

- ・跡地の住宅地の魅力づけに向けた公園等の整備
- ・周辺市街地からの利用に向けた公園等の整備

②緑地空間配置の考え方（公園等の施設緑地を対象）

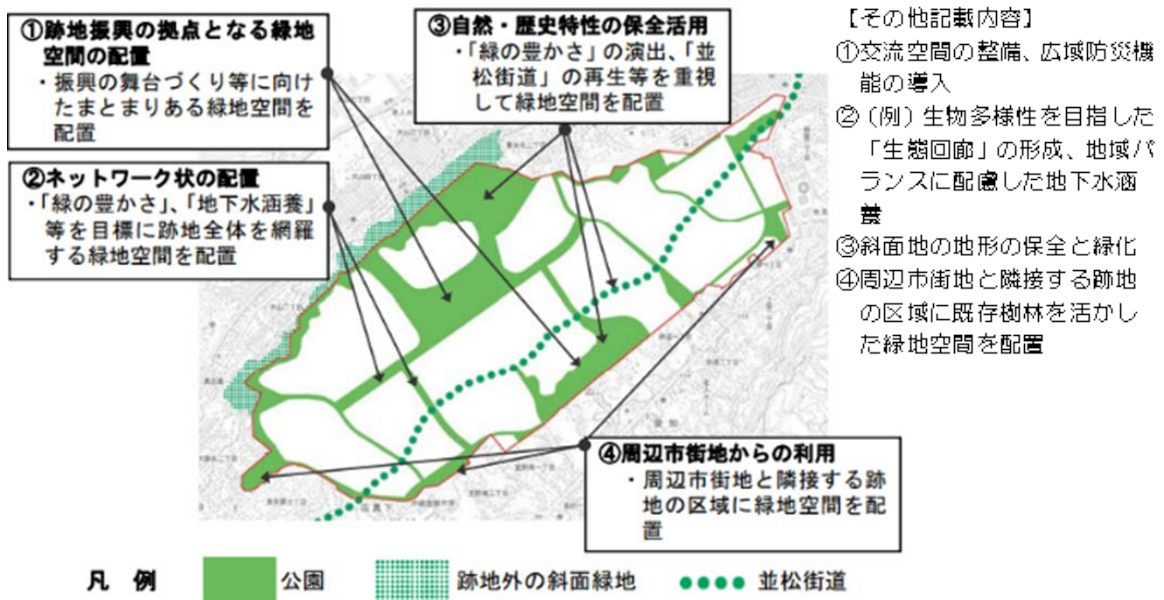


図 I - 4 緑地空間の配置パターン

出典：全体計画の中間取りまとめ（平成 25 年 3 月、沖縄県・宜野湾市）

(1) - 3 普遍的な資源を踏まえた土地利用・緑地配置の考え方

「広域構想」及び「中間取りまとめ」の方針を踏まえ、平成 25・26 年度は机上調査及び基地外周部調査等により環境づくりの方針の具体化が検討され、平成 27 年度には文化財・自然環境部会の開催により、重要遺跡や自然環境への保全・活用の考え方が示されている。

(1) - 3 - 1 普遍的な資源を踏まえた土地利用の考え方

表Ⅰ-1 普遍的な資源を踏まえた土地利用の考え方

普遍的な資源を踏まえた土地利用の考え方（文化財・自然環境部会成果）	
歴史	①遺跡や旧集落跡は、新しい街づくりにおける地域のシンボルとして活用し、<u>既存樹林や地形等の自然環境の保全・活用と一体となった土地利用・機能導入の計画</u>とする。また、<u>今後の状況変化等に対応可能な、柔軟な計画</u>とする。 ②並松街道は宜野湾の一つの象徴的なものであるため、往時のルートにできるだけ尊重しながら再生を図る。また、古集落の歴史を偲ばせる馬場、道標など場所の痕跡を残す遺跡等を活かした歴史が見える景観づくりとする。 ③住空間の中に元々あった御嶽や井戸などは、新たな生活空間と一体的に芸能の復活や地元の精神的な拠り所となる場所として、また、新しいコミュニティを形成する場として活用できるような土地利用とする。 ④並松街道や重要遺跡を主としながら、<u>点在している遺跡同士を繋ぐ遊歩道・緑道など歩行者ネットワークに配慮した計画</u>とする。 ⑤今後の文化財の発掘調査等の進捗に応じて、地元が大事だと思うものに配慮しながら、歴史・文化資源を活かし、文化財を大切に守り育てるための合意形成と意識の醸成を図る。
緑	①生態系ネットワークや環境づくりにおいて不可欠な<u>跡地内外に跨る広域の水と緑のネットワーク形成</u>に十分配慮した土地利用とする。 ②緑地の保全・活用にあたっては、貴重性などの評価のみならず、歴史、地形・地質、水系との関係性や跡地における人の利用なども考慮した計画とする。 ③<u>西側斜面緑地や東側丘陵緑地などの既存の樹林を活用</u>し、伝統的集落構成（抱護林、屋敷林など）を踏まえながら、風況等にも配慮した緑地配置の計画とする。 ④周辺市街地と連携を図りながら、並松街道の松や文化財を守る緑などの育成プログラムや再生後の維持にも配慮した計画とする。
地形	①石灰岩層が薄く地下水の浸透・流下の範囲が限定される南東側、琉球石灰岩層が厚く支持層までの距離がある北西側においては、<u>特に建物・構造物の基礎構造に留意した計画</u>とする。 ②<u>地下空洞・地下水脈上、ドリーネ付近においては、大規模建築・構造物による琉球石灰岩層の陥没等に配慮</u>した土地利用・機能導入の計画とする。 ③湧水や洞穴付近では地形改変をなるべく避け、かつてより生活と密接していた地域特有の資源として、保全・活用を図る計画とする。 ④<u>谷地底地や丘陵斜面、西側斜面などのなるべくもとの地形を活かした道路や緑地の計画</u>とする。
水	①<u>流域毎の現状の湧水量に充分配慮し、湧水量・水質を維持・改善する地下水涵養のための公共の緑地の量と配置のバランス</u>や流出を抑える地表面の対策を考慮した土地利用とする。 ②<u>地下水脈・水盆上の緑地の確保等</u>により、地下水涵養を図るとともに、建築・構造物の構造による水脈の分断に留意した計画とする。 ③上流側での緑地の確保等による水涵養・水質改善、湧水を活用したビオトープや憩いの場としての水辺空間形成、下水を含めた水資源の活用など、跡地内外に跨る地下水の保全・活用を推進する計画とする。 ④今後の計画内容の具体化に向けて、詳細な湧水調査の実施とともに地下水利用のニーズにも配慮した計画とする。

出典：普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託報告書（平成 29 年 3 月、沖縄県・宜野湾市）

(1) - 3 - 2 普遍的な資源を踏まえた緑地配置の考え方

①広域的な水と緑のネットワーク構造の形成

- ・東西の既存緑地を主とした緑の拠点、地下水脈や並松街道など拠点同士を繋ぐ緑の軸を形成
- ・地下水流域毎の湧出量等を考慮した緑地空間等の配置
- ・公園緑地による担保とともに、民有地による緑化等と連携した計画

②歴史・自然環境資源と一体となった緑地空間

- ・重要遺跡の活用を図り、かつての伝統的な集落構成を活かした緑地空間を形成
- ・地域特有の自然環境資源を活かす計画
- ・琉球石灰岩層の陥没等に留意し、緑地等による保全に配慮した計画

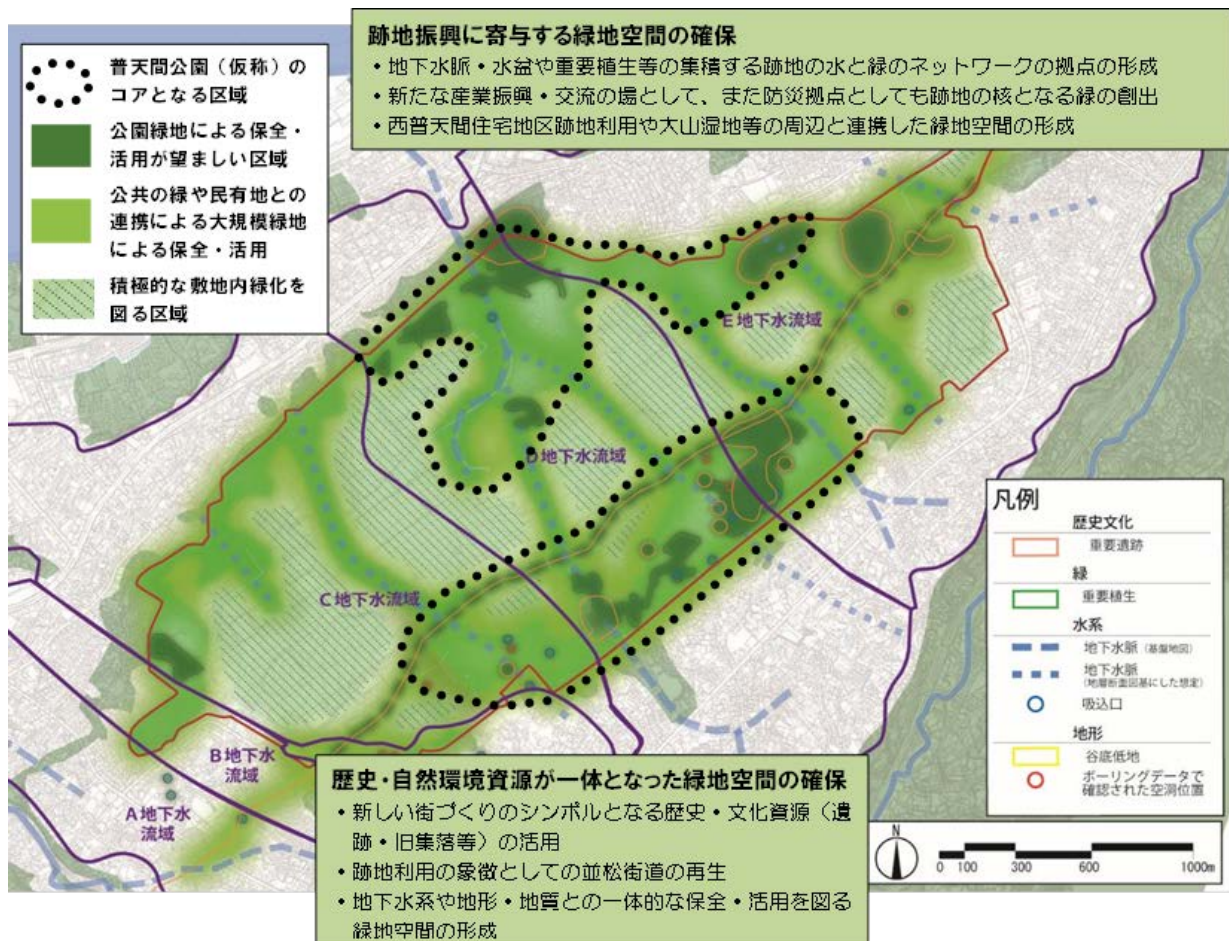


図 I - 5 普遍的な資源を踏まえた緑地配置の考え方

出典：普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託報告書（平成 28 年 3 月、沖縄県・宜野湾市）

(1) - 4 普天間公園（仮称）への提言書における大規模公園整備の考え方

平成 29 年 3 月、普天間公園（仮称）懇談会より、これまでの検討経緯を基に跡地利用の中核としてふさわしい大規模公園のあり方について提言がなされた。

■普天間公園（仮称）の理念

琉球＝沖縄の歴史・文化の基盤を形成する「シマの基層」を踏まえて、21 世紀の「万国津梁」をつくりだす。

■提言 1

戦後長きにわたり米軍によって使用され、住民の苦悩が続いた普天間飛行場の返還跡地にこそふさわしい、未来に向けたアジア太平洋の平和の架け橋として、人々が自由に集い、交流し、多様な文化がつながる「21 世紀の万国津梁」の舞台を創る。

■提言 2

琉球の基層的な文化は、土地固有の自然環境の上に成り立ったものであり、その風土に育まれた暮らしの知や精神文化が形に表されたのが御嶽や湧泉、集落構造などの歴史文化資源であるといえる。

普天間飛行場跡地や周辺地域に残る水系、緑、文化資源、絆などの重層的な諸要素を「シマの基層（風土に根差した琉球の文化）」の総体として保全・活用し、沖縄のアイデンティティを継承・発信する舞台を創る。

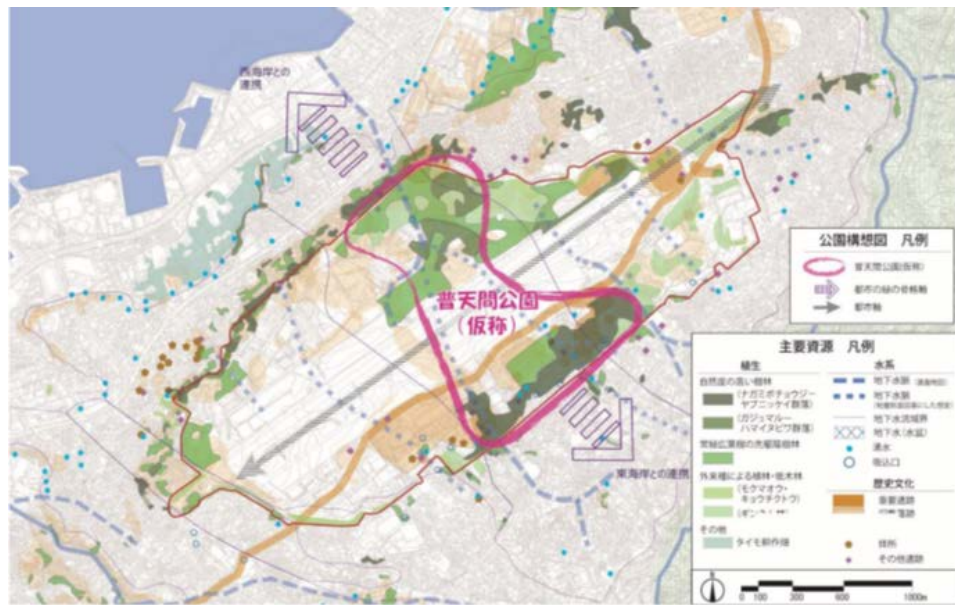


図 I - 6 普天間公園（仮称）基本構想図

出典：普天間公園（仮称）への提言書（平成 29 年 3 月、普天間公園（仮称）懇談会）

■提言 3

沖縄の豊かな自然と文化を生かした「ランドスケープイニシアティブ（緑が先導するまちづくり）」により、普天間飛行場跡地や周辺地域全体を“アジアのダイナミズムを取り込んだ活力にあふれる拠点”とし、沖縄の固有性に立脚する自立的発展、ひいては我が国の経済発展に貢献する、世界の人々を魅了する沖縄振興の舞台を創る。

(1) - 5 その他の公園・緑地整備に関する考え方

平成 29 年度調査において、「周辺市街地における公園不足地域及び防災拠点の配置の考え方」が整理されている。

①周辺市街地における公園不足地域（公園誘致距離に含まれない区域）

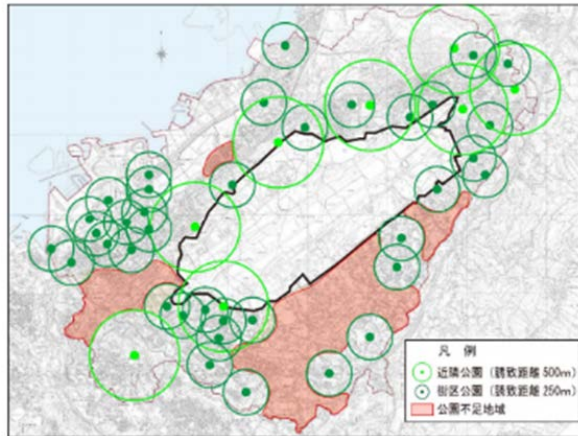


図 I - 7 公園不足地域分布図
（近隣公園・街区公園）

出典：宜野湾市緑の基本計画
（平成 18 年 5 月、宜野湾市）

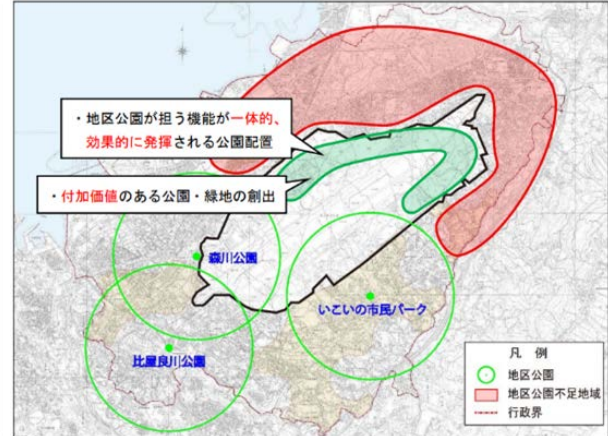


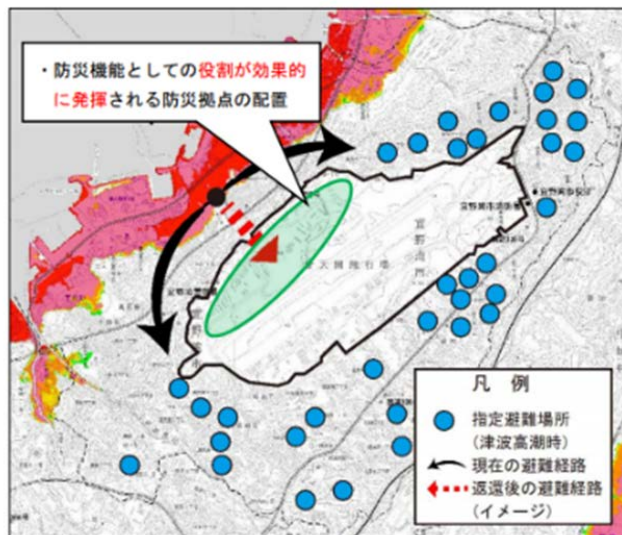
図 I - 8 公園不足地域分布図
（地区公園）

出典：普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託報告書（平成 30 年 3 月、沖縄県・宜野湾市）

※具体的な公園の配置を示すものではない

- 近隣公園及び街区公園 跡地東側及び南側に不足
- 地区公園 北側～西側にかけて不足

②防災拠点の配置の考え方



出典：沖縄県津波浸水想定（平成 27 年）を加工、想定地震：沖縄本島南東沖（1791 年）の地震の再現モデル
※具体的な防災拠点の配置を示すものではない

■防災拠点の配置について

西側斜面緑地沿いには指定避難場所が少なく、現状では北側もしくは南側に迂回する必要がある。

跡地西側に防災拠点を配置することで防災機能としての役割が効果的に発揮されると想定される。

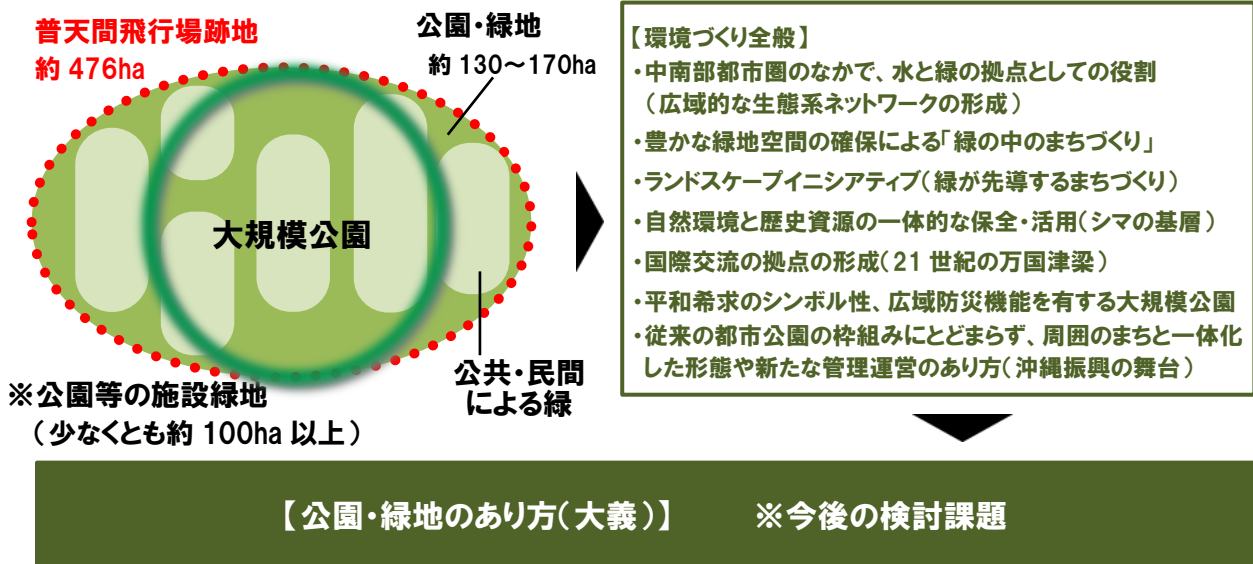
図 I - 9 防災拠点の配置について

出典：普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託報告書（平成 30 年 3 月、沖縄県・宜野湾市）

(2) 公園・緑地及び大規模公園の配置案の検討

(2) - 1 公園・緑地の規模及び配置の考え方のまとめ

前述までを踏まえ公園・緑地の構成及び配置の考え方を以下のとおりまとめた。



※末尾のアルファベットは次ページ（2） - 2 の緑の分類に対応

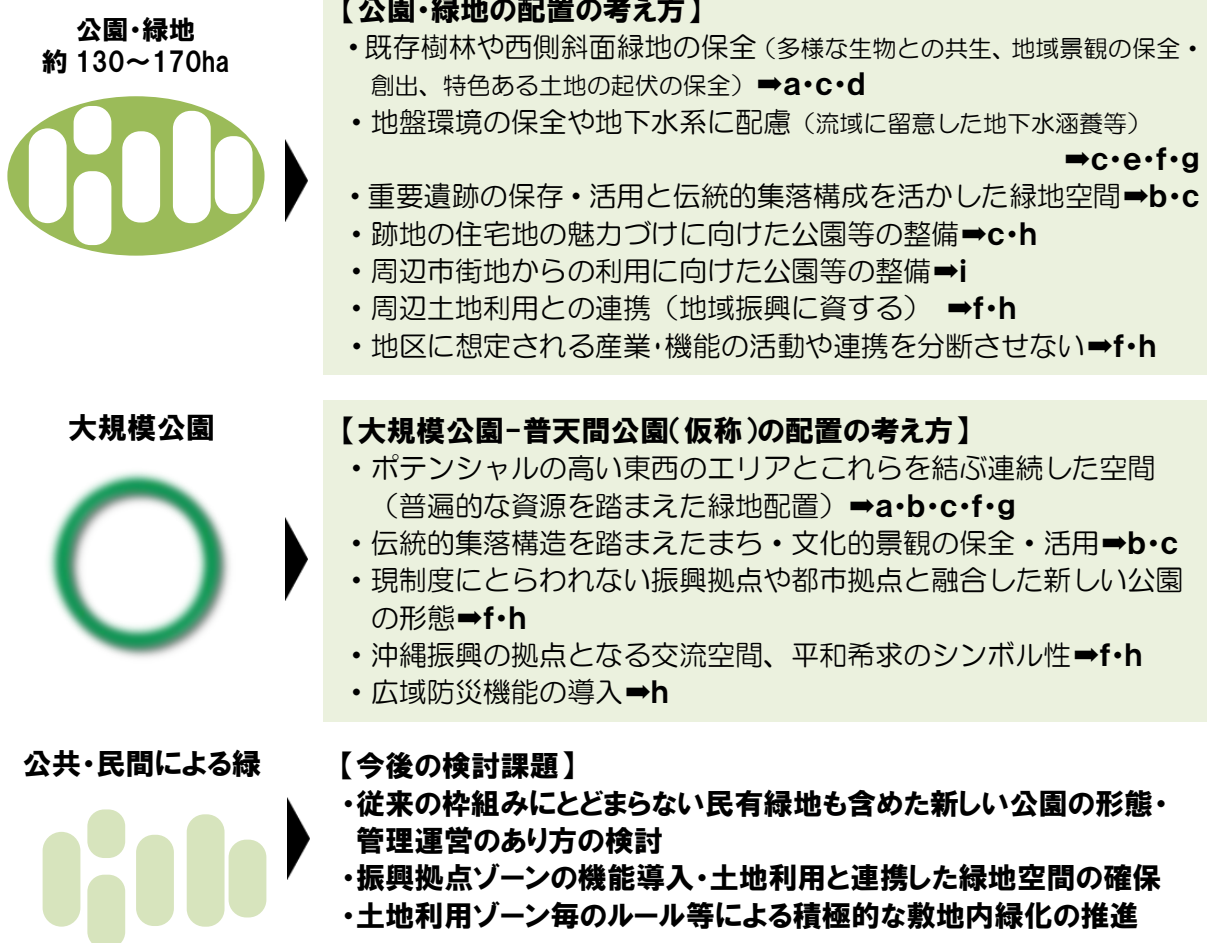
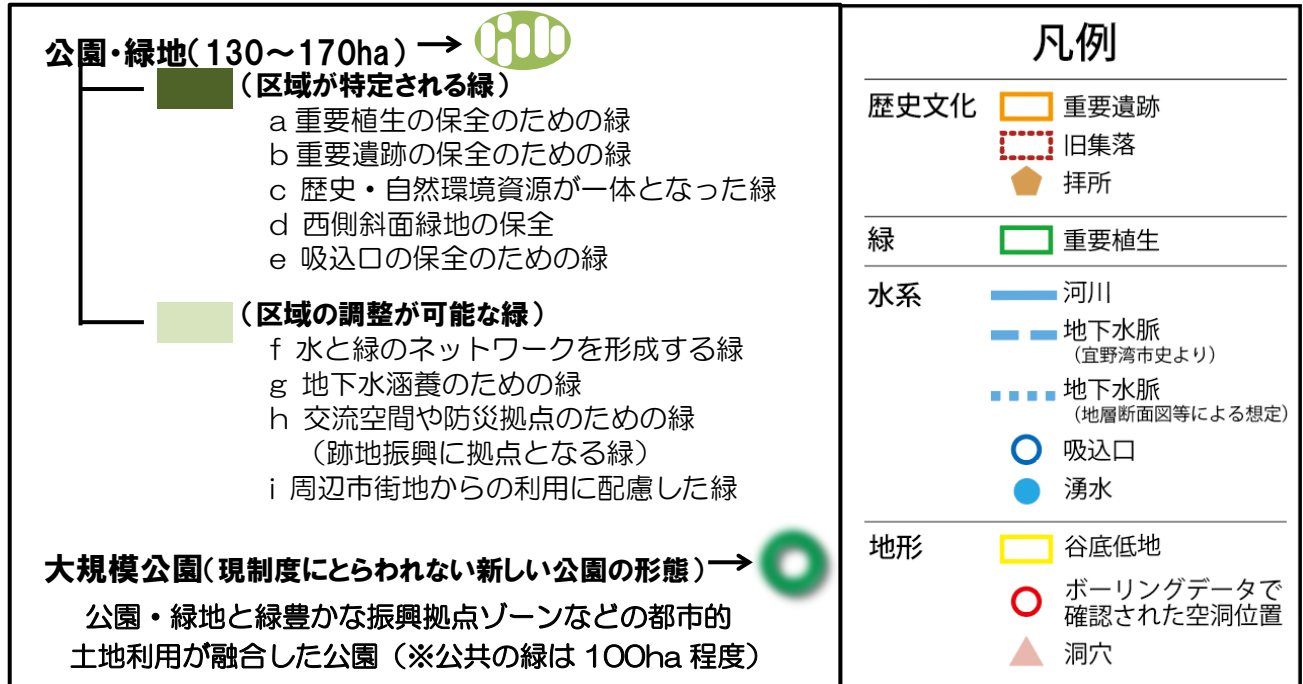


図 I - 10 公園緑地の規模・配置の考え方のまとめ

(2) - 2 公園・緑地及び大規模公園の配置案

公園・緑地及び大規模公園の配置案、緑の分類について以下のとおり整理した。



※配置はあくまで現時点での想定。
最終的には立入り調査の結果等
を踏まえて決定する。

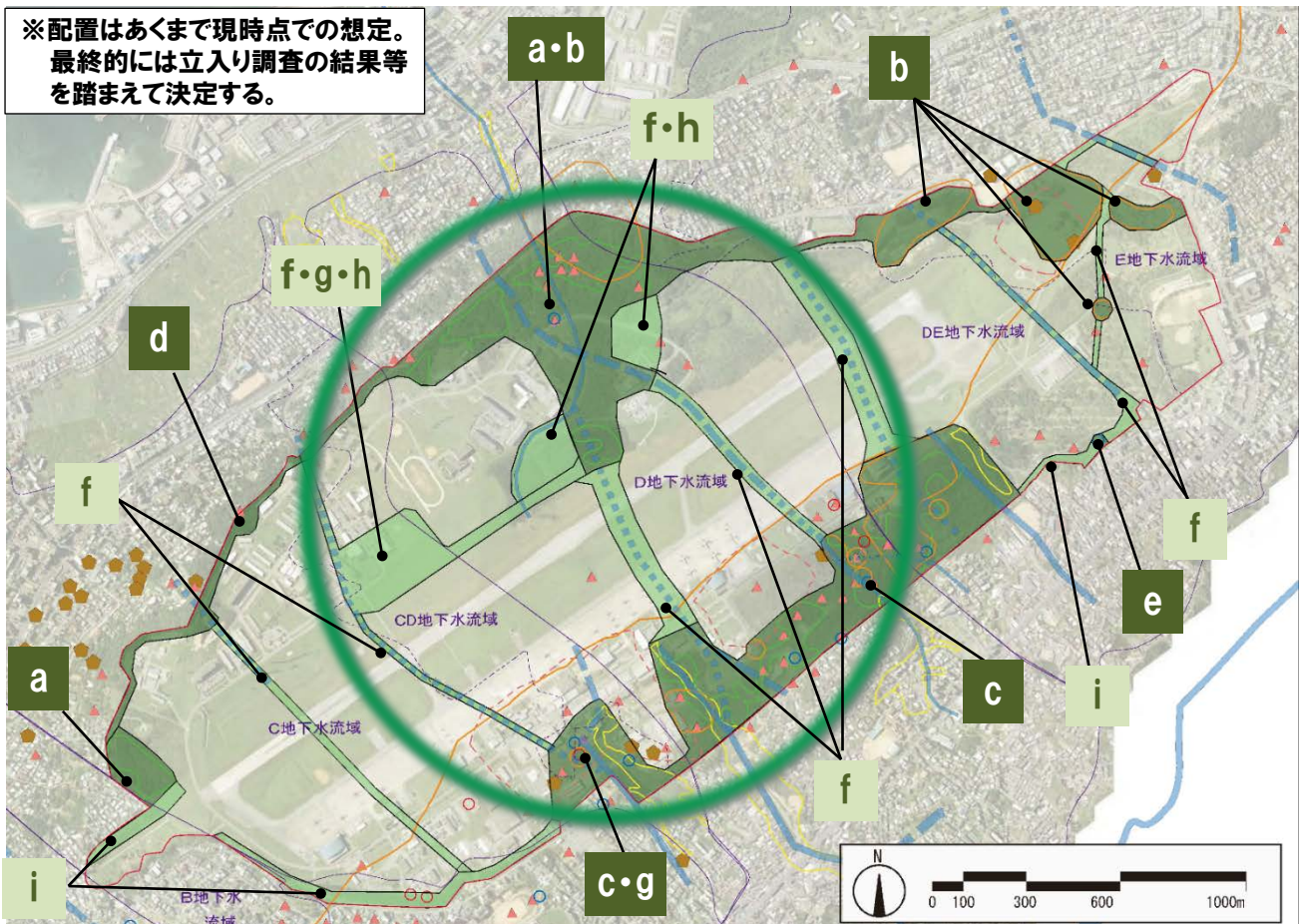
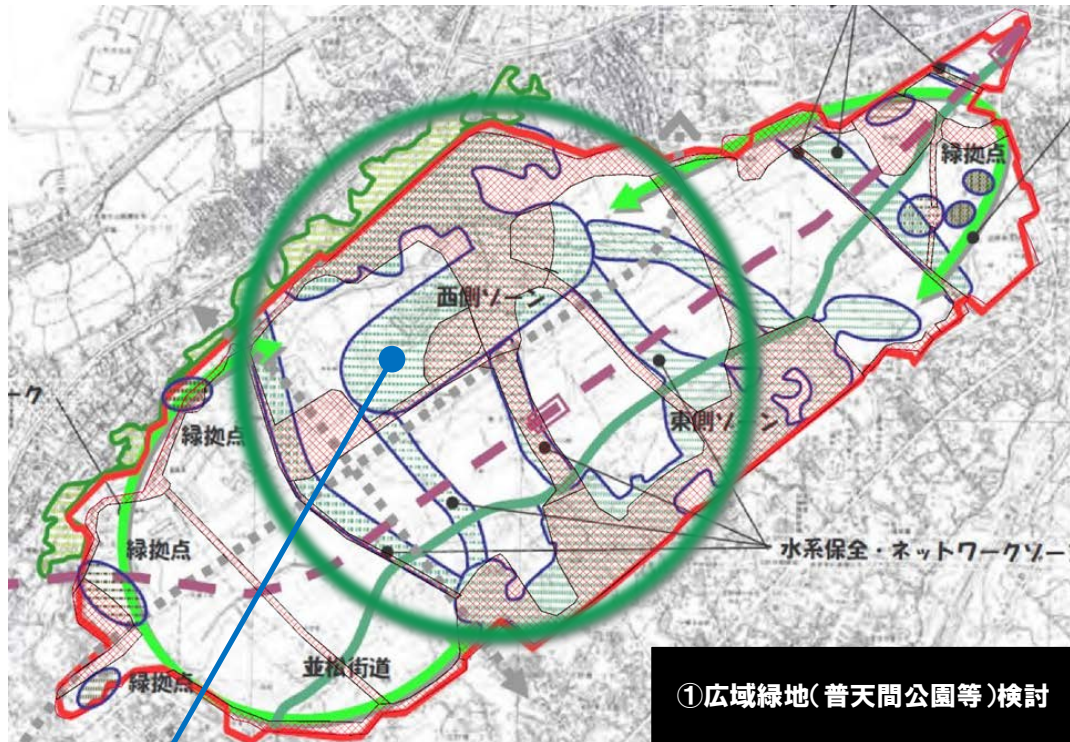


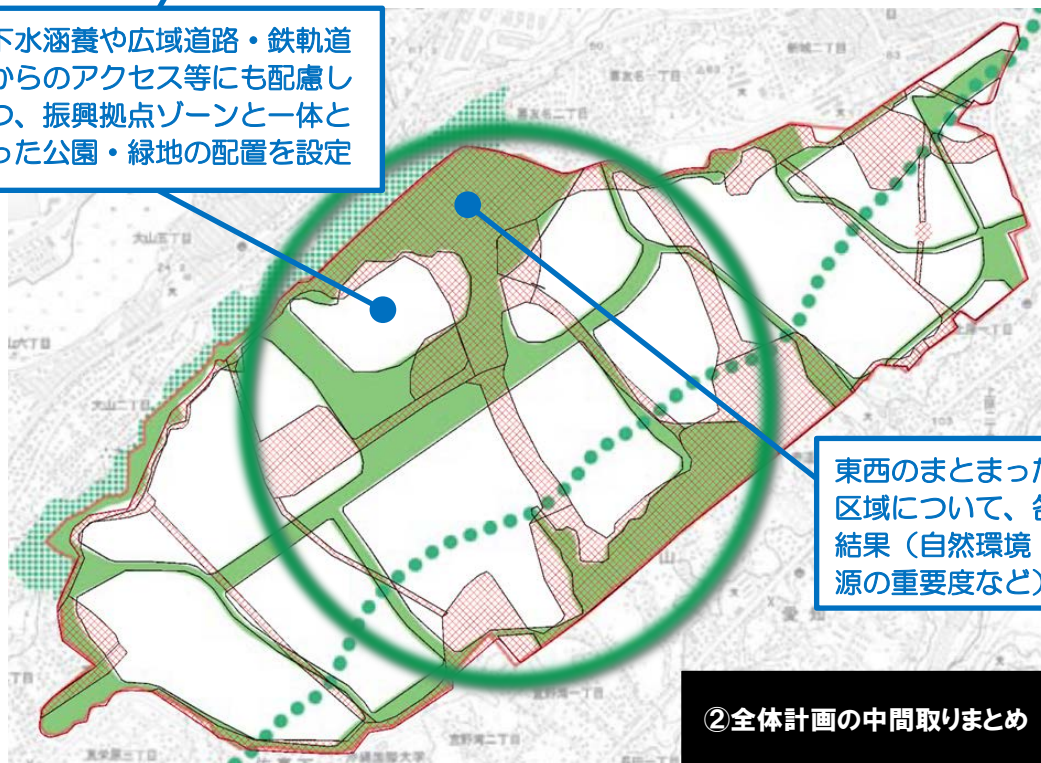
図 I - 11 公園・緑地及び大規模公園の配置案

(2) - 3 公園・緑地及び大規模公園の配置案のポイント

配置案について各計画・調査等における緑地配置案と重ね合わせ（赤色の網掛けが配置案の公園・緑地部分）、これまでの経緯からの変更の考え方等のポイントを整理した。

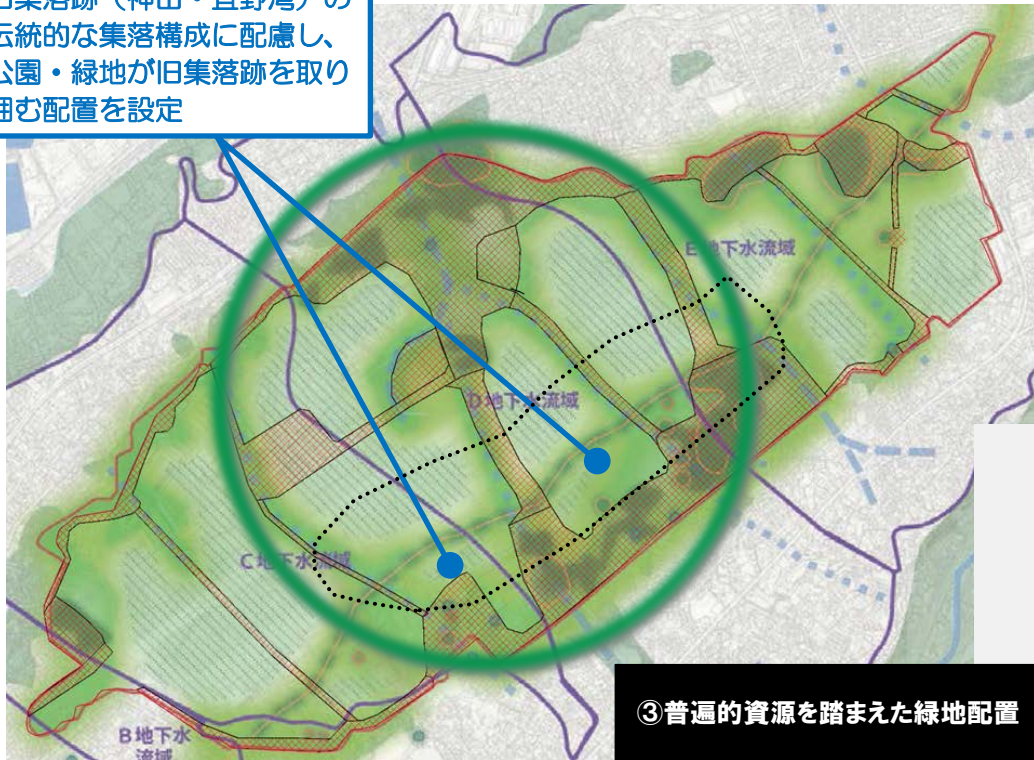


地下水涵養や広域道路・鉄軌道
駅からのアクセス等にも配慮し
つつ、振興拠点ゾーンと一体と
なった公園・緑地の配置を設定



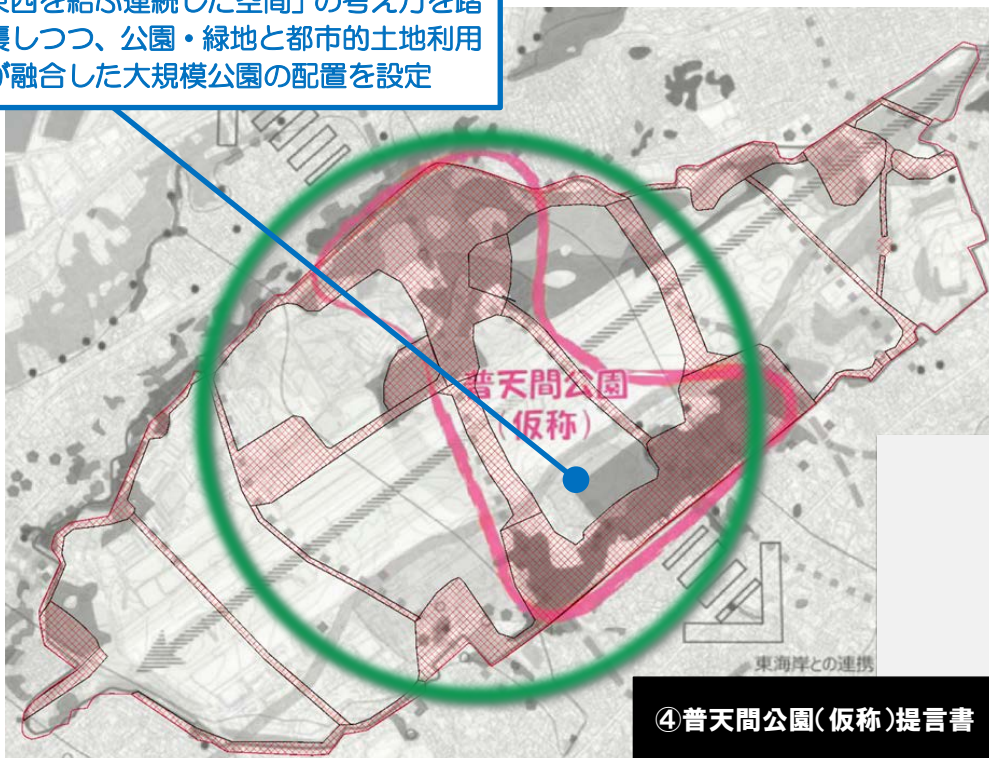
図Ⅰ-12 公園・緑地及び大規模公園の配置案のポイント（1／2）

旧集落跡（神山・宜野湾）の
伝統的な集落構成に配慮し、
公園・緑地が旧集落跡を取り
囲む配置を設定



③ 普遍的資源を踏まえた緑地配置

「ポテンシャルの高い東西のエリアと
東西を結ぶ連続した空間」の考え方を踏
襲しつつ、公園・緑地と都市的土地利用
が融合した大規模公園の配置を設定



④ 普天間公園(仮称)提言書

図Ⅰ-13 公園・緑地及び大規模公園の配置案のポイント（2／2）

(2) - 4 環境づくりの方針における今後の検討課題

緑地配置案をもとに環境づくりの方針における今後の検討課題を以下のとおり整理した（下図は前掲の緑地配置案の公園・緑地の区域について滑らかな形状となるように微調整した）。

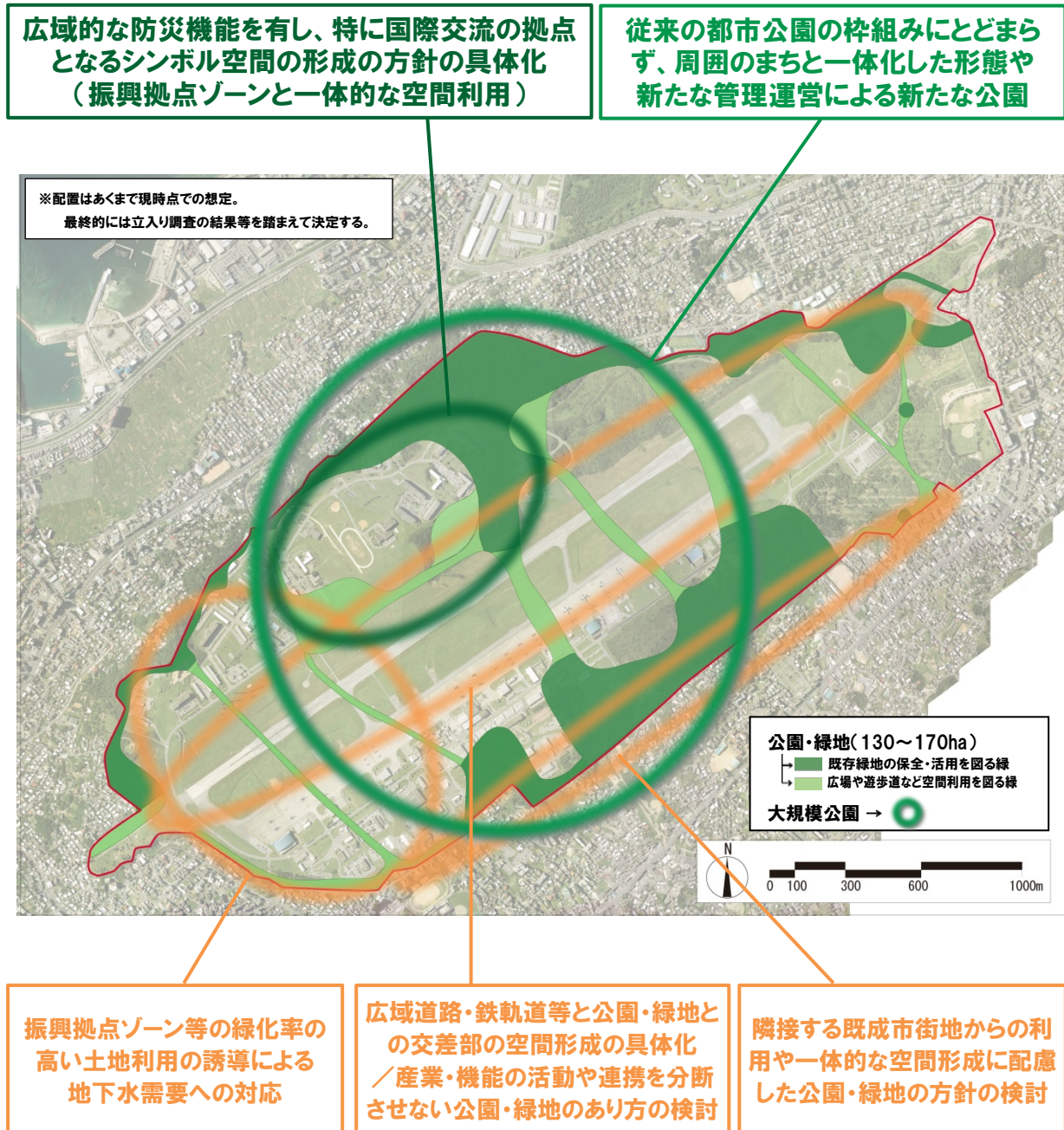


図 I -14 環境づくりの方針における今後の検討課題

(3) 普遍的資源の保全・活用の実現方策の検討

(3) - 1 緑地空間の形成における実現方策の検討

普遍的資源の保全・活用の実現方策として、普遍的資源を包含する緑地空間の形成における実現のための方策について整理した。方策は、現制度・新たなアイデア、公共・公民連携という観点から分類した。なお、緑地空間の対象は前節の配置案の範囲とする。

表 I - 2 普遍的資源を包含する緑地空間の形成における実現方策

		公共	公民連携
現制度	保全	・風致地区制度 ・特別緑地保全地区制度 ・緑地保全地域制度 ・保存樹・保存樹林の指定(市指定)	・市民緑地制度 ・管理協定制
	創出	・都市公園事業 ・道路緑化(道路事業)	・地区計画 ・PFI 事業 ・設置管理許可制度 ・公募設置管理制度(P-PFI) ・緑化地域制度
	管理	・公園・街路樹等の管理(直営)	・一括発注(DBO 方式) ・指定管理者制度
新たなアイデア (海外事例等より)	保全	・広域の生態系ネットワーク計画	・個人、企業、政府機関の連携による資金(保全管理費)の調達 ・保全区域の開発地区への組み込み、開発資金を保全管理費に充当
	創出	・水と緑のネットワークを形成するためのデザインガイドライン	・市民の寄付による公園整備 ・市民参加を促し、都市環境を改善する 100 万本の植樹プロジェクト
	管理	・レジリエンス評価・公表により、緑地管理の視覚化・市民ニーズへ対応	・HOA 制度(受益者(地域住民等)から管理費を会費として収集) ・NPO を中心とした未利用地マネジメント事業

(3) - 1 - 1 公共-現制度

公共の緑地空間について、現制度による普遍的資源を包含する緑地空間の形成における実現のための方策を整理した。

保全	名称:風致地区制度		
	制度の概要	・良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの ・10ha 以上は都道府県・政令市が、10ha 未満は市町村が指定し、風致地区内における建築等の規制に係る条例制定に関する基準を定める（宅地造成、建築等の行為の制限）	 出典：国土交通省 HP 金華山長良川風致地区（岐阜市）
	跡地利用に適用する際の課題	・まとまった緑の保全には適さないが、風致を乱さない程度の開発を許容し、ある一定の緑の保全への適用が考えられる	
	名称:特別緑地保全地区制度		
	制度の概要	・都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度（宅地造成、建築等の行為の制限） ・都市計画法における地域地区として、市町村が計画決定を行う ・土地所有者は優遇税制による土地の所有コストの軽減、建築行為等の申請が不許可となった時に土地の買入れを申し出ることが可能	 出典：国土交通省 HP 小沢城址緑地保全地区（川崎市）
	跡地利用に適用する際の課題	・管理協定制度和の併用による管理の負担軽減、市民緑地制度との併用による地域の自然とのふれあいの場としての活用も考えられる	
	名称:緑地保全地域制度		
	取組の概要	・里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度（宅地造成、建築等の行為の制限） ・都市計画法における地域地区として、都道府県（市の区域内にあっては、当該市）が計画決定を行い、緑地の保全に関する計画（「緑地保全計画」）を定める	 出典：多摩北部都市広域行政圏協議会 HP 南沢緑地保全地域（東久留米市）
	跡地利用に適用する際の課題	・管理協定制度和の併用による管理の負担軽減、市民緑地制度との併用による地域の自然とのふれあいの場としての活用も考えられる	

保全	名称: 保存樹・保存樹林の指定		
	制度の概要	- 都市における美観風致の維持を図るため、法律に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について市町村長が指定するもの - 地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを、区市町村の条例等により、指定し保存するもの	 出典：足立区 HP 安養院の保存樹木（足立区）
	跡地利用に適用する際の課題	指定中は保全されるものの、所有者の指定解除申請ができることから、持続性が課題	
創出	名称: 都市公園事業		
	制度の概要	- 地方公共団体等が行う都市公園の整備を推進する事業 - 国が定める政策課題に対応して国が交付する個別の補助金と、地方団体がより裁量的に執行できる統合的な補助金がある	 出典：宜野湾市 HP 上大謝名さくら公園
	跡地利用に適用する際の課題	厳しい財政状況下における公園整備コストの確保	
	名称: 道路緑化(道路事業)		
	取組の概要	道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、道路空間や地域の価値向上を図るもの	 出典：沖縄県環境部環境再生課 HP リュウキュウマツの街路樹
	跡地利用に適用する際の課題	厳しい財政状況下における道路緑化整備コストの確保	
	名称: 公園・街路樹等の管理(直営)		
管理	取組の概要	公園管理者・道路管理者の直営による維持管理	 出典：東京都建設局 HP 井の頭恩賜公園
	跡地利用に適用する際の課題	厳しい財政状況下における維持管理コストの確保	

(3) - 1 - 2 公民連携-現制度

公民連携による緑地空間について、現制度による普遍的資源を包含する緑地空間の形成における実現のための方策を整理した。

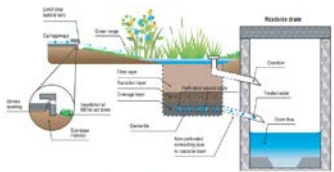
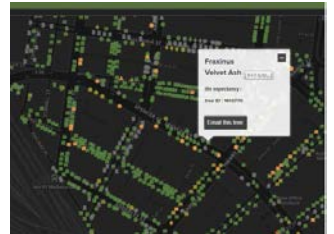
名称:市民緑地制度		
保全	取組の概要	・土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度 ・地域の人々が利用できる公開された緑地が提供できる ・地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことによる管理負担の軽減、優遇税制による土地の所有コストの軽減が可能  出典：国土交通省 HP 第1号市民の森 (鶴ヶ島市)
	跡地利用に適用する際の課題	・保全のみならず利用ニーズに沿った適切な管理運営が必要
名称:管理協定制		
保全・創出	取組の概要	・特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度 ・地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことによる管理負担の軽減、優遇税制による土地の所有コストの軽減が可能  出典：松戸市緑の基本計画改定版 栗山特別緑地保全地区 (松戸市)
	跡地利用に適用する際の課題	・特別緑地保全地区制度との併用が有効
名称:地区計画		
保全・創出	取組の概要	・屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度 ・建築物の新築等に関する制限として建築物の緑化率の最低限度が定めることも可能 ・条例を定めることにより、緑地の保全のための規制をかけられる（宅地造成、建築等の行為の制限）  出典：伊達市 HP 田園せきない地区 (伊達市)
	跡地利用に適用する際の課題	・緑地の保全や緑化率に対して地権者等の合意形成が必要 ・市民緑地制度との併用とによる地域の自然とのふれあいの場としての活用も考えられる

創出

名称:PFI 事業		
概要	・ P F I 法の手続きに則り民間事業者を選定し、民間資金等を活用し、公園施設の整備・運営維持管理を民間事業者に実施させる手法	 出典：横須賀市 HP 長井海の手公園（横須賀市）
跡地利用に適用する際の課題	・ S P C（特定目的会社）設立・運営、及び資金調達等が必要	
名称:設置管理許可制度		
取組の概要	・ 公園管理者以外の者に公園施設の設置管理を許可できる制度 ・ 許可を得た民間事業者は、条例等で定められた使用料を地方公共団体に支払う ・ 運動施設や教養施設の他、便益施設の設置も可能	 出典：てんしば HP 天王寺公園 エントランスエリア（大阪市）
跡地利用に適用する際の課題	・ 民間事業者のマネジメント経費が発生するため、コストダウンに繋がらない可能性がある	
名称:公募設置管理制度(P-PFI)		
取組の概要	・ 公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度	 出典：北九州市 HP 勝山公園（北九州市）
跡地利用に適用する際の課題	・ 民間事業者による独立採算型であるため、立地・制約条件等を踏まえ、適用の可能性が限定的になることが想定される	
名称:緑化地域制度		
概要	・ 緑化地域制度は緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度 ・ 都市計画法における地域地区として市町村が計画決定を行う	 出典：横浜市 HP 緑化地域のイメージ（横浜市）
跡地利用に適用する際の課題	・ 義務づけの対象となるのは、敷地面積が原則 1,000 m²以上の建築物の新築又は増築のみであるため、小規模敷地には向かない	

(3) - 1 - 3 公共-新たなアイデア

公共の緑地空間について、新たなアイデアによる普遍的資源を包含する緑地空間の形成における実現のための方策を海外の事例を参考に整理した。

事例名：エコロジカル・ネットワーク計画（オランダ）			
保全	取組の概要	・国土全体の生態系ネットワーク形成の目標及び配置計画とモニタリング・評価の実施 ・国・州・地方自治体による役割分担の明確化（国：計画の統括責任者、モニタリング・評価、州：計画の具体化、事業実施、管理・用地買収、地方自治体：地元調整、土地利用規制） ・事業には政府の資金だけでなく、企業や個人からの資金も投入されている	 出典：Lminiserie van Landbouw, Natuur enVoedselkwaliteit（2006.1） ヘーフェルラッグ
	跡地利用に適用する際の課題	・広域のネットワーク計画の立案及び事業推進、行政の連携体制の構築 ・民間資本も導入できるようなしくみの検討	
事例名：ABC ウォーターデザインガイドライン			
創出	取組の概要	・水と緑のネットワークを形成するためのグリーンインフラ形成に係るデザインの指針 ・一定規模以上の開発に対して、開発タイプや土地利用に応じて必要なグリーンインフラ適用技術を明確に示して、緑化等を推進 ・具体的なプロジェクトの展開を視覚的にわかりやすく発信し、理解促進を図っている	 出典：Singapore’ s national Water Agency（PUB）HP 技術指針のイメージ
	跡地利用に適用する際の課題	・敷地規模や土地利用等に応じた緑化等ルールの具体化 ・緑化の意義・効果、及び具体的手法の効果的な情報発信	
事例名：レジリエンス評価（メルボルン）			
管理	取組の概要	・各種緑化施策による樹木等の情報をデータ化、樹木の種類・割合等の状況により評価を行い、公表する仕組み ・評価結果を市民に広く公開し、樹木1本1本に対して市民の意見を聞くことが可能 ・市民ワークショップの開催により、住民の声をもとにした緑地空間の形成等も実施	 出典：Melbourne HP 樹木検索システム
	跡地利用に適用する際の課題	・効率的な管理システム、効果的な市民参画を図る仕組みの検討	

(3) - 1 - 4 公民連携-新たなアイデア

公民連携による緑地空間について、新たなアイデアによる普遍的資源を包含する緑地空間の形成における実現のための方策を海外の事例を参考に整理した。

保全	事例名：コネクティング・グリーン（ポートランド）		
	取組の概要	・Metro Govern（複数の市に跨る政府機関）による取組 ・個人、企業、政府機関の連携により、資本を借り入れ、自然地域や河川流域の土地を購入し、自然環境の保全を図るしくみ ・自然環境を公園や歩道・自転車道などの緑の帯でつなぐ	 出典：Metro Govern HP タルバート山自然地域
	跡地利用に適用する際の課題	・ステークホルダー（実施主体と連携組織）の整理 ・資金調達のための根拠付け、スキームの具体化	
	事例名：バロナ・ウェットランズ（ロサンゼルス）		
保全	取組の概要	・自然環境において重要な湿地帯であるバロナ・ウェットランズを隣接するプラヤビスタの開発区域内に組み込み、開発資金から保全のための費用を捻出するしくみ ・住宅・業務エリアの開発資金から一定割合（1％未満）を湿地帯の管理費用に充当 ・入居者に対しては、入居時の規約の中で説明し、合意を得ている	 出典：現地視察写真より バロナ・ウェットランズ
	跡地利用に適用する際の課題	・都市的土地利用と保全地区の関係性の整理（都市生活による環境負荷と自然環境への還元の考え方など） ・保全管理のための資金計画、管理主体の具体化	
創出	事例名：パイオニア・コート・スクウェア（ポートランド）		
	取組の概要	・中心市街地の環境悪化等の都市問題が顕在化している中、行政主導により立体駐車場を広場に転用する方針を決定 ・市民から賛同者を募り地域団体を結成、資金を調達し、調達整備を実施（名前を刻んだ舗装のレンガの売上から資金を調達）	 出典：現地視察写真より 寄付者の氏名が刻まれた舗装のレンガ
	跡地利用に適用する際の課題	・公園・緑地形成に対する市民の賛同を得るためのストーリー構築 ・多数の市民の寄付を得る仕組み（公園施設・建材への寄付等）の検討	

創出	事例名:ミリオン ツリーズNYC(ニューヨーク)		
	取組の概要	・ニューヨーク市とNPOとの協働プロジェクト企業や市民からの寄付により資金を調達 ・ワークショップの開催によりプロジェクトの説明、植樹・管理の方法を教え、市民参加を促進 ・木の里親プロジェクトにより、個人や会社等により木の世話を促す仕組みも実施	 出典: MillionTrees NYC HP 植樹のイメージ
	跡地利用に適用する際の課題	・連携する団体やスポンサーとなる企業等の情報の整理 ・植樹・管理への市民参加を促進するプログラムの検討	
管理	事例名:住宅管理組合(HOA)(ロサンゼルス)		
	取組の概要	・公園や道路等の公共施設や供用部分の管理費用として、居住者から毎月会費を集め、管理水準の高い管理を実施 ・この予算の2／3は公園等の管理費及び通信費、1／3は建物の管理費として運用 ・公園管理は、デベロッパーが立ち上げた民間の管理組合が実施	 出典: 現地視察写真より 開発地区内の公園
	跡地利用に適用する際の課題	・開発業者等との連携による管理主体となる組織体制の構築 ・地権者の合意形成を図るための管理方針等の具体化	
	事例名:Philadelphia Land Care(フィラデルフィア)		
	概要	・NPOである造園協会による未利用地マネジメント事業のひとつであり、地域コミュニティと連動した清掃・植栽管理を行うしくみ ・地域コミュニティにより雑草やがれき等の撤去、土壌改良、植栽管理、コミュニティガーデンの整備を実施	 出典: Pennsylvania Horticultural Society HP 地域コミュニティによる活動の様子
跡地利用に適用する際の課題	・NPO等の連携団体の具体化、地域コミュニティの形成の取組との連携 ・市民参加を促す多様なプログラムの検討		

(3) - 2 歴史文化資源の保全・活用の実現方策の検討

歴史文化資源の具体的な活用については、平成 29 年度調査において「文化財等のまちづくりへの活用の事例」として、参考となる県内事例を整理した。また、平成 27 年度調査においては「跡地利用における保全・活用のモデルケースの検討」として、字宜野湾地区・字神山地区・字新城地区・宜野湾並松街道について先行的にイメージ案を示したところである。

今年度は、以下に歴史文化資源の保全・活用の実現方向性を整理した。

(3) - 2 - 1 重要遺跡（並松街道を除く 13 件）の保全・活用について

13 遺跡の時代区分は、貝塚時代中期から昭和戦前期までに及び、歴史の重層性を示す多様な資源であるが、保存や活用については、遺跡の成立時期や重要と選別された評価年代に基づいて取扱いを区分することが考えられる。

琉球・沖縄の時代区分は、先史時代（新石器・貝塚時代）、古琉球（グスク時代～島津侵入）、近世琉球（島津侵入～琉球処分）、近代沖縄（沖縄県設置～沖縄戦終戦）、現代沖縄（アメリカ統治時代～現在）の 5 つとすることが一般的であるが、今日、いわゆる“沖縄らしい伝統文化”として認識されているものの殆どは、近世琉球期に生まれたものである。サトウキビ畑の風景や碁盤目型の集落、赤瓦屋根の住宅や仏壇・位牌、先祖が眠る亀甲墓、門中意識、祖先を祭る清明祭、組踊等で、これら文化資源は現代の生活に息づいている。

以上の理由から、近世琉球期より前と以後で基本的な取扱いの方向性を区分することが相応しいと考えられる。

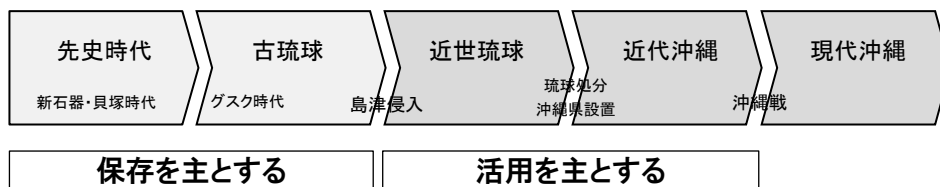


図 I - 15 時代区分による遺跡の基本的な取扱いの方向性

①近世琉球～沖縄戦までの文化財

沖縄戦直後まで住民が暮らしていた、近世琉球から昭和戦前期の集落（宜野湾、神山、新城）は、普天間飛行場建設による接収がなければ、市街化しながら今日まで存続し、御嶽や拝所などの資源は、普天間飛行場外にある他の集落と同様に、住民によって日常的に使用されていたと想像できる。

そのため、この時代の集落に係る文化財の活用を図るには、再び日常生活の中で使用できる状況に回復することが望ましい。これらは現在でも地上に露頭しているものも多く、年中行事の際に米軍から立入りの許可を得て参拝利用しているものもあり、すでに活用されている状況とみることできる。跡地利用においてさらなる活用を進めるには、それら文化財の点在する中に再び、旧住民や由縁のある人々の生活をつなぎ合わせることを望ましい。

②近世琉球より前代（貝塚時代～古琉球）の文化財

近世琉球より前代の文化財については、今日の生活に直接的には結びつかないものであっても、学術的価値から保存や活用が図られることが望ましい。しかし、これらの多くは、沖縄戦前の段階で既に廃絶しており地中に埋没したと考えられる。

これらについては、活用の可能性はややハードルが高い。遺跡が見学できるよう露出展示すれば、学校教育における社会科や歴史の学習、体験学習等の実施によって交流に役立てることも可能ではあるが、広範囲に分布している遺跡もあることから、活用頻度との兼ね合いを考える必要がある。緑地・公園として取り込めることが望ましいが、そうでない場合は、地中保存をした上で地下に影響のない地上利用、記録保存が想定される。

(3) - 2 - 2 並松街道について

並松街道については、戦時中の松の伐採と普天間飛行場建設時の造成により改変され、遺構が残存している可能性は低いとみられる。

跡地利用における整備については、空中写真を参考に往時のルートと松を植樹して忠実に復元する方法から、跡地における南北幹線道路のシンボリックな街路樹としてイメージ再現する方法など様々な展開の可能性はあるが、普天満宮への参詣道として整備された由来から、首里平良町を起点とし、浦添経塚・仲間・伊祖・当山・嘉数を經由して、宜野湾普天間に至るルートを踏襲して再生されることが望ましいと考えられる。

また、滑走路より東側に分布する遺跡については、計画する並松街道が近接する場合は、当該遺跡を結ぶ散策ルートとして活用することも想定される。

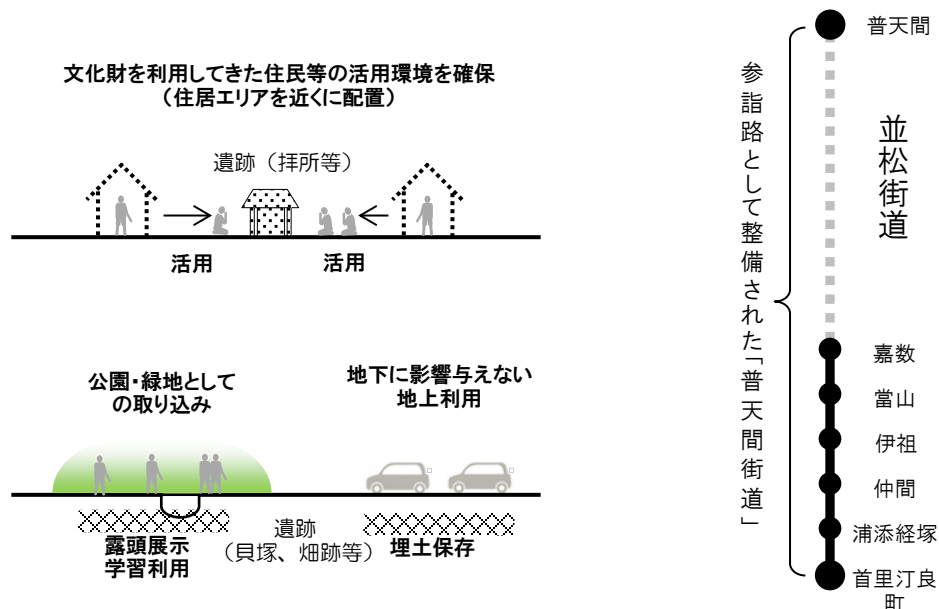
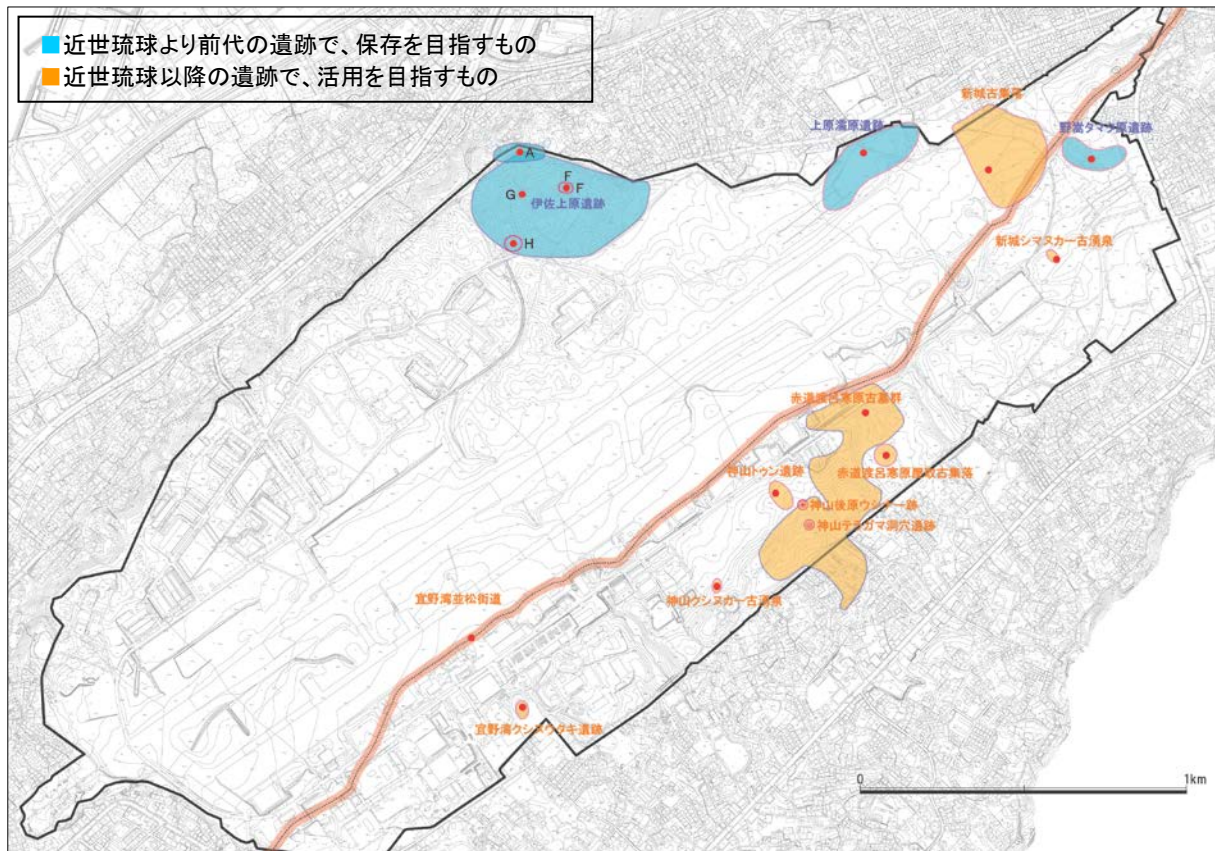


図 I - 16 遺跡の活用及び保存の方向性／並松街道の再生の基本方向

表Ⅰ－３ 重要14遺跡の遺構の時代区分と現況

	名称	種類・内容	重要遺跡として選別された評価対象の時代	現況・予想	保存状況	遺構目視の可能性
1	野嵩タマタ原遺跡	農耕跡	グスク-古琉球	黙認耕作地	良好	△
2	新城古集落	集落跡	近世琉球	屋敷林あり	良好	○
3	新城シマスカ-古湧泉	湧泉	近世琉球-近代沖縄	区民清掃あり	良好	○
4	伊佐上原遺跡群	竪穴住居跡	貝塚-戦前	埋め戻しか	良好	△
5	宜野湾メ-スカ-古湧泉	湧泉	近世琉球-近代沖縄	郷友会清掃あり	良好	○
6	宜野湾クシヌウタキ遺跡	拝所	近世琉球-近代沖縄	郷友会参拝あり	良好	○
7	神山クシヌカ-古湧泉	湧泉	近世琉球-近代沖縄	埋土情報あり	不明	△
8	神山トゥン遺跡	拝所	近世琉球-近代沖縄	再建祠ありか	不明	△
9	神山テラガマ洞穴遺跡	拝所	近世琉球-近代沖縄	現況写真あり	良好	○
10	神山後原ウシナー跡	闘牛場跡	近代沖縄	盛土されているか	良好	△
11	赤道渡呂寒原屋取古集落	集落跡	近世琉球-近代沖縄	屋敷跡あり	良好	○
12	赤道渡呂寒原古墓群	古墓群	近世琉球-近代沖縄	古墓多数	良好	○
13	上原濡原遺跡	農耕跡	貝塚	埋戻しか	良好	△
14	宜野湾並松街道	街道跡	近世琉球-近代沖縄	平坦造成の影響	不明	△

※「保存状況」は『重要遺跡保存整備基本構想作成業務[Ⅱ]報告書』より。「目視の可能性」は遺跡の解説文章や記録写真の有無により判断した。



図Ⅰ－17 重要遺跡の時代区分（選別された評価対象の時代）

(4) 基地内立入り調査の実施に向けて

(4) - 1 立入り申請関連資料の作成

基地内立入り調査の実施に向けた関係機関（沖縄県庁内及び沖縄防衛局等）との協議のための資料の作成を行った。

具体的には、立入り申請に係る書類及び協議の際の参考資料として、跡地利用計画に向けた自然環境・歴史文化に係る検討状況を整理した。

(4) - 2 これまでの立入り調査の実績

円滑な協議の実施に向けて、これまでの文化財及び自然環境に係る立入り調査の実績、及び机上調査及び普天間飛行場外踏査の実施状況を次ページ以降のとおり整理した。

表 I - 4 これまでの立入り調査の実績

普天間飛行場への立入り調査の実績 ■自然資源調査／●歴史文化資源調査（重要 14 遺跡のみ）			
年	調査期間	調査内容	出典
1997 (H9) 以前	S58	■トレーサー 地下水の経路を把握するため、飛行場内の 3 地点の洞窟に食塩を投入し、下流側の湧水地点（6 箇所）において一定時間ごとに湧水のサンプリングを実施 ■電気探査 不透水性基盤の上面形状を把握するために飛行場内の計 80 点の電気探査を実施	昭和 58 年 3 月「中原地区排水路全体計画調査業務」（平成 14 年度宜野湾市自然環境調査報告書より引用）
	S56, H4, H5	●新城古集落 試掘調査	『大山岳之佐久原第一遺跡・新城古集落遺跡』（平成 7 年、宜野湾市教育委員会編）／『基地内文化財 I』（平成 10 年、沖縄県教育委員会編）
	S63	●赤道渡呂寒原古墓群 分布・試掘調査	『土に埋もれた宜野湾』（平成元年、宜野湾市教育委員会編）
	H2	●野嵩タマタ原遺跡 試掘調査	『上原濡原遺跡発掘調査記録』（平成 7 年、宜野湾市教育委員会編）
	H2, H3, H5	●上原濡原遺跡 試掘調査	『上原濡原遺跡発掘調査記録』（平成 7 年、宜野湾市教育委員会編）／『基地内文化財 I』（平成 10 年、沖縄県教育委員会編）
	H4	●宜野湾クシノウタキ遺跡	『宜野湾クシノウタキ』（平成 9 年、宜野湾市教育委員会編）
2001 (H13)	H13	●野嵩タマタ原遺跡 試掘調査	『基地内埋蔵文化財調査報告書 I』（平成 17 年、宜野湾市教育委員会編）
2002 (H14)	H14, H15, H17	●野嵩タマタ原遺跡 試掘調査	『基地内埋蔵文化財調査報告書 II』（平成 18 年、宜野湾市教育委員会編）
	H14	●伊佐上原遺跡群 A 地点、同 F 地点	『基地内文化財 III』（平成 16 年、沖縄県教育委員会編）
	H14	●赤道渡呂寒原古墓群	『基地内埋蔵文化財調査報告書 I』（平成 17 年、宜野湾市教育委員会編）
	H14	●神山トゥン遺跡	『基地内埋蔵文化財調査報告書 I』（平成 17 年、宜野湾市教育委員会編）
	H14	●伊佐上原遺跡群 G 地点	『基地内文化財 IV』（平成 18 年、沖縄県教育委員会編）
	H14, H17	●神山テラガマ遺跡	『基地内埋蔵文化財調査報告書 I』（平成 17 年、宜野湾市教育委員会編）／『基地内埋蔵文化財調査報告書 IV』（平成 20 年、宜野湾市教育委員会編）
	H14～H16, H18	●赤道渡呂寒原屋取古集落	『基地内埋蔵文化財調査報告書 I』（平成 17 年、宜野湾市教育委員会編）

普天間飛行場への立入り調査の実績 ■自然資源調査／●歴史文化資源調査（重要 14 遺跡のみ）			
年	調査期間	調査内容	出典
2003 (H15)	H15. 7. 3	■天然記念物調査（洞窟） 以下の洞窟の位置と状況の確認及び神山テラガマ（坑内への）立入り調査。 （カーグムヤーガマ、字宜野湾のメヌカー、メーンサクガマ、仲門後ヌガマ、名称不詳のポノール 2 箇所、神山テラガマ、神山ウクマバカ、神山マーカー）	平成 15 年度 宜野湾市自然環境調査報告書
	H15. 7. 7	■天然記念物調査（陸域生物） 基地内東側の樹林帯の植生及び動物相の概況調査 ※具体の調査範囲・内容は不明	
	H15. 8. 27	■天然記念物調査（洞窟） 以下の洞窟の位置と状況の確認及び神山テラガマ（坑内への）立入り調査。 （カーグムヤーガマ、字宜野湾のメヌカー、メーンサクガマ、仲門後ヌガマ、名称不詳のポノール 2 箇所、神山テラガマ、神山ウクマバカ、神山マーカー）	
2004 (H16)	H16, H17	●野嵩タマタ原遺跡 試掘調査	『基地内埋蔵文化財調査報告書Ⅲ』 （平成 19 年、宜野湾市教育委員会編）
	H16, H18	●神山後原ウシナー跡	『基地内埋蔵文化財調査報告書Ⅳ』 （平成 20 年、宜野湾市教育委員会編）

表 I - 5 机上調査及び飛行場外踏査の実施状況

(参考) 机上調査及び普天間飛行場外踏査の実施状況 ■自然資源調査／●歴史文化資源調査		
年	調査内容	出典
2002 (H14)	■環境基盤調査【机上】 飛行場内外のボーリングデータ 211 点のデータによる水文地質図の作成 ■大山湿地帯の環境基盤調査【飛行場外】 ・土質工学的調査（ボーリング、標準貫入試験、土性試験） ・地下水位観測 ・電気伝導度測定 ■陸域生態系調査【飛行場外】 ・植物調査（動物相、動物群落、淡水藻類） ・動物調査（陸生動物全般、鳥類、水生生物、洞穴性動物類） ■生活環境調査【飛行場外】 ・大気質 ・水質（流量含む。調査時期は渇水期） ・土質	平成 14 年度 宜野湾市自然環境調査報告書 (平成 15 年 3 月、宜野湾市)
2003 (H15)	■環境基盤調査 ・ボーリング ・地下水位観測 ・電気伝導度測定 ・森の川湧水機構把握のための予備調査 ■陸域生態系調査 ・科学的対照区（中城城跡周辺緑地） ・植物（植物相、植物群落、淡水藻類） ・動物（陸生動物全般、鳥類、水生生物、洞穴性動物類） ■生活環境調査 ・大気質・気象 ・水質調査・土壌調査	平成 15 年度 宜野湾市自然環境調査報告書 (平成 16 年 3 月、宜野湾市)
2004 (H16)	■環境基盤調査【飛行場外】 ・県指定名勝「森の川」湧水機構調査 ・地下水流域界調査 ・湧水量調査 ■陸域生態系調査【飛行場外】 ・鳥類調査 ・昆虫調査 ■生活環境調査【飛行場外】 ・沿岸海域底質調査 ・海域生物調査	平成 16 年度 宜野湾市自然環境調査報告書 (平成 17 年 3 月、宜野湾市)
2005 (H17)	■大山塩水クサビ分布調査【飛行場外】 ・ボーリング ・地下水位観測 ・電気伝導度測定 ・踏査（調査地一帯の電気伝導度測定） ■自然環境現況とりまとめ【机上】 過年度の調査結果をもとに、宜野湾市の自然環境の現状、これからの宜野湾市を創造するための視点、取り組みの方向性を整理。	平成 17 年度 宜野湾市自然環境調査報告書 (平成 18 年 3 月、宜野湾市)
2006 (H18)	■湧水群水質調査【飛行場外】 調査地点は水量が多く、跡地利用と密接な関わりを有する 5 地点の湧水。（チュンナガー、フルチンガー、ヒャーカーガー、アラナキガー、メンダカリヒージャーガー） ■市域の水需要に関する現状把握【飛行場外】 ・地下水 ・湧水の利用に関する調査 ・水収支に関する補足調査 ・豊富な地下水・湧水を利用した市域の活性化	平成 18 年度 宜野湾市自然環境調査報告書 (平成 19 年 3 月、宜野湾市)

(参考) 机上調査及び普天間飛行場外踏査の実施状況 ■自然資源調査／●歴史文化資源調査		
年	調査内容	出典
2006 (H18)	■情報共有のためのデータベース作成【机上】 啓発冊子「自然に抱かれ、恵み豊かな宜野湾市をめざして」の内容を補完し、調査結果に基づく各種基礎データ（図面、表、写真）を、市のホームページを通して広く市民にわかりやすく発信。 ■段階的な計画づくりをすすめるための取組検討【机上】 ・現況調査（及び経年監視調査） ・自然環境の保全活用や跡地利用計画に繋がる調査 ・保全活用指針（及び自然環境保全に関する基本ルール）の作成	平成 18 年度 宜野湾市自然環境調査報告書 (平成 19 年 3 月、宜野湾市)
2007 (H19)	■湧水群水質調査【飛行場外】 調査地点は水量が多く、跡地利用と密接な関わりを有する 5 地点の湧水。（チンナガー、フルチンガー、ヒャーカーガー、アラナキガー、メンダカリヒージャーガー） ■沖縄版 RDB 改訂等に伴う注目種の再抽出・整理【机上】 平成 14～平成 15 年度の宜野湾市自然環境調査において抽出した動植物の注目種について、最新の文献に基づき見直しを行う。 ■自然環境保全に関する基本方向の作成【机上】 基地内に立ち入ることができない現状において、跡地計画づくりへの早期反映・啓蒙を目的とした自然環境の保全に関する基本方向の作成を行う。	平成 19 年度 宜野湾市自然環境調査報告書 (平成 20 年 3 月、宜野湾市)
2008 (H20)	■湧水群水質調査【飛行場外】 調査地点は水量が多く、跡地利用と密接な関わりを有する 5 地点の湧水。（チンナガー、フルチンガー、ヒャーカーガー、アラナキガー、メンダカリヒージャーガー） ■蘚苔類調査【飛行場外】 市内で湧水周辺等の 14 ヶ所に 32 の調査地点を設定。サンプリング・種同定は広島大学大学院理学研究科生物科学専攻 植物分類・生態学研究室の山口富美夫准教授に調査・分析を実施していただいた。 ■検討委員会の実施【机上】 2 回の検討委員会を実施し、調査方法及び結果について検討すると共に助言・指導を得た。	平成 20 年度 宜野湾市自然環境調査報告書 (平成 21 年 3 月、宜野湾市)
2009 (H21)	■湧水群水質調査【飛行場外】 調査地点は水量が多く、跡地利用と密接な関わりを有する 5 地点の湧水。（チンナガー、フルチンガー、ヒャーカーガー、アラナキガー、メンダカリヒージャーガー） ■大径木等調査【飛行場外】 ・文献・聞き取り調査 ・専門家ヒアリング ・現地調査の対象木の設定 ・基地外の現地調査の項目と方法 ・基地内の推定分布域 ・保全上重要なエリアの検討	平成 21 年度 宜野湾市自然環境調査報告書 (平成 22 年 3 月、宜野湾市)
2010 (H22)	■湧水群水質調査【飛行場外】 過年度までに調査が実施されている 5 地点で水質調査を実施。（チンナガー、フルチンガー、ヒャーカーガー、アラナキガー、メンダカリヒージャーガー） ■洞穴内水質・底質等概査【飛行場外】 調査はクマイアブ（2 箇所）、佐真下のウブガー（2 箇所）、カンガー、マヤーアブ、マヤーガマ、フルチンガーの計 8 箇所で行った。 ■委員会及び総括【机上】 平成 22 年度 宜野湾市自然環境調査検討委員会（第 1 回）今年度の調査の方法や洞穴内水質・底質等概査の調査地点について助言・指導を得た。	平成 22 年度 宜野湾市自然環境調査報告書 (平成 23 年 3 月、宜野湾市)

(参考) 机上調査及び普天間飛行場外踏査の実施状況 ■自然資源調査／●歴史文化資源調査		
年	調査内容	出典
2012 (H24)	■湧水群水質調査【飛行場外】 過年度までに調査を行った5地点（フルチンガー、メンダカリヒージャーガー、アラナキガー、ヒャーカーガー、チュンナガー）を対象に実施し、地下水の水質の面から、跡地利用計画に反映させるための基礎資料とする。ただし、健康項目等は年1回の実施とする。 ■基盤環境調査【飛行場外】 ・土地利用状況調査 ・地下水流入口水質調査 ・気象観測調査 ■生態系調査【飛行場外】 ・魚類・底生動物 ・土壌動物 ・洞穴内調査 ■洞穴調査【飛行場外】 洞穴調査は、基地外からの入洞可能で、これまで環境調査が行われていない箇所を主体に実施し、跡地利用に係る保全活用の基礎資料に資する目的で行った。 （チンカーガマ、タキジョウガマ、普天満宮洞穴、古波蔵家の井戸内洞穴） ■検討委員会【机上】 委員会を開催し、本年度の調査の方法や洞穴内水質・底質等概査の調査地点について助言・指導を得た。	平成24年度 宜野湾市自然環境調査報告書 （平成25年3月、宜野湾市）
2013 (H25)	西普天間住宅地区基地内・周辺調査 ■資料整理等調査【キャンプ瑞慶覧・机上】 過年度に行われた「宜野湾市自然環境調査報告書」などの既存資料を用いて、西普天間住宅地区の自然環境に関わる知見を整理する。また、専門家や関係者から西普天間住宅地区の環境に関して、聞き取りを行う。 ■特殊地形等調査【キャンプ瑞慶覧内】 ・湧水群の特徴 ・イシジャー地区の特徴 ・鍾乳洞と連続する急崖の特徴 ■生態系調査【キャンプ瑞慶覧内】 ・植生調査 ・保全上重要なエリアの推定 ■水環境調査【キャンプ瑞慶覧】 ・湧水群流量観測 ・河川水質調査 ・河川底質調査 普天間飛行場基地周辺調査 ■湧水群水質監視調査【飛行場外】 普天間飛行場基地周辺の湧水群の5つの監視地点について、昨年度に引き続き水質調査を2回行うものとし、生活環境7項目、栄養塩類6項目、一般性状7項目について分析を行う。 （メンダカリヒージャーガー、アラナキガー、ヒャーカーガー、フルチンガー、チュンナガー） ■気象観測調査【飛行場外】 市内1箇所気温・湿度計、雨量計を設置し、連続観測によりデータを取得する。 ■専門家ヒアリング【飛行場・机上】 現地調査結果のとりまとめにあたって、「宜野湾市自然環境調査検討委員」の中から複数の専門家からヒアリングを行い、報告書への反映及び次年度以降の調査方針をとりまとめる。	平成25年度 宜野湾市自然環境調査報告書 （平成26年3月、宜野湾市）

2. 土地利用及び機能導入の方針の具体化方策の検討

本節では、土地利用及び機能導入の方針の具体化方策の検討として、上位・関連計画における考え方を改めて整理したうえで、土地利用ゾーン配置に係る考え方を整理した。

(1) 土地利用ゾーン配置に係る基本的な考え方の整理

土地利用ゾーン配置に係る基本的な考え方の整理として、上位・関連計画である「沖縄 21 世紀ビジョン」、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」、「広域構想」及び「中間取りまとめ」等における当地区の果たす役割、土地利用に関する考え方を整理した。

(1) - 1 当地区の果たす役割

① 普天間飛行場は、“新たな沖縄振興拠点”

- ・「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」では、普天間飛行場跡地を中南部圏域の新たな振興拠点として位置づけ、返還が予定されている他の駐留軍用地跡地開発と連携した整備を行い、中南部都市圏の都市構造の再編を図ることを掲げている。
- ・「広域構想」では、普天間飛行場を新たな沖縄振興拠点として位置づけ、複合的機能の導入を促進し、キャンプ瑞慶覧やキャンプ桑江南側地区と連携しながら、中南部都市圏を機能的な一体構造へと導く中心的拠点として整備することを掲げている。

② 沖縄の自立的経済発展を担うべく、産業振興及び機能展開が重要

- ・中南部都市圏の基本的方向である「世界に開かれた平和で安らぎと活力のある中南部都市圏」の形成に向けて、自立的経済発展を担う重要なリーディング産業の集積と育成が不可欠。
- ・リーディング産業や機能の立地・集積を促進するための国際競争力を持った戦略的な受け皿空間として、“跡地振興拠点地区”の創設を計画。
- ・「沖縄 21 世紀ビジョン」及び「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」で示される産業群、方向を踏まえ、「広域構想」では、跡地で想定される産業タイプ、産業・機能イメージを整理。

(1) - 2 「広域構想」における普天間飛行場に親和性の高い産業・機能タイプ

中南部都市圏の駐留軍用地跡地においては、沖縄の自立的経済発展を担うべく、跡地振興の原動力となる産業の振興、及び機能の展開が重要となる。

「広域構想」において、産業振興の方針として、策定時点で立地誘導を目指す産業のイメージとして8つの産業タイプが示されている。表Ⅰ－6に示すように、特に普天間飛行場においては、リゾートコンベンション産業、医療・生命科学産業、環境・エネルギー産業、スポーツツーリズム産業、そして複合産業の導入が親和性が高いとされている。これらリーディング産業（タイプ）をターゲットとして、誘致や育成によって集積を形成していくことを産業振興の基本方向としている。

また、機能立地誘導の方針として、策定時点で立地誘導が考えられる機能として5つの機能タイプが示されている。表Ⅰ－7に示すように、特に普天間飛行場においては、国際協力・貢献機能、研究開発機能、広域防災機能の導入が親和性が高いとされており、沖縄全体の振興に重要な役割を担うこれら機能の立地を誘導していくこととなる。

なお、「広域構想」においては、「産業」を主に市場経済ベースで財・サービスを生産する企業活動とし、「機能」を必ずしも市場経済ベースだけでは供給できない公共的・公益的なサービスを提供する業務活動と定義されている。

表Ⅰ－６ 想定される産業タイプと産業集積のイメージ

◎：普天間飛行場において、親和性の高い産業タイプ

○：親和性がある産業タイプ（※「広域構想」策定時点）

産業タイプ※	産業集積のイメージ
◎リゾートコンベンション産業 	■MICE施設・産業（会議・研修・セミナー、報奨・招待旅行、大会・学会・国際会議、展示会等の関連） ■滞在型リゾート産業（長期滞在宿泊産業、ツーリズムサービス業、マリーナ・フィッシャリーナ等） 等
◎文化産業 	■芸術文化産業（アート、音楽、舞踏等） ■都市型エンターテインメント産業（ショー&レストラン、音楽バー、シアター、アミューズメント等） ■食文化産業（世界各国料理、郷土料理等） ■伝統文化産業（観光資源型芸能等） 等
○先端情報通信産業 	■芸術文化産業（アート、音楽、舞踏等） ■都市型エンターテインメント産業（ショー&レストラン、音楽バー、シアター、アミューズメント等） ■食文化産業（世界各国料理、郷土料理等） ■伝統文化産業（観光資源型芸能等） 等
○健康産業  	■芸術文化産業（アート、音楽、舞踏等） ■都市型エンターテインメント産業（ショー&レストラン、音楽バー、シアター、アミューズメント等） ■食文化産業（世界各国料理、郷土料理等） ■伝統文化産業（観光資源型芸能等） 等
◎医療・生命科学産業 	■高度（先進）医療機関（再生医療、がん治療等） ■医療関連製造業（創薬、医療機器等） ■ライフサイエンス産業 ■医療ツーリズム受入機関（人間ドック、リハビリ） 等
◎環境・エネルギー産業  	■スマートグリッド関連産業（HEMS関連IT産業等） ■再生可能エネルギー関連産業（太陽光発電等） ■リサイクル関連産業 等
○都市型農業 	■植物工場、アグリコンビナート ■テーマパーク型農林水産業 等
◎スポーツツーリズム産業  	■スポーツ施設（全天候型多目的施設、サッカー・野球・陸上等の屋外競技施設、屋内競技施設等） ■キャンプ・合宿関連施設・サービス業 等

出典：中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（平成25年1月、沖縄県・関係市町村）

表Ⅰ－７ 機能展開の方針、機能の誘導方向

◎：普天間飛行場において、親和性の高い機能タイプ

○：親和性がある機能タイプ（※「広域構想」策定時点）

機能の分野※	具体的施設等のイメージ	普天間飛行場との親和性
◎ 国際協力・貢献機能	■国際協力拠点（国立感染症研究所サテライトオフィス、健康危機管理情報センター等） ■国際災害援助拠点（災害・救急医療の基幹医療施設等） ■アジア・太平洋地域の共通課題研究機構 等	・国際的高次都市機能を備えることを目指す、「<u>普天間飛行場</u>」を沖縄の国際協力・貢献機能の集積した拠点としていくことを想定。
◎ 産業支援機能	■インキュベーション施設、工芸産業振興拠点施設 ■リサーチパーク、サイエンスパーク ■オープンソースソフトウェア活用促進センター 等	・インキュベーション施設等の産業支援機能は、基本的にリーディング産業の集積を目指す全ての駐留軍用地跡地において、産業と連携して立地可能。
○ 研究開発機能	■総合的な研究交流・情報発信拠点 ■国際的な災害研究施設 ■海洋資源調査・研究施設等	・琉球大学等との連携性や総合的な研究環境等の立地ポテンシャルの高さを活かして「<u>普天間飛行場</u>」には、総合的な研究交流・情報発信機能の拠点としていくことを想定。
◎ 専門人材育成機能	■高度で実践的な情報系人材育成機関、アジアIT研修センター ■アジアOJTセンター機能強化 等	・人材養成機関や育成プログラム等の専門人材育成機能は、基本的にリーディング産業の集積を目指す全ての駐留軍用地跡地において、産業と連携して立地可能。
○ 広域防災機能	■避難施設・避難経路、備蓄物資整備（拠点） 等	・市街地の中に位置しており、大規模な内陸部の空間を提供できる「<u>普天間飛行場</u>」を、中南部都市圏の広域防災機能の拠点として想定。

出典：中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（平成25年1月、沖縄県・関係市町村）

(1) - 3 「広域構想」における普天間飛行場の土地利用ゾーン配置の考え方

「広域構想」において、土地利用に関して以下のように整理されている。

【土地利用の基本方針】

- ①最優先に確保すべき用地：「公園・緑地」
- ②次いで優先度の高い用地：「跡地振興拠点地区」
- ③さらに、その他の公共用地、商業地、住宅地という優先順位を想定

※土地利用区分面積の試算（普天間飛行場）	跡地振興拠点地区：40～75ha（約12％）
	商業・業務等：30～60ha（約9％）
	住宅地：80～150ha（約23％）

【土地利用の整備基本方針】

■ゾーニングの方針

- ・地区全体で、3つのゾーン・拠点・地区の構成を想定。
- ・「多機能交流拠点」は、主要幹線道路の結節点や鉄道駅を中心に配置。産業・住民の双方に対して高度なサービスを提供する都市拠点空間を創出。特に、鉄道駅周辺には人々の交流の場となる駅前広場を設置。
- ・「住宅・商業・業務ゾーン」は、公園・緑地に囲まれるように配置。住宅系土地利用は、ゆとりある優れた居住空間を創出し、周辺市街地との一体的な生活空間形成に資するように形成。可能な限り公園・緑地と隣接して配置。商業・業務系の土地利用は、幹線道路沿道などに形成。
- ・「跡地振興拠点地区」は、先導的産業や高次都市機能の立地にふさわしい空間として整備、特に交通利便性の高い位置に配置。

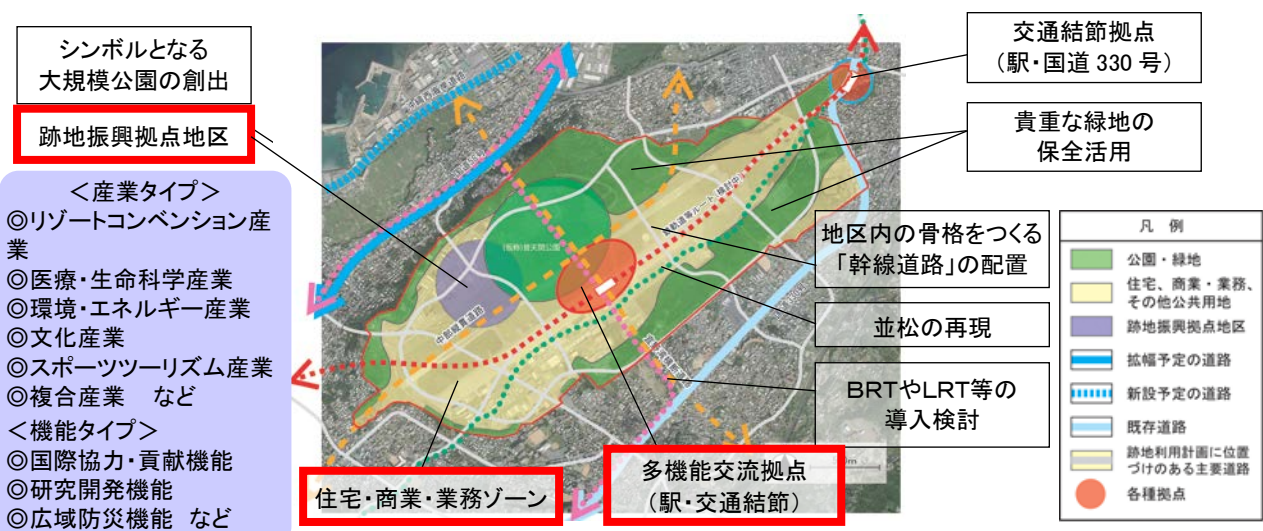
■拠点・軸の形成方針

- ・拠点として、駅・交通の結節点となる空間に「多機能交流拠点」を形成。
- ・地区を東西に横断、南北に縦断する幹線道路や公共交通軸に沿って都市軸を形成。

■跡地振興拠点地区の形成方針

- ・跡地振興拠点地区は、シンボル性をもった国際的高次都市機能、及び先導的産業の立地を誘導する受け皿としてふさわしい土地条件や環境を備えた空間として整備。
- ・跡地振興拠点地区は、産業活動や高次都市機能のパフォーマンスを向上させるため、ある程度周辺と独立した産業団地のようなイメージで整備。

整備構想図



出典：中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（平成25年1月、沖縄県・関係市町村）

(1) - 4 「中間取りまとめ」における普天間飛行場の土地利用ゾーン配置の考え方

「中間取りまとめ」において、土地利用に関して以下のように整理されている。

【土地利用及び機能導入の方針】

「しごと」と「くらし」の場が融合したまちづくりを目標とし、
三つの土地利用ゾーン（振興拠点、都市拠点、居住）による複合的なまちづくりを推進

①振興拠点ゾーンの形成

先進的な技術や多才な人材の誘致に向けて、優れた環境のもとに、沖縄振興の新たな舞台となる「創造と交流の場」の形成に向けたまちづくりを推進

- ・ 沖縄振興に向けた基幹産業等の集積地形成
- ・ 機能誘致の促進等に向けた中核施設の整備

②都市拠点ゾーンの形成

複合的なまちづくりの原動力とするために、広域集客拠点、市民利用施設及び都心共同住宅等を集めて、宜野湾市の新しい都心形成を推進

- ・ まちづくりの原動力となる広域集客拠点の形成
- ・ 市民の新しい生活拠点となる市民センターの整備
- ・ 都心の生活利便を享受する都心共同住宅の導入

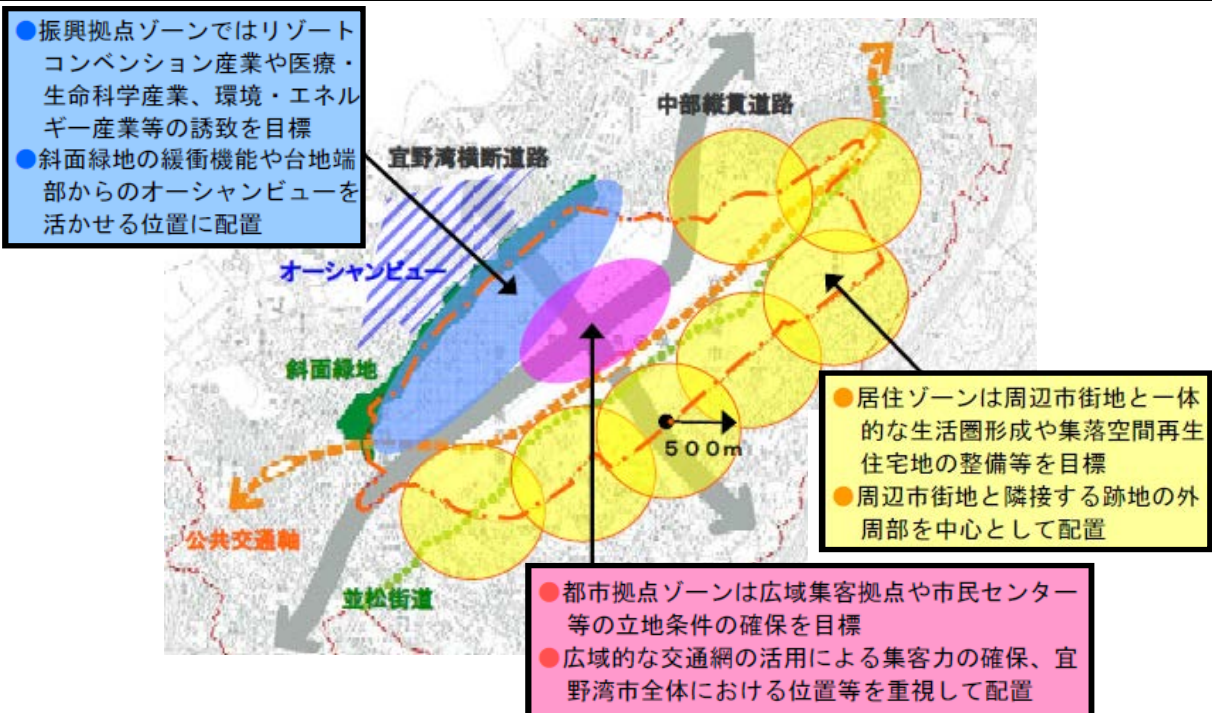
③居住ゾーンの形成

跡地の特性を活かし、時代の要請に応える、公園・環境を活かした跡地ならではの住宅地形成に向けて、来住者意向の反映や歴史的な特性の継承に向けた特色ある住宅地開発を導入

- ・ 多様なライフスタイルの実現に向けた住宅地開発
- ・ 「旧集落」の空間再生に向けた風景づくり

【土地利用ゾーン配置の考え方】

土地利用ゾーンの配置の考え方・配置パターン



出典：全体計画の中間取りまとめ（平成 25 年 3 月、沖縄県・宜野湾市）

(2) 土地利用ゾーン配置に係る考え方の検討

「中間取りまとめ」の考え方を基本としつつ、「中間取りまとめ」以降の状況等の変化や新たな視点等を踏まえ、土地利用ゾーンの配置の考え方・配置パターンを検討した。また、「振興拠点ゾーン」については、立地が想定される産業タイプ等、“新たな沖縄の振興拠点”の具体の形成イメージを捉えたうえで、配置の考え方を整理した。

(2) - 1 状況等の変化や新たな視点等

①県内の動向

●西普天間住宅地区跡地における「沖縄健康医療拠点」の形成

返還（H27.3）後、支障除去作業が完了し、土地の引渡し（H30.3）がなされている西普天間住宅地区跡地においては、「西普天間住宅地区跡地利用計画（H27.7策定、H30.4変更）が宜野湾市により策定された。内閣府による「骨太方針」（経済財政運営と改革の基本方針2018（H30.6））において、当該敷地に、琉球大学医学部及び同附属病院を移設し、沖縄健康医療拠点の形成を推進することが提示された。現在、事業化に向けて推進しているところである。

●空港・港湾等の機能強化

那覇空港の滑走路増設、那覇港の機能強化が計画されている。

●東海岸MICE施設の計画

与那原町と西原町に跨る中城湾港マリンタウン地区内に2万人収容の大型MICE施設の整備が計画されており、大型MICE施設による産業振興や沖縄観光のビジネスツーリズムの拠点形成を目指している。

②普天間公園(仮称)への提言書

●普天間公園(仮称)への提言書

「普天間公園(仮称)への提言書（H29.3）/普天間公園(仮称)懇談会」において、跡地利用の中核としてふさわしい公園のあり方が提示された。

- ・【理念】「シマの基層」を踏まえて「21世紀の万国津梁」をつくりだす
- ・【跡地利用における公園のあり方】ランドスケープイニシアティブにより、世界の人々を魅了する沖縄振興の舞台を創る
- ・【提言1】「21世紀の万国津梁」の舞台を創る
- ・【提言2】沖縄のアイデンティティを継承・発信する舞台を創る
- ・【提言3】我が国の経済発展に貢献する、世界の人々を魅了する沖縄振興の舞台を創る

③西海岸地域の開発のあり方について提言書

●西海岸地域の開発のあり方について提言書

「西海岸地域の開発のあり方について提言書（H30.5）/西海岸地域開発整備有識者懇談会」において、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」で目指す都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成に向けて、IoT活用によってスマートリゾートを実現することが重要であると提示された。都市型オーシャンフロント・リゾート地形成の円滑な推進に向けて、以下の提言がなされた。

- ・【提言1】来訪者と居住者に賑わうリゾート地づくり
- ・【提言2】海を見せる・海から見せる風景づくり
- ・【提言3】快適かつストレスフリーな移動環境づくり

④産業政策等

●第4次産業革命

ロボット工学、人工知能（AI）、ナノテクノロジー、量子コンピューター、生物工学、モノのインターネット（IoT）、3Dプリンター、自動運転などの多岐に渡る分野においての新興の技術革命を指し、これら新興技術をまちづくりの中に取り込む。

●観光、健康、環境・エネルギー、防災等分野の強化

観光、健康、環境・エネルギーなどが、まちづくりを考える上の視点としてあげられる。また、東日本大震災を受け、防災に対する意識が高まっている。

●規制緩和、官民連携

近年の国の施策展開として、規制緩和や官民連携の取組の推進などがあげられる。

(2) - 2 振興拠点ゾーン

振興拠点ゾーンの配置の考え方の整理にあたって、「中間取りまとめ」以降の状況の変化や新たな視点を整理した。次に、立地が想定される産業・機能タイプを踏まえた振興拠点の形成イメージを整理した。

(2) - 2 - 1 立地が想定される産業・機能タイプを踏まえた振興拠点の形成イメージ

当地区において展開可能性が高い産業・機能タイプの特徴を踏まえ、他の土地利用（都市拠点ゾーンや公園・緑地等）との親和性、跡地周辺地域との連携の可能性等から、以下のように振興拠点の形成イメージを3つのパターンに類型化した。

なお、当地区は、中南部都市圏の中間かつ市街地の中に位置し、広域防災機能を有する空間を提供できることから、近年の大規模かつ多様化する災害等に備えたリスク分散の必要性を踏まえ、国・県レベルの「広域行政機能」の導入を新たに想定した。

産業・機能タイプ		それぞれの特徴を踏まえた 他の土地利用との親和性・跡地周辺地域との連携等	振興拠点の 形成イメージ
産業 タイプ	リゾートコンベンション産業	・オーシャンビューの立地を活かすことができ、公園・緑地空間との親和性が高い。 ・西海岸リゾートエリアや東海岸MICE施設等との連携。	新たな沖縄県 及び 中南部都市圏の 国際ビジネス 拠点
	文化産業	・集客力が高い産業であり、都市拠点ゾーンや公園・緑地空間との親和性が高い。	
	先端情報通信産業	・IoT時代を支える基幹産業であり、多様な産業・機能と連携。 ・高速かつ大容量な情報通信基盤により、県外・国外との連携も可能。	
	健康産業	・西普天間住宅地区跡地「沖縄健康医療拠点」との連携。	
	医療・生命科学産業	・西普天間住宅地区跡地「沖縄健康医療拠点」との連携。 ・研究開発機能は、周辺土地利用に配慮し、緑化によるバッファを確保。	
	環境・エネルギー産業	・研究開発機能は、周辺土地利用に配慮し、緑化によるバッファを確保。 ・スマートシティの形成に向けた情報発信機能は、公園・緑地空間との親和性が高い。	
	都市型農業	・研究開発機能が融合した植物工場等、公園・緑地空間との親和性が高い。	
機能 タイプ	スポーツツーリズム産業	・集客力が高い産業であり、都市拠点ゾーンや公園・緑地空間との親和性が高い。 ・西海岸リゾートエリアとの機能分担と連携が可能。	様々なライフ・サイエンス分野を中心とした 緑豊かな 学術研究拠点
	国際協力・貢献機能	・国際的高次都市機能等、都市拠点ゾーンや公園・緑地空間との親和性が高い。	
	産業支援機能	・インキュベーション施設等の産業支援機能は、多様な産業・機能と連携が可能。	
	研究開発機能	・跡地内外の学術研究機関等との連携による総合的な研究交流・情報発信機能の拠点は、都市拠点ゾーンや公園・緑地空間との親和性が高い。	
	専門人材育成機能	・跡地内の企業や研究機関、周辺に立地する大学と連携 ・緑豊かな環境を創出でき、宅地内の緑地担保性が高い。	
	広域防災機能	・中南部都市圏の広域避難場所として、広場（公園）の確保や行政機能等との連携。	
	広域行政機能	・県民や市民が利用する利便性や快適性が優れた空間・施設として、都市拠点ゾーンや公園・緑地空間との親和性が高い。	国・県レベルの 広域行政機能の バックアップ 拠点

(2) - 2 - 2 振興拠点ゾーンの配置の考え方

前項で整理した①国際ビジネス拠点、②学術研究拠点（サイエンスパーク）、③広域行政機能のバックアップ拠点の3つの振興拠点の形成イメージ別に、各拠点の特性を活かした「新たな沖縄の振興拠点」としてのあり方を整理した。また、振興拠点ゾーンに立地する施設イメージを整理し、①及び③においては、都市拠点ゾーンとの連携が前提となる産業・機能タイプであることから、都市拠点ゾーンの導入機能等をあわせて整理した。それらを踏まえ、振興拠点ゾーンの配置の考え方を検討し、概念図として表した。

①国際ビジネス拠点

	国際ビジネス拠点
『新たな沖縄の振興拠点』のあり方	公共交通や広域道路ネットワークにより 広域アクセス性に優れた、公園・緑地と融合した 新たな沖縄県及び中南部都市圏の業務拠点（国際ビジネス拠点）の形成
産業・機能タイプ	・リゾートコンベンション産業 ・文化産業 ・先端情報通信産業 ・国際協力・貢献機能 ・産業支援機能
振興拠点ゾーンの施設イメージ	・国際貿易、観光、医療等の業務オフィス（本社・支社機能）、研修所、データセンター等のバックオフィス等 ・ホテル、滞在型施設、アミューズメント、ショッピングセンター、アリーナなどの集客施設 ・インキュベーション施設 ・国際的交流施設 等
連携する都市拠点ゾーンの導入機能等	・広域的レベルのビジネスサポート機能（宿泊施設、レンタルオフィス、会議施設等） ・商業等のサービス機能
振興拠点ゾーンの配置の考え方	駅周辺や広域幹線道路のアクセス性を重視 公園・緑地との融合、都市拠点ゾーン機能との混在 ・都市的土地利用と融合する大規模公園エリア内に配置し、国際的交流施設等から成るこれまでにない緑の中の国際ビジネス拠点を形成。 ・駅や広域幹線道路のアクセス性を重視して配置し、アジアのダイナミズムを取り込むビジネス環境を創出。 ・都市拠点ゾーン機能との複合的な土地利用による利便性とオープンスペースによる快適性を兼ね備えた環境を整備。
振興拠点ゾーンの配置概念図	西海岸リゾートエリアと連携 東海岸MICE施設と連携 凡例 - 広域幹線道路 - 鉄軌道 - 駅 - 振興拠点ゾーン - 都市拠点ゾーン - 大規模公園エリア 大規模公園エリア内の都市拠点ゾーンとの複合的土地利用による緑の中の国際ビジネス拠点の形成

②学術研究拠点（サイエンスパーク）

	学術研究拠点（サイエンスパーク）	
『新たな沖縄の振興拠点』 のあり方	「沖縄健康医療拠点」や周辺の大学等との連携による ライフ・サイエンス分野を中心とした 緑豊かな学術研究拠点（サイエンスパーク）の形成	
	産業・機能タイプ	・先端情報通信産業 ・健康産業 ・医療・生命科学産業 ・環境・エネルギー産業 ・都市型農業 ・産業支援機能 ・研究開発機能 ・専門人材育成機能
	振興拠点ゾーンの 施設イメージ	・ライフ・サイエンス分野や環境分野の研究所 ・専門人材を育成する高等教育機関 ・インキュベーション施設等 ・植物工場等 ・産学官連携施設、研究交流・情報発信施設等
	連携する 都市拠点ゾーンの 導入機能等	—
振興拠点ゾーンの 配置の考え方	民有地の緑地担保性の高さを活かした効果的な配置 沖縄健康医療拠点との近接性を重視した配置 ・大規模公園エリア外の周辺土地利用に配慮した地区端部に配置し、民有地で保有する豊かな緑地を効果的に活用した学術研究拠点を形成。 ・研究交流や情報発信機能等は、大規模公園エリア内に配置し、住民意識醸成や活動拠点、人材育成の場を創出。 ・駅からのフィーダー交通の確保や広域幹線道路からのアクセス性の確保等により、利用しやすい研究開発環境を整備。	
振興拠点ゾーンの 配置概念図	凡例 - 広域幹線道路 - 鉄軌道 - 駅 - 振興拠点ゾーン - 都市拠点ゾーン - 大規模公園エリア 民有地内の緑化により 周辺土地利用に配慮した グリーンバッファを設けた 学術研究拠点の形成 民有地内の緑化により 周辺土地利用に配慮し たグリーンバッファを設 けた学術研究拠点の形成 (沖縄健康医療拠点との連携)	

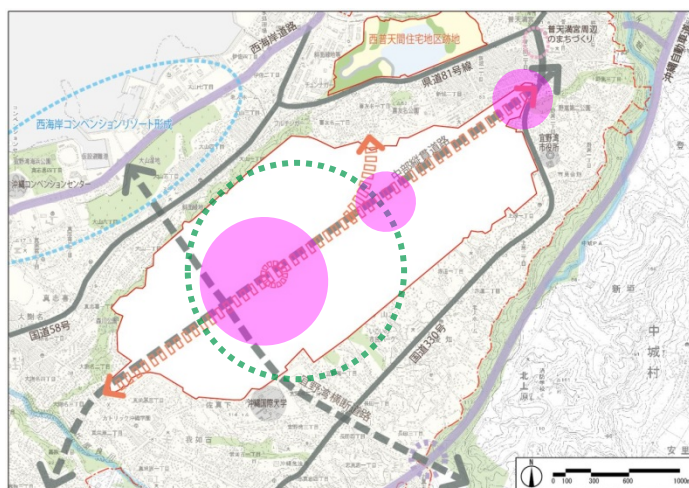
③広域行政機能のバックアップ拠点

	広域行政機能のバックアップ拠点	
『新たな沖縄の振興拠点』 のあり方	災害リスク等も考慮し、那覇市に集積する国・県レベルの <u>広域行政機能の副次的なバックアップ拠点の形成</u>	
	産業・機能タイプ	・先端情報通信産業 ・スポーツツーリズム産業 ・広域防災機能 ・広域行政機能
	振興拠点ゾーンの 施設イメージ	・国・県レベルの行政施設 ・スタジアムやアリーナ等の集客施設 ・交流施設 等
	連携する 都市拠点ゾーンの 導入機能等	・市民レベルの行政機能 ・教育・文化・医療・福祉・商業等の市民生活サービス機能 ※防災公園（広場）とも連携
振興拠点ゾーンの 配置の考え方	跡地内外を含めた防災性の高さを重視 駅周辺や広域幹線道路のアクセス性を重視 ・災害リスクの少ない内陸部の立地を活かし、防災公園とも連携した広域行政機能のバックアップ拠点を形成。 ・都市的土地利用と融合する大規模公園エリア内に配置し、県民・市民の交流や活動拠点を創出。 ・駅や広域幹線道路のアクセス性を重視し、県内のどこからでも利用しやすい立地に配慮。	
振興拠点ゾーンの 配置概念図	現宜野湾市役所 凡例 - 広域幹線道路 - 鉄軌道 - 駅 - 振興拠点ゾーン - 都市拠点ゾーン - 大規模公園エリア 防災性が高く、 広域アクセス性のよい 広域行政機能の バックアップ拠点の形成	

(2) - 3 都市拠点ゾーン

都市拠点ゾーンの配置の考え方は、概ね「中間取りまとめ」における考え方を踏襲し、以下のように整理した。

- 広域的な交通網の活用による集客力の確保が期待できる駅周辺や広域幹線道路とのアクセス性を重視して配置する（広域集客拠点）。
- 沿道のまちづくりが想定される都市幹線道路の沿道等に配置する。
- 宜野湾市全体における位置等も重視する。

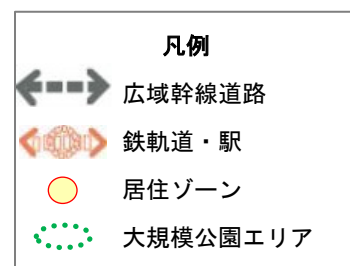
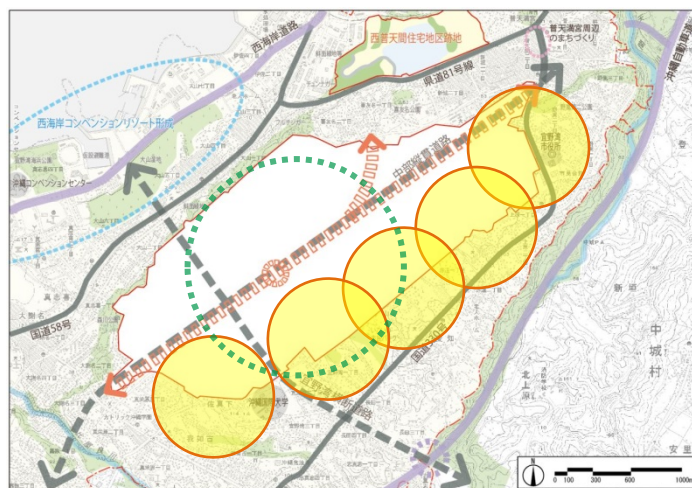


図Ⅰ-18 都市拠点ゾーン

(2) - 4 居住ゾーン

居住ゾーンの配置の考え方は、概ね「中間取りまとめ」における考え方を踏襲し、以下のように整理した。

- 周辺市街地との一体的な生活圏形成等に配慮し、周辺市街地と隣接する跡地の外周部を中心として配置する。
- 大規模公園エリアは、「緑の中のまちづくり」の具現化に向け、先進的な取組を積極的に展開する場とする。



図Ⅰ-19 居住ゾーン

3. 都市基盤整備の方針の具体化方策の検討

本節では、「環境づくりの方針の具体化方策の検討」及び「土地利用及び機能導入の方針の具体化方策の検討」、関連部局による検討結果を踏まえ、都市基盤整備の方針の具体化方策を検討した。

(1) 広域交通インフラに係る基本的な考え方の整理

普天間飛行場跡地における骨格となる広域交通インフラ（広域幹線道路・鉄軌道）等に関する上位関連計画を整理した。

(1) - 1 沖縄県の上位関連計画：沖縄県総合交通体系基本計画（平成 24 年 6 月）

(1) - 1 - 1 体系的な幹線道路網の整備

①ハシゴ道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備

- ・国道 58 号（沖縄西海岸道路を含む）、国道 329 号等からなる本島南北の柱となる道路網の整備
- ・南部東道路、那覇インターアクセス道路、浦添西原線、宜野湾横断道路、中部横断道路等、南北の柱を支える東西連絡道路の整備等

②交通経路の分散化を図る 2 環状 7 放射道路等の整備

- ・那覇を中心とした放射道路網の整備等

③地域における幹線道路網等の整備

- ・市街地内の幹線道路網の整備等

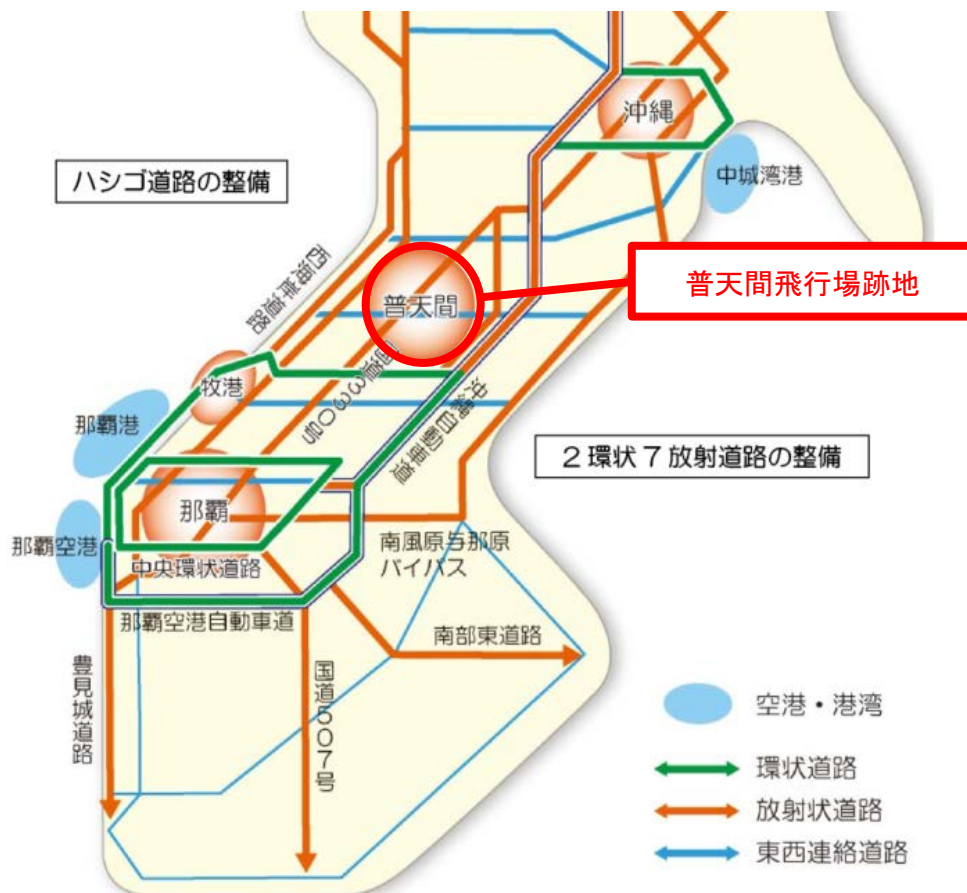


図 I-20 幹線道路ネットワーク

出典：沖縄県総合交通体系基本計画（平成 24 年 6 月、沖縄県）

(1) - 1 - 2 利便性の高い公共交通ネットワークの構築

①拠点間を連絡する鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入

- ・新たな公共交通システムについて需要の規模や特性等を踏まえた導入環境の整備

②都市モノレールの延長

③都市部の多様な活動を支えるバス交通の拡充

- ・新たな公共システムと一体的にサービスするフィーダー交通の導入
- ・多様な都市活動や地域間の移動を支えるバス交通体系の見直し
- ・基幹バスシステムの導入等

④地方部の移動を支援するバス交通等の拡充

⑤移動利便性を高めるバスサービス等の展開



図 I - 21 公共交通ネットワーク

出典：沖縄県総合交通体系基本計画（平成 24 年 6 月、沖縄県）

(1) - 2 宜野湾市の上位関連計画：都市交通マスタープラン・都市交通戦略（平成 24 年 3 月）

(1) - 2 - 1 道路交通計画

①道路の段階構成と機能分担の明確化

- ・沖縄本島及び中南部都市圏の広域的な移動を支える道路ネットワークを構成するとともに、市内における都市拠点間を相互に連携する幹線道路ネットワークの構築を図る。
- ・今後、基地跡地利用との連携による幹線道路ネットワークの構築について検討する。

②道路空間における様々な機能の確保

- ・公共交通の運行を支える空間や、歩行者・自転車が安心して利用できる空間といった各交通手段に配慮した道路空間の整備を図る。
- ・今後、基地跡地利用との連携による周辺市街地との一体的なまちづくりを踏まえた道路空間の整備を図る。



図 I - 22 宜野湾市周辺の道路ネットワーク

出典：都市交通マスタープラン・都市交通戦略
（平成 24 年 3 月、宜野湾市）

(1) - 2 - 2 公共交通計画

①段階的な公共交通ネットワークの構築

- ・鉄軌道を含む新たな公共交通システムによる広域幹線公共交通との段階的なネットワークの構成を図る。
- ・今後、基地跡地利用との連携による構成を検討する。さらに、地区レベルにおける市内の生活交通サービスの展開についても検討する。

②交通結節点

- ・伊佐、宇地泊、普天間は、公共交通ネットワークの結節機能のほか、パークアンドライド機能を有する交通拠点として位置づける。
- ・今後、基地跡地利用との連携による都市圏幹線公共交通や市内生活交通の展開を踏まえ、効果的なネットワーク形成や連携強化を図る。



図 I - 23 宜野湾市周辺の公共交通ネットワーク

出典：都市交通マスタープラン・都市交通戦略
（平成 24 年 3 月、宜野湾市）

(2) 跡地内道路ネットワークの検討

(2) - 1 道路の役割

跡地内道路ネットワークを検討する前段として、一般的な道路のヒエラルキー及びそれらの役割について整理した。

幹線道路	広域幹線道路	・都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通や都市内の枢要な地域間相互の交通の用に供する道路。 ・高い走行機能と交通処理機能を有する。
	都市幹線道路	・都市内の各地区または主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路。 ・居住環境地区等の都市の骨格を形成する。
	地区幹線道路	・広域幹線道路または都市幹線道路で囲まれた区域内において幹線道路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線道路。
生活道路	区画道路	・街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する。 ・街区や宅地の外郭を形成する、日常生活に密着した道路。
	歩行者専用道路	・専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路。



広域幹線道路



都市幹線道路



地区幹線道路



区画道路

図 I - 24 道路イメージ

(2) - 2 幹線道路ネットワークの前提等の整理

幹線道路ネットワークを検討するにあたり、前提となる「中間取りまとめ」における都市基盤整備の方針、及び「普天間飛行場跡地等道路整備検討会議」の結果を整理した。

(2) - 2 - 1 中間取りまとめ 都市基盤整備の方針〈幹線道路の整備〉

①上位計画にもとづく広域的な幹線道路の整備

「沖縄県総合交通体系基本計画（平成 24 年 6 月、沖縄県）」、「中南部都市圏都市交通マスタープラン（平成 21 年 3 月、沖縄県）」等に位置づけられている広域的な幹線道路として「中部縦貫道路」と「宜野湾横断道路」の整備を行う。

「中部縦貫道路」の整備

- ・「中部縦貫道路」は、中南部都市圏の縦貫方向の交通機能の強化と跡地や周辺市街地等の沿道のまちづくりとの共生を目標として、主要幹線道路の機能を備えた道路構造と跡地内を南北に縦貫するルートで導入することを想定する。

「宜野湾横断道路」の整備

- ・「宜野湾横断道路」は、中南部都市圏の横断方向の交通機能の強化と跡地や周辺市街地等の沿道のまちづくりとの共生を目標として、主要幹線道路の交通機能を備えた道路構造と跡地内を東西に横断するルートで導入することを想定する。

②宜野湾市の都市幹線道路網の整備

宜野湾市の将来都市像の実現に向けた幹線道路網の再編と跡地における立地条件向上を目標として、跡地を利用した幹線道路網の整備を行う（都市幹線道路の整備・地区幹線道路の整備）。

都市幹線道路の整備

- ・宜野湾市都市計画マスタープランを基本として、跡地利用から見たルートの修正を行い、幹線道路を適正な網間隔で配置することを目標として、跡地と周辺市街地にまたがる都市幹線道路の整備を行う。

地区幹線道路の整備

- ・都市幹線道路網を補完し、跡地における土地利用の誘導や周辺市街地との一体性の確保、跡地と周辺市街地の一体化に向けたシンボリックな空間の創出等を目標として、跡地と周辺市街地にまたがる地区幹線道路の整備を行う。

(2) - 2 - 2 前提条件の整理

① 普天間飛行場跡地等道路整備検討会議による検討

沖縄県道路街路課を中心とした普天間飛行場跡地等道路整備検討会議（平成 28 年度～）において、「普天間飛行場跡地利用計画（素案）」策定に資することを目的として、自動車交通量、中部縦貫道路及び宜野湾横断道路の道路規格、宜野湾横断道路西側の道路構造等の検討が進められている。

このことから、以下では、普天間飛行場跡地等道路整備検討会議の検討状況を整理し、普天間飛行場跡地利用計画において幹線道路ネットワークの検討を行う際の前提とする。

	路線名称	路線数	車線数	起終点	備考
広域幹線道路	中部縦貫道路	1 路線	4 車線	国道 330 号 中城湾港方面	
	宜野湾横断道路	1 路線	4 車線	国道 58 号バイパス 国道 329 号	
都市幹線道路	①宜野湾南風原線 (延伸)	1 路線	4 車線	県道 34 号線 県道宜野湾北中城線	
	②宜野湾市道 (延伸)	1 路線	2 車線	県道 34 号線 県道 29 号線	跡地内外の高低差による 地形的制限あり
	③宜野湾市道 (整備)	1 路線	2 車線	国道 58 号 国道 330 号	跡地内外の高低差による 地形的制限あり

【基地内道路の道路規格】

- 主要幹線道路
 - 中部縦貫道路：4種1級・4車線（バイパスタイプ）
 - 宜野湾横断道路：4種1級・4車線（バイパスタイプ）
- 都市幹線道路
 - ①宜野湾南風原線の延伸：4種1級・4車線（街路タイプ）
 - ②宜野湾市道の延伸：4種2級・2車線
 - ③宜野湾市道の整備：4種2級・2車線

凡 例	
	振興拠点ゾーン(振興コア)
	都市振興ゾーン
	居住ゾーン(旧集落跡)
	公園
	周辺市街地の公園緑地等
	並松街道
	シンボル道路
	高規格幹線道路、地域高規格道路
	主要幹線道路(計画構想区間)
	都市幹線道路(既設区間/計画構想区間)
	地区幹線道路(路地開通)
	地区幹線道路(既設区間/計画構想区間)
	公共交通軸(構想)
	湧水

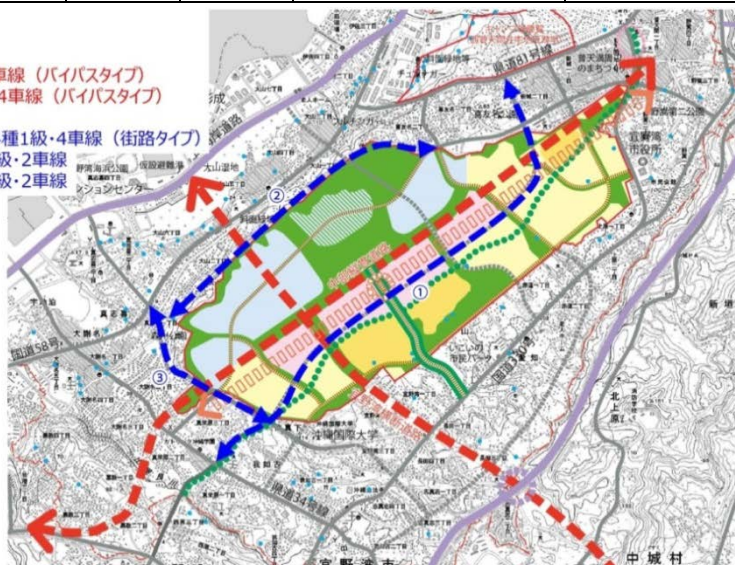


図 I-25 検討路線の概要

出典：普天間飛行場跡地等道路整備検討会議資料（平成 30 年 7 月、沖縄県）

② 市道宜野湾 11 号の整備状況

普天間飛行場跡地東側の一部が平成 29 年 7 月に返還され、市道宜野湾 11 号の整備が進んでいる。平成 30 年度中に用地取得、平成 31 年度中の供用開始を目標としている。

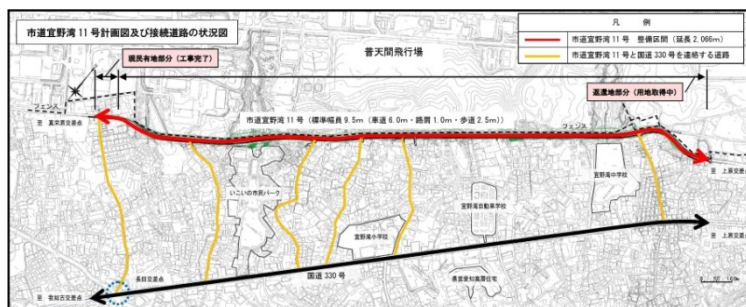


図 I-26 市道宜野湾 11 号計画図及び接続道路の状況図

出典：宜野湾 11 号道路整備計画に関する説明会資料（平成 29 年 7 月、宜野湾市）

(2) - 3 幹線道路ネットワークの考え方

跡地周辺の幹線道路ネットワークを検討するにあたり、前述の前提等を踏まえて、幹線道路ネットワークの基本的な考え方、及び広域幹線道路ネットワークの考え方・都市幹線道路ネットワークの考え方・地区幹線道路ネットワークの考え方をそれぞれ検討した。

(2) - 3 - 1 幹線道路ネットワークの基本的な考え方

道路の分類、路線数、車線数、起終点は、普天間飛行場跡地等道路整備検討会議案を基本としつつ、跡地利用における利便性・快適性等も考慮する。

①必要路線数及び車線数（普天間飛行場跡地等道路整備検討会議案）

	広域幹線道路	都市幹線道路	合計車線数 (広域・都市幹線道路)
縦貫方向	1 路線	2 路線	10 車線
横断方向	1 路線	1 路線	6 車線

②広域幹線道路（中部縦貫道路・宜野湾横断道路）

- ・中南部都市圏の交通機能の強化のため、高い交通処理機能を確保するものとし、普天間飛行場跡地等道路整備検討会議案を基本とする。

③都市幹線道路

- ・都市内の交通処理上必要な道路として、普天間飛行場跡地等道路整備検討会議案の①～③道路を配置するものとし、跡地内を通る都市幹線道路①は、起終点（県道 34 号線・県道宜野湾北中城線）を踏まえつつ跡地内で確保する。
- ・上記のほか、地形条件等も考慮しながら、適正な網間隔となるよう都市幹線道路を配置する。

④地区幹線道路

- ・広域幹線道路及び都市幹線道路の間に、都市幹線道路網を補完する地区幹線道路を配置する。

(2) - 3 - 2 幹線道路ネットワークの考え方

①広域幹線道路ネットワークの考え方

- ・中部縦貫道路：国道 330 号と中城湾港方面を起終点とし、広域幹線道路としての交通処理機能を優先することで、跡地における広域的な速達性を確保する。
- ・宜野湾横断道路：国道 58 号バイパスと国道 329 号を起終点とし、広域幹線道路としての交通処理機能を確保するとともに、沿道のまちづくりとの共生の可能性も検討する。

②都市幹線道路ネットワークの考え方

- ・ A 道路（都市幹線道路①に相当）は、県道 34 号線から跡地内を經由し、県道宜野湾北中城線を結ぶことで、縦貫方向の跡地内への出入りを集約し、都市内の交通処理機能を持たせるとともに、沿道利用も図る。さらに、A 道路と西普天間住宅地区跡地を結ぶことで、跡地と周辺市街地をつなぐ道路網の形成をイメージした。
- ・ B 道路は、国道 330 号から中部縦貫道路の側道を経由して A 道路を結び、中部縦貫道路の側道として沿道のまちづくりを図るとともに、跡地と周辺市街地をつなぐ道路網の形成をイメージした。
- ・ C 道路は、国道 330 号と県道宜野湾北中城線を結び、跡地内中央部の横断方向の交通集約を図るイメージとした。
- ・ D 道路は、都市幹線道路②（跡地外）と A 道路を結び、跡地西側の交通集約を図るイメージとした。

③地区幹線道路ネットワークの考え方

- ・ 跡地内の交通を集約し、広域幹線道路または都市幹線道路へと繋ぐ機能を持たせる。
- ・ 地区幹線道路は、沿道利用を促進し、快適な生活空間等の形成を図る。

※ a 道路は、並松街道の再生ルートを担当することも想定するが、並松街道の整備のあり方については今後の検討課題とする。

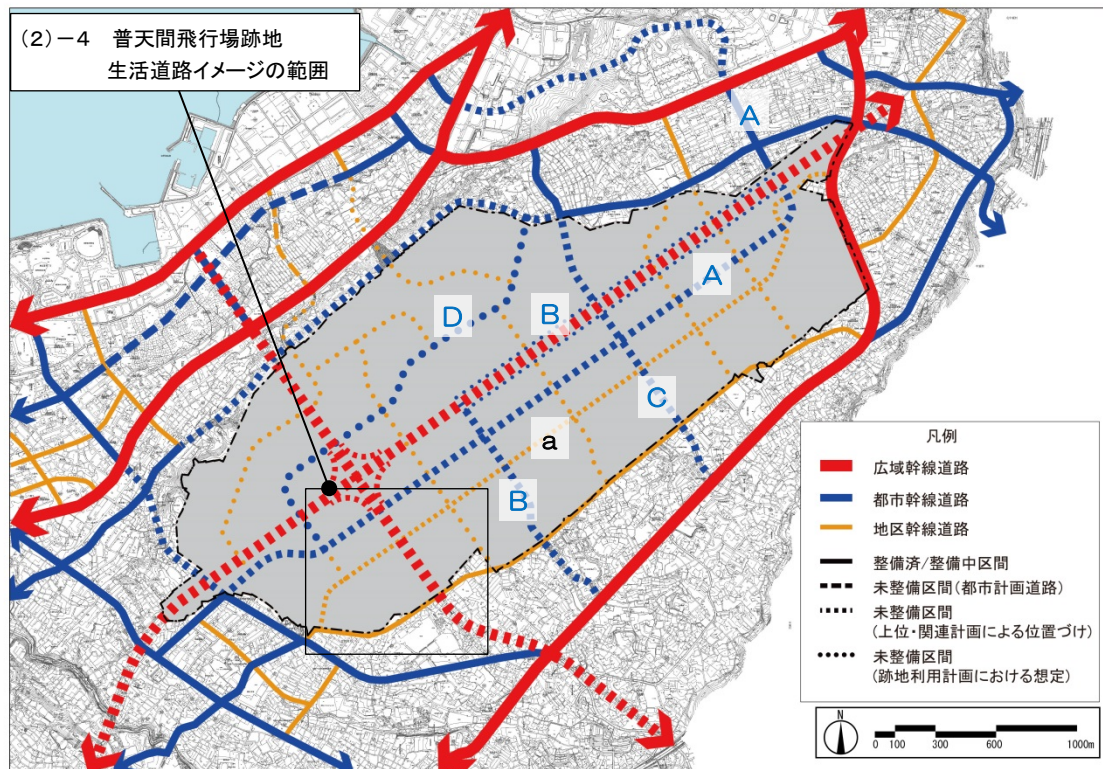


図 I - 27 普天間飛行場跡地 道路ネットワークイメージ

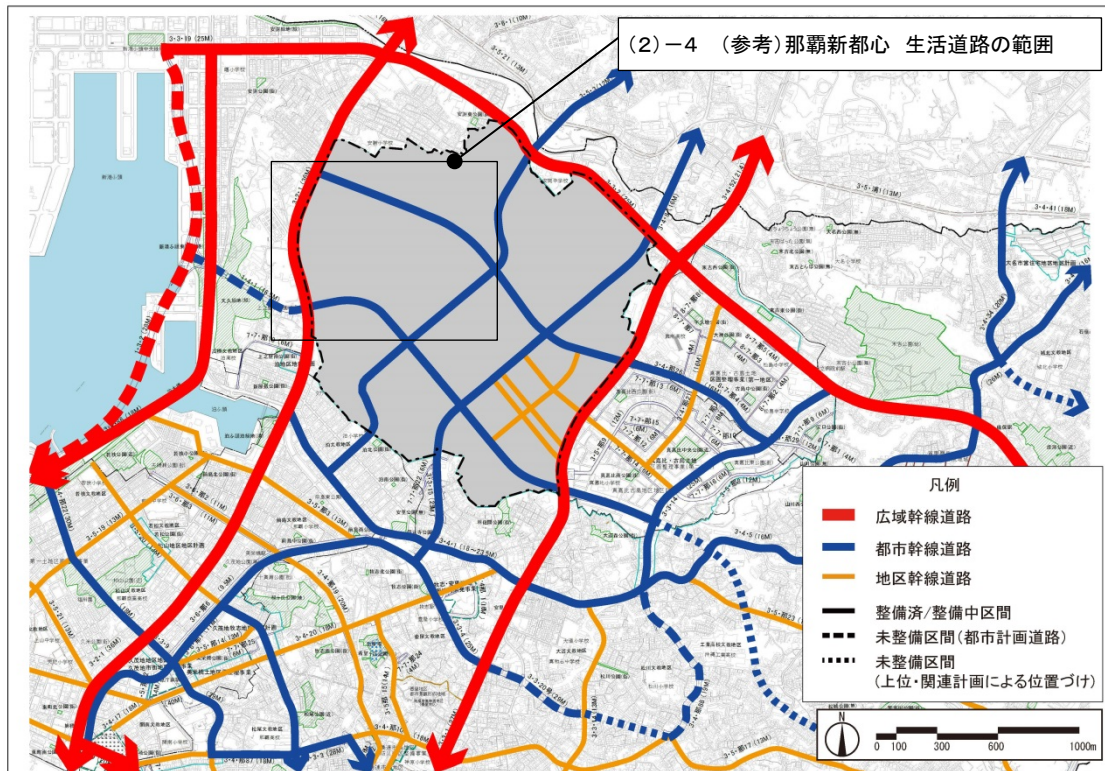


図 I - 28 (参考) 那覇新都心 周辺道路ネットワーク



図 I - 29 (参考) 那覇新都心 周辺道路

(2) - 4 生活道路の考え方

跡地内での生活空間のスケールや街区割等を把握するために、以下に留意し、生活道路のイメージを検討した。

都市幹線道路・地区幹線道路等で囲われた街区には、街路樹による緑陰の創出や歩行者専用道路の配置、自動車の侵入の制限等、快適な歩行空間の創造に寄与する生活道路を整備する。

伝統的な沖縄の住宅配置に基づく街区割を基本として生活道路を配置する等、街区と生活道路とが一体となり、風や日光・水等の自然環境を活用しながら、緑が豊かで快適な生活空間を創出する。



図 I - 30 普天間飛行場跡地 生活道路イメージ



図 I - 31 普天間飛行場跡地 区画道路・歩行者専用道路イメージ

跡地内生活道路イメージと同スケール的那覇新都心における生活道路を参考として以下に示す。



図 I - 32 (参考) 那覇新都心 生活道路



図 I - 33 (参考) 那覇新都心 区画道路・歩行者専用道路

(3) 鉄軌道に係る検討

(3) - 1 今年度の検討内容

関係部局の検討状況を踏まえ、普天間飛行場跡地内における鉄軌道のルート案について、物理的・技術的・経済的な視点から検討を行った。

検討については、以下の流れで行った。

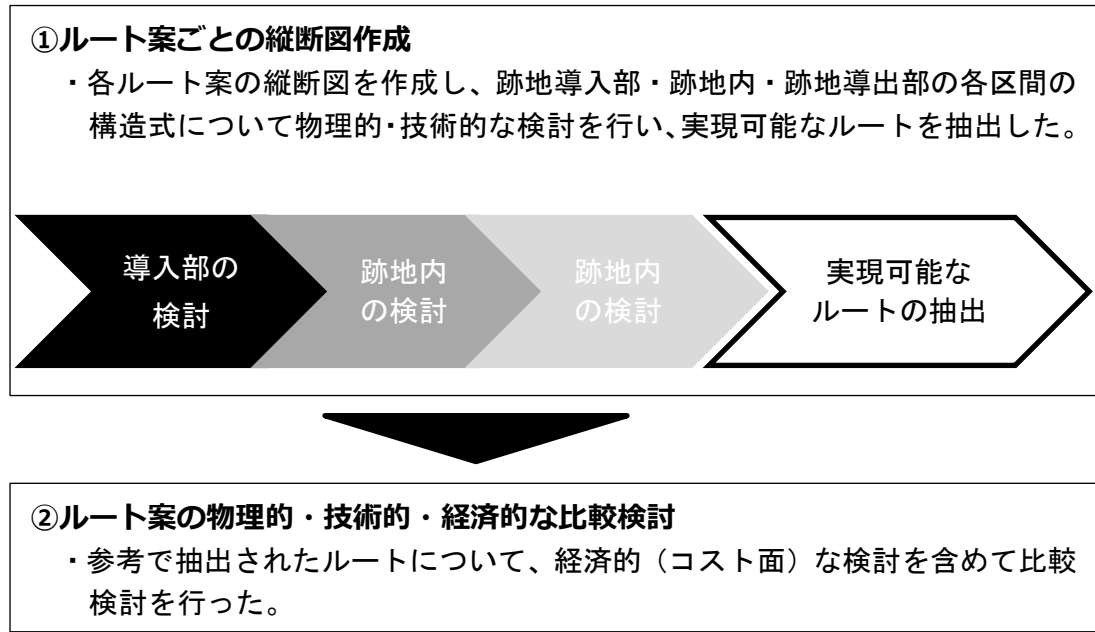


図 I - 34 検討のフロー

内閣府検討及び沖縄県がとりまとめた「推奨ルート案」と平成 30 年度第 1 回「有識者検討会議」の意見を踏まえ、以下の 6 ルートを設定した。

(3) - 2 ルート・構造の物理的・技術的・経済的な検討

(3) - 2 - 1 ルート案の設定

設定したルート案は、跡地内への導入部「国道 58 号経由」、「国道 330 号経由（中部縦貫道路一体型）」、「国道 330 号経由」の 3 パターンと、導出部「国道 58 号合流」、「国道 330 号合流」の 2 パターンの計 6 ルートで検討を行った。

詳細は、次ページのとおりである。

表 I - 8 跡地内の鉄軌道のルート案の考え方

	導入部	跡地内	導出部	跡地内の構造形式
ルート案 1-1	国道 58 号経由	中部縦貫道路 を通る	国道 58 号合流	・中部縦貫道路が想定される 地区中央部は、琉球石灰岩 層が厚く堆積しているこ とから、跡地内の構造形式 として「地下式は検討しな い」。
ルート案 1-2			国道 330 号合流	
ルート案 2-1	国道 330 号か ら中部縦貫道 路経由	中部縦貫道路 を通る	国道 58 号合流	
ルート案 2-2			国道 330 号合流	
ルート案 3-1	国道 330 号か ら宜野湾南風 原線経由	宜野湾南風原 線または並松 街道を通る	国道 58 号合流	・跡地東側は重要な歴史・自 然環境資源が多く残る一 方で、琉球石灰岩層の体積 が浅いため、跡地内の構造 形式は「地下式のみを検討 する」。
ルート案 3-2			国道 330 号合流	

※導出部の国道 58 号合流案は、内閣府検討ルートが跡地西側の重要な歴史・自然環境資源上
を通ることから、一部ルートを見直している。

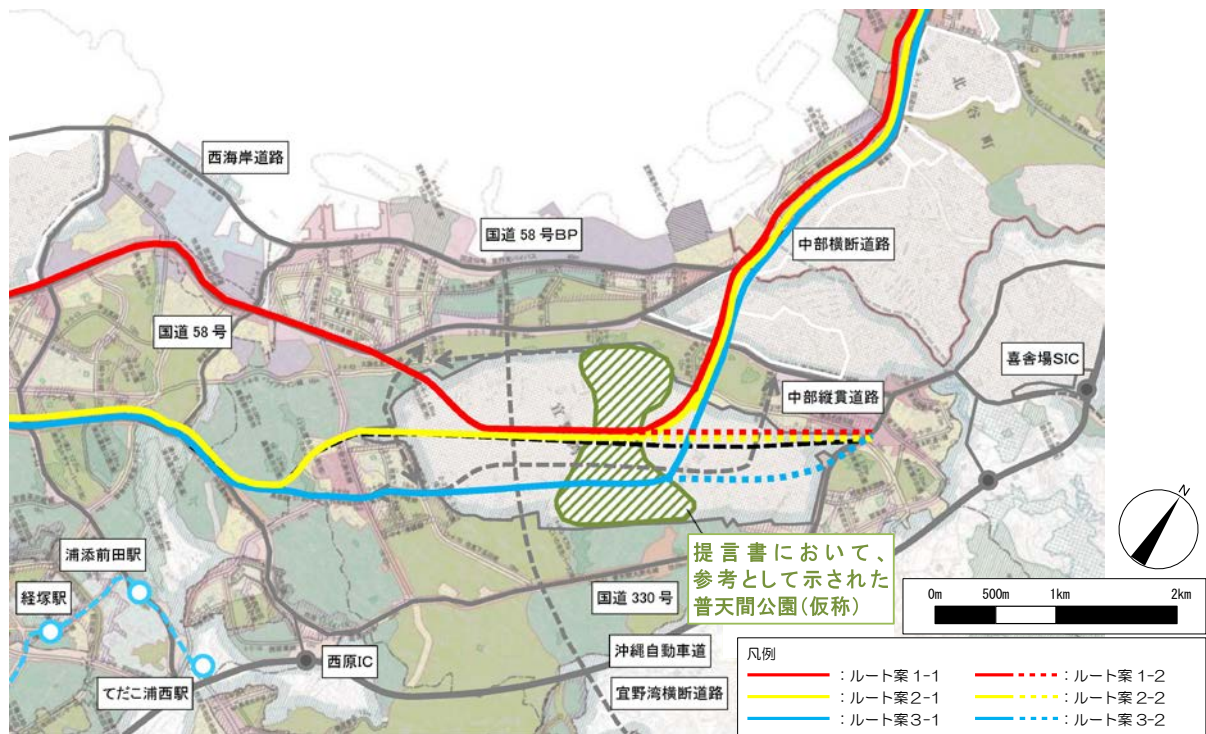


図 I - 35 ルート案

(3) - 2 - 2 比較検討

①検討条件

設定ルートごとの物理的・技術的に可能なルートについて比較検討を行った。

構造形式ごとのコストの算出については、跡地内の延長を対象として、「鉄軌道等導入課題検討調査（内閣府）」における概算事業費単価を活用した。

各構造形式の概算事業費単価※は、地平式が 10 億円/km、高架式は 60 億円/km、地下式（シールドトンネル）は 110 億円/km である。

※土木工事費、軌道費、電気関係費、総係費等を含む金額、過去の実績等より設定。

②検討結果

各ルート・構造形式の物理的・技術的・経済的な評価の優劣はあるものの、全てのルートで整備が可能であった。

そのため、今後のルート・構造形式については、跡地の土地利用の検討成果を踏まえ検討を進める。

表Ⅰ－９ ルート毎の想定される構造形式

	ルート案	想定される構造形式		
		導入部	跡地内	導出部
ルート案 1-1		高架式	高架式 または 地平式	高架式
ルート案 1-2		高架式	高架式 または 地平式	高架式
ルート案 2-1		高架式	高架式 または 地平式	高架式
ルート案 2-2		高架式	高架式 または 地平式	高架式
ルート案 3-1		地下式	地下式	地下式
ルート案 3-2		地下式	地下式	地下式

表Ⅰ－10 ルート毎の検討結果

経済的検討			物理的・技術的検討
ルート案	区間長	概算事業費	
ルート案 1-1	6.8km	231億円～ 409億円	<導入部> ・約25mの橋脚の建設が必要となるため、地下水系や地盤への影響について検討が必要。 <跡地内> ・国道58号合流案とした場合、中部縦貫道路から分岐する箇所の構造について検討が必要。 ・地平式とした場合、交差する道路や公園等の交差形状について検討が必要。 <導出部> ・国道58号合流案とした場合、最急勾配60‰でも最長約42mの橋脚の建設が必要となるため、構造形式の見直し（一部、平面式（掘割）とする）に係る検討が必要。
ルート案 1-2	6.4km	202億円～ 385億円	
ルート案 2-1	5.7km	177億円～ 344億円	<導入部> ・国道330号区間は地下式となるため、中部縦貫道路と一体となった後、高架式に移行する区間の鉄軌道と中部縦貫道路の幾何構造について検討が必要。 <跡地内> ・国道58号合流案とした場合、中部縦貫道路から分岐する箇所の構造について検討が必要。 ・地平式とした場合、交差する道路や公園等の交差形状について検討が必要。 <導出部> ・国道58号合流案とした場合、最急勾配60‰でも最長約42mの橋脚の建設が必要となるため、構造形式の見直し（一部、平面式（掘割）とする）に係る検討が必要。
ルート案 2-2	5.2km	166億円～ 313億円	
ルート案 3-1	6.1km	634億円	<導入部> ・既成市街地（宜野湾市嘉数及び真栄原地区）内の鉄軌道の導入空間（宜野湾南風原線を想定）について、検討が必要。 <跡地内> ・駅構築部は開削が必要となるため、駅整備による地下水系への影響について検討する必要がある。 ・国道58号合流案とした場合、都市計画道路または並松街道から分岐したあとの鉄軌道の導入空間について、検討が必要。 <導出部> ・国道58号合流案とした場合、既成市街地（宜野湾市喜友名地区）内の鉄軌道の導入空間について、検討が必要。
ルート案 3-2	5.1km	552億円	

(3) - 3 駅配置の検討

(3) - 3 - 1 駅数の設定

駅数については、平成 30 年度第 1 回「有識者検討会議」における駅に関する意見や内閣府「鉄軌道等導入課題調査」における駅間距離の考え方を踏まえ、跡地内に 1 つとして想定した。

平成 30 年度 第 1 回「有識者検討会議」における駅に関する意見（議事抜粋）

- ・琉球石灰岩層への影響を抑えるには、跡地の東側に配置することが望ましいが、土地利用を考えると、駅が地区中心から離れると有効利用が図りづらくなる。
 - ・地区外の北谷町側の駅勢圏に入ることを勧告し、跡地中心部に駅を配置することも検討してはどうか。
 - ・西普天間住宅地区跡地側の既存の市街地と当該跡地の中心部のどちらに拠点形成を図るのかということではないか。広域幹線道路に近づけてはどうか。
- ⇒駅数は、地区外の想定されている駅の駅勢圏の観点から検討する必要がある。

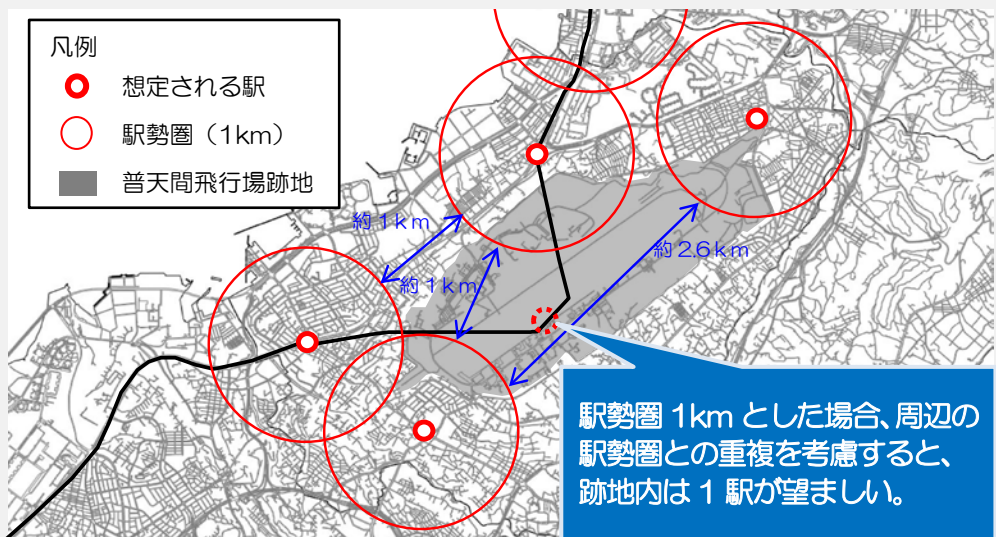
内閣府「鉄軌道等導入課題調査」における駅間距離の考え方

《駅間距離の考え方》

- ・中南部地域については、駅間距離 2 ～ 3 km 程度で想定。

《跡地外に想定される駅位置》

- ・内閣府の検討では、跡地外の駅位置について以下のとおり想定されている。



出典：「鉄軌道等導入課題調査（内閣府）」を元に作成

- ・内閣府における駅間距離や跡地外の想定される駅の駅勢圏を踏まえると、跡地内に 1 つ設定するのが効率的なものと考えられる。

駅数は、跡地内に“1つ”として設定

図 I - 36 駅数の検討フロー

(3) - 3 - 2 駅位置の設定

駅位置については、前項で設定した駅数や平成 30 年度第 1 回「有識者検討会議」における駅に関する意見、沖縄県・宜野湾市「中間取りまとめ」における駅位置を踏まえ、跡地中心部へ想定した。

平成 30 年度 第 1 回「有識者検討会議」における駅に関する意見（議事抜粋）

- ・琉球石灰岩層への影響を抑えるには、跡地の東側に配置することが望ましいが、土地利用を考えると、駅が地区中心から離れると有効利用が図りづらくなる。
 - ・地区外の北谷町側の駅勢力圏に入ることを勘案し、跡地中心部に駅を配置することも検討してはどうか。（再掲）
 - ・西普天間住宅地区跡地側の既存の市街地と当該跡地の中心部のどちらに拠点形成を図るのかということではないか。広域幹線道路に近づけてはどうか。（再掲）
- ⇒駅位置は、地区外の想定される駅の配置や広域幹線道路との関係、拠点形成や土地利用の有効利用の観点から検討する必要がある。

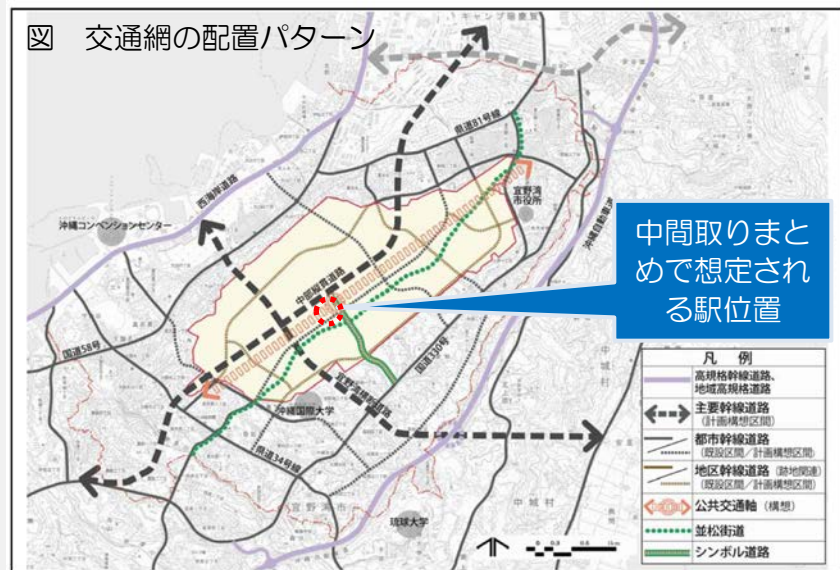
跡地内の駅数

駅数は、跡地内に“1つ”として設定。

沖縄県・宜野湾市「中間取りまとめ」における駅位置

- ・「中間取りまとめ」では、鉄軌道を含む新たな公共交通軸の配置において、跡地における公共交通軸の整備効果を最大限発揮させることを目標として、広域的な集客拠点や居住ゾーンとの近接性を考慮して配置しており、駅位置は、跡地中心部を想定している。

図 交通網の配置パターン



出典：「全体計画の中間取りまとめ」（平成 25 年 3 月、沖縄県・宜野湾市）

駅位置は、“跡地中心部”に設定（「中間取りまとめ」を踏襲）

図 I - 37 駅位置の検討フロー

(3) - 4 配置方針・配置方針図の更新に向けた考え方の整理**(3) - 4 - 1 広域インフラの配置・構造に係わる現時点での考え方（案）**

前項までの検討成果及び広域インフラの現時点の関係部局の検討状況を踏まえ、広域インフラの配置・構造に係る現時点の考え方を整理した。

鉄軌道のルートについては、県及び内閣府検討案を基に 1～3 のルート案を設定し、比較評価した。現段階で 1 案の絞り込みは困難な状況であるが、今回の検討会議における配置方針の更新案の検討にあたっては、整備上の条件や事業推進上の課題を勘案し、鉄軌道が中部縦貫道路と一体的な配置を念頭においた「ルート案 2」を想定して検討する。

また、鉄軌道が中部縦貫道路とは別ルートとなった場合、又は、「地下式」となった場合も想定し、「ルート案 3」についても検討する。

①整備上の前提条件（広域インフラの構造形式）**■広域幹線道路**

- ・宜野湾横断道路は、西海岸道路への接続、跡地西側の斜面緑地への影響を極力少なくすることから、跡地内は「地平式」を基本とする。
- ・中部縦貫道路は、宜野湾横断道路との交差部は「高架式」、大規模公園との交差部は「高架式」または「地平式（掘割）」とし、地上部の移動や土地利用を分断しない構造とする。
※地下構造への影響を抑えるため、「高架式」や「地平式（掘割）」の区間は最小限とする。

■鉄軌道

- ・中部縦貫道路と一体的な整備となる場合（ルート案 1・2）は、跡地の前後区間（既成市街地）は「高架式」、跡地内は「高架式」「地平式」の 2 通りが考えられる。
ただし、高架式の場合、琉球石灰岩層への杭設置による地下水系への影響、地平式の場合、広域インフラによる地域分断が懸念される。
- ・琉球石灰岩層への影響を最小限に留めることに配慮したルート案 3 の場合は、跡地内外ともに「地下式」となる。
※道路法第 31 条より鉄軌道と道路の交差部は、原則立体交差

②事業推進上の課題からみたルート設定**■段階的な整備を念頭においた広域インフラの用地確保及びまちづくりへの影響を踏まえた鉄軌道のルート設定**

- ・中部縦貫道路及び宜野湾横断道路、鉄軌道の同時期の整備が困難なことも想定。
- ・鉄軌道の整備が遅れた場合、事前に鉄軌道の用地を確保した中でまちづくりを進めることが必要。
- ・鉄軌道のルートを中部縦貫道路と一体的な配置とすることで、整備時期のズレによる都市基盤整備やまちづくりへの影響を抑えることが可能。

○鉄軌道のルートを中部縦貫道路と一体的な配置を想定

○構造形式は、「高架式」または「地平式（掘割）」構造を想定

※掘割式とした場合、東西土地利用の連続性確保や通過交通騒音等の影響緩和が想定される

■中部縦貫道路と鉄軌道のルートが異なった場合の対応

- ・事前の用地確保の観点から鉄軌道を地下式とすることが想定される。
- ・地下構造への影響を踏まえると、琉球石灰岩層の堆積が浅い位置で敷設が可能な跡地東側を通るルート案 3 での整備が想定される。

③現時点の検討案の整理



図 I - 38 鉄軌道ルート案2のケーススタディ



図 I - 39 鉄軌道ルート案3のケーススタディ

(3) - 4 - 1 想定される広域インフラの断面形状等

前項の検討成果を基に、それぞれの高さや位置関係を把握するための断面図を作成した。
ルート案 2 については、高架式及び地平式（掘割）の 2 パターン作成した。

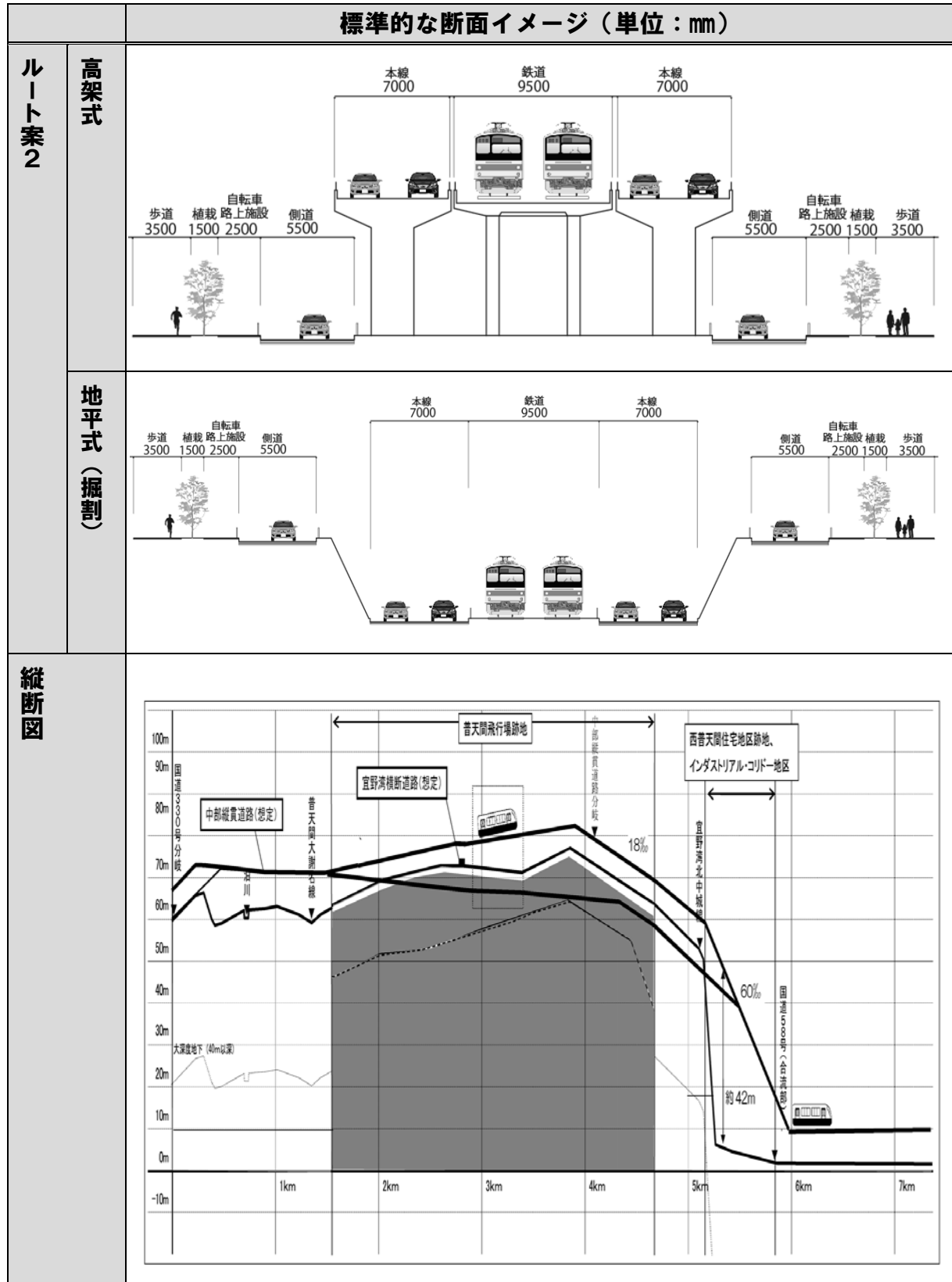


図 I - 40 ルート案で想定される広域インフラの断面形状等

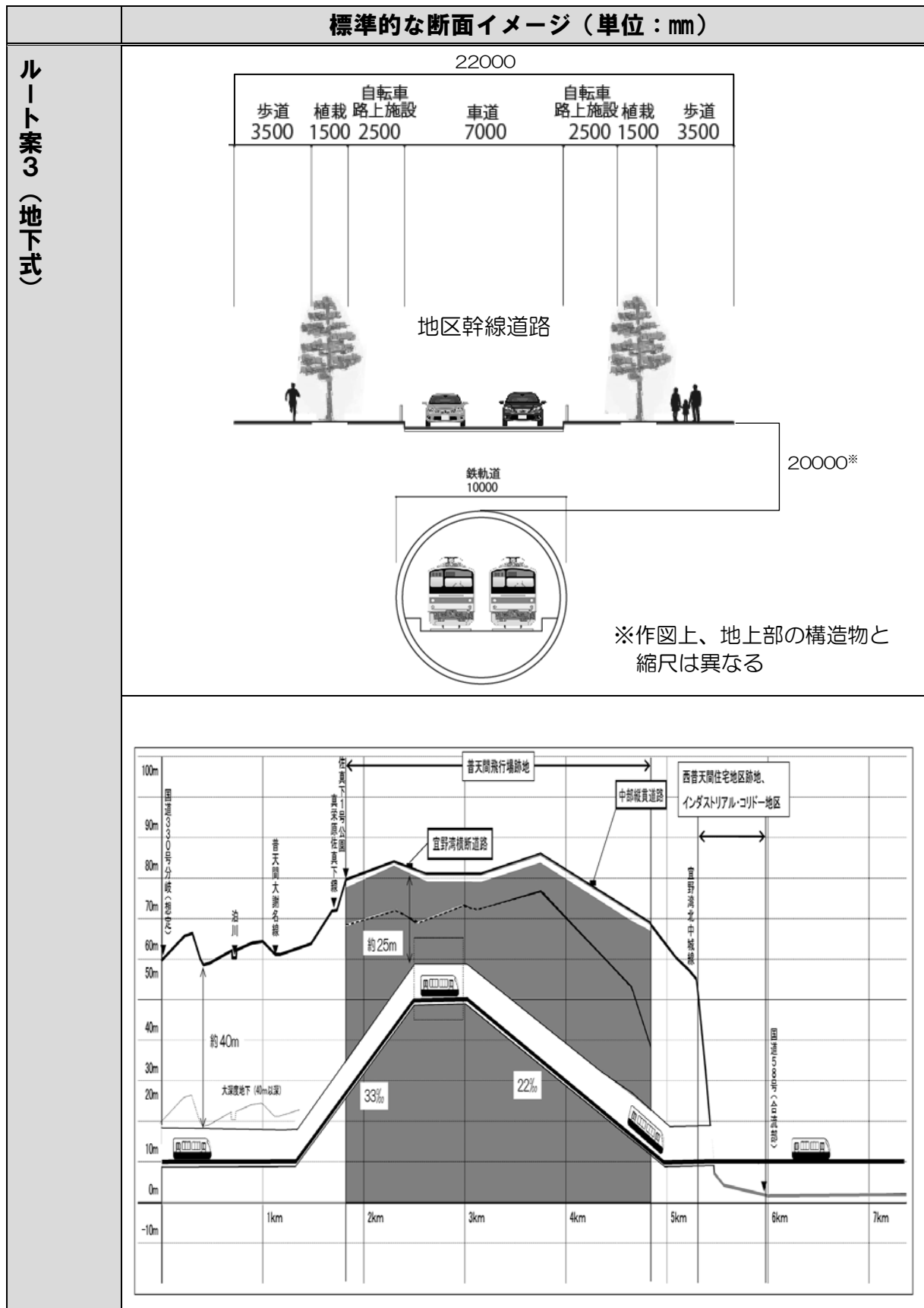
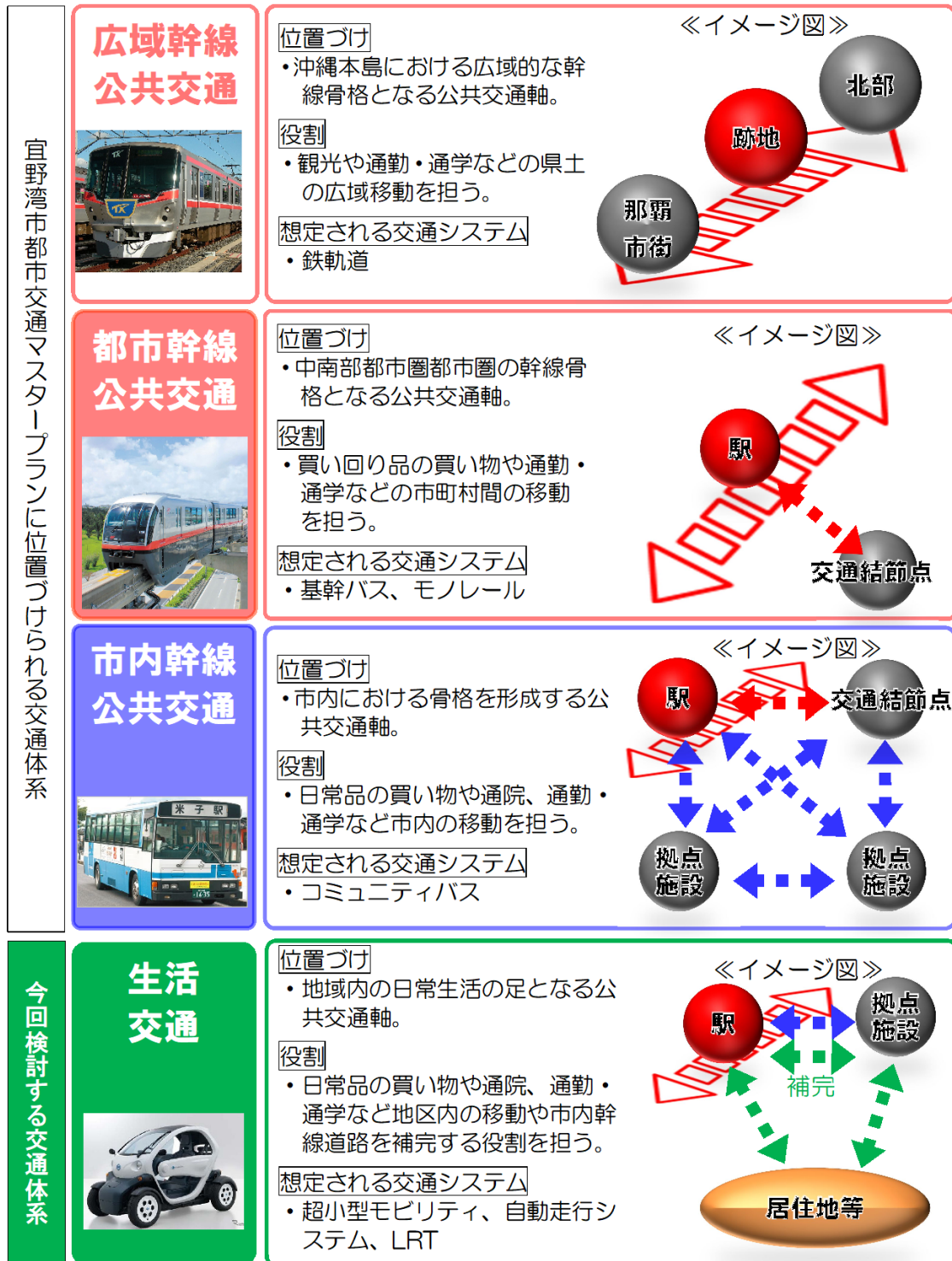


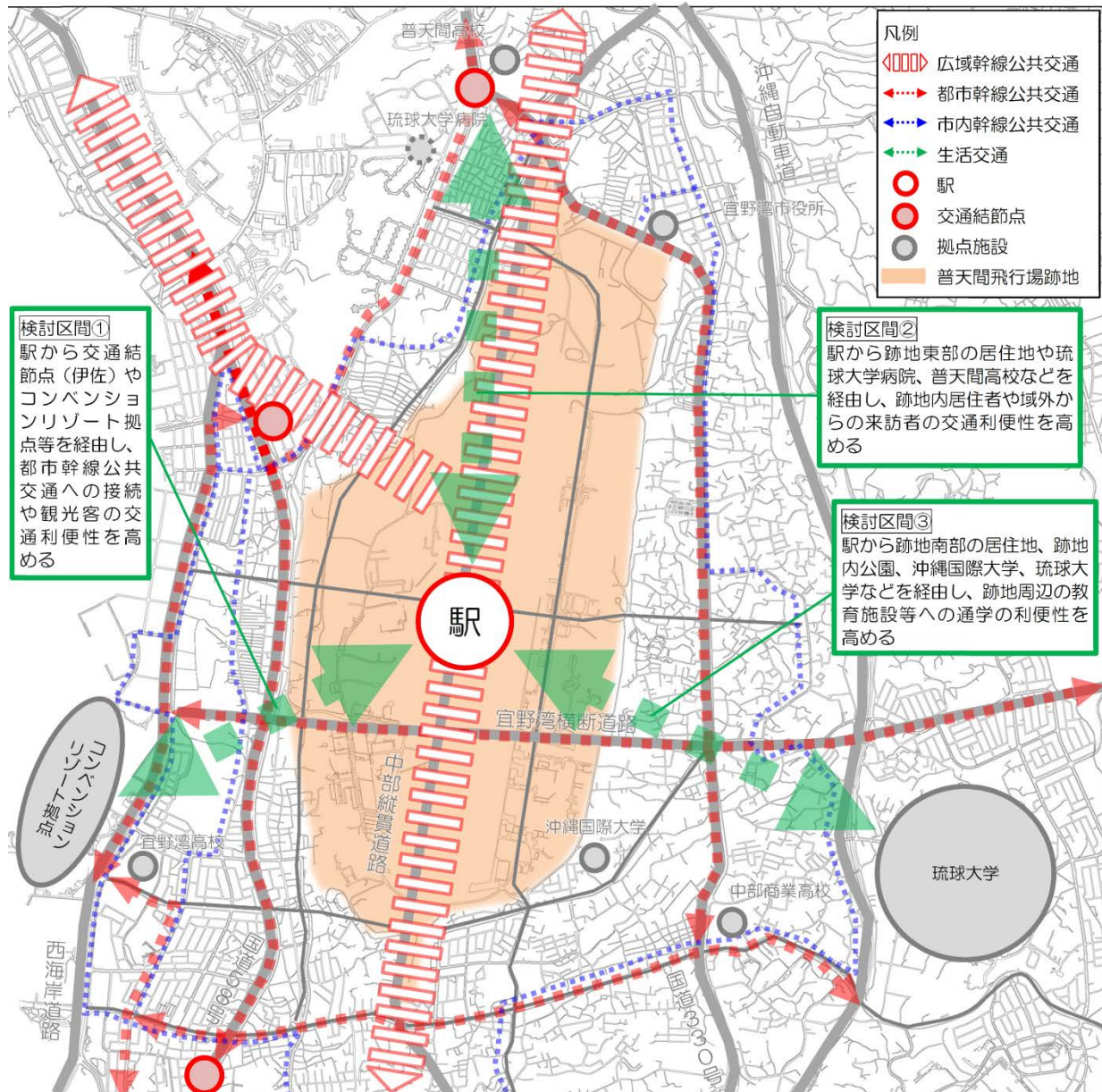
図 I - 41 ルート案3で想定される広域インフラの断面形状等

(4) 公共交通体系に係る検討

跡地内の公共交通体系については、宜野湾市「都市交通マスタープラン・都市交通戦略」に位置づけられる広域幹線・都市幹線・市内幹線公共交通に加えて、地区レベルの生活交通サービスである「生活交通」のそれぞれの位置づけや役割、想定される交通システム、各公共交通との関係について以下のとおり整理した（写真はイメージ）。



図Ⅰ－42 跡地内の各公共交通の位置づけ・役割・想定される交通システムイメージ

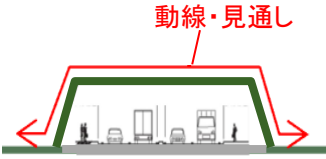
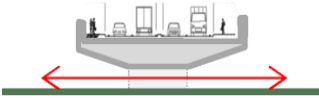


図Ⅰ－43 跡地内の公共交通ネットワークイメージ

(5) 緑地空間に係る検討

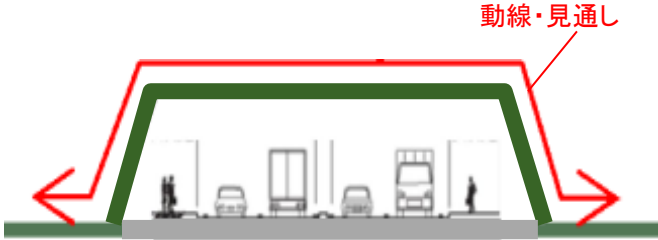
緑地空間と広域道路・鉄軌道等の交差部において、交差物件の形式（地平式・高架式・掘割式）における自然環境、地下空間、公園利用、動線、景観の想定される状況について整理した。また、次ページ以降で各形式において緑地空間の一体感・連続性を確保するための配慮事項を検討した。

表Ⅰ－11 緑地空間と広域道路・鉄軌道等の交差部において想定される状況

交差物件 の形式	地平式	高架式	掘割式
断面 イメージ			
生態系	・交差部以外での生態系の生息環境（小動物の往来等）への影響が想定される。	・生態系の生息環境（小動物の往来等）への影響は比較的少ないと想定される。	・交差部以外での生態系の生息環境（小動物の往来等）への影響が想定される。
緑化	・交差部以外は道路であり、交差部は人工地盤・橋梁等となるため、可能な植栽等が制約される。	・高架下部分は植栽等の一部制約があるものの、比較的制約されにくい。	・交差部以外は掘割であり、交差部は人工地盤・橋梁等となるため、可能な植栽等が制約される。
地下空間	・地下空間への影響は少ないと想定される。	・橋脚基礎等により地下空間への一定程度の影響が想定される。	・掘割構造により地下空間への影響が想定される。
利用	・交差部以外は道路により分断されるため、公園利用が限定される。	・橋脚や管理施設等の一部を除いては、公園利用が限定されにくい。	・交差部以外は掘割により分断されるため、公園利用が限定される。
動線	・勾配や横断可能な箇所などの制約がある。	・橋脚や管理施設等の一部を除いては、比較的制約が少ない。	・横断可能な箇所などの制約がある。
景観	・横断箇所以外は道路により分断されるため、見通しがやや阻害される。	・橋桁・橋脚により見通しが阻害される。	・構造物等がなく緑地空間がフラットであるため、見通しは確保しやすい。

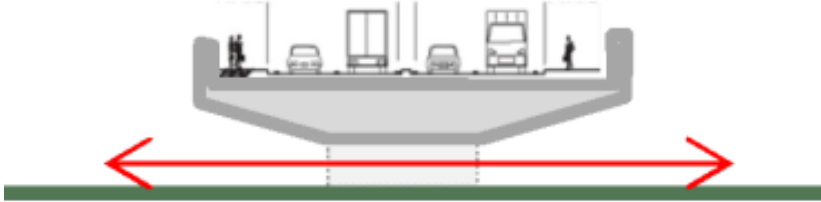
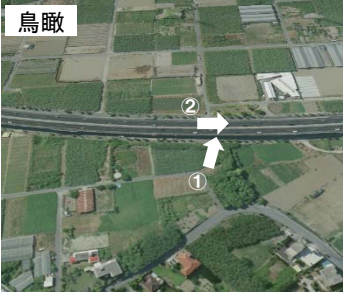
①交差物件が地平式の場合

表Ⅰ－12 交差物件が地平式の場合の配慮事項

交差物件が地平式の場合			
断面イメージ			
事例	沖縄県総合運動公園 (交差物件: 県道 227 号線) 鳥瞰  ①公園側より  ②道路側より	湊川公園（兵庫県） (交差物件: 山手幹線) 鳥瞰  ①公園側より  ②道路側より	浮庭橋（大阪府） (交差物件: 道頓堀川) 鳥瞰  ①橋上より  ②河川側より
配慮事項	・ 交差箇所の植栽や交差箇所前後の緑地内プロムナードとの接続などにより、緑地空間の連続性確保が考えられる。 ・ 道路橋・歩道橋により交差する場合は、シンボル性の高い橋梁形式の選定や橋面緑化による、緑地空間の一体感創出や魅力向上も考えられる。 ・ 人工地盤の側面・橋桁や交差箇所周辺の盛土側面など、交差物件側からの見通し確保や壁面処理などの景観的な配慮が必要である。		

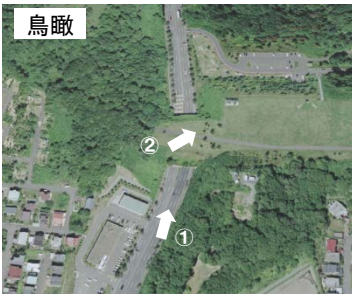
②交差物件が高架式の場合

表Ⅰ－13 交差物件が高架式の場合の配慮事項

交差物件が高架式の場合			
断面イメージ			
事例	花・水・緑の大回廊公園 (交差物件：南風原道路) 鳥瞰  ①公園側より  ②道路側（高架下）より 	新横浜公園（神奈川県） (交差物件：県道13号線) 鳥瞰  ①公園側より  ②道路側（高架下）より 	須磨離宮公園（兵庫県） (交差物件：第二神明道路) 鳥瞰  ①公園側より  ②道路側（高架下）より 
配慮事項	・遊歩道・広場等を空間的に接続することにより、動線の連続性や見通しの確保が望ましい。 ・高架下の有効活用（便益施設や運動コート、遊具など）やしつらえの工夫（植栽や柵類など）により一体感を創出することが考えられる。 ・高架橋の桁下や橋脚のしつらえなどにより、見通し確保や圧迫感の軽減等の景観的な配慮が望ましい。		

③交差物件が掘割式の場合

表Ⅰ－14 交差物件が掘割式の場合の配慮事項

交差物件が掘割式の場合			
断面イメージ			
事例	うみそらトンネル上部 (交差物件：国道 58 号) 鳥瞰  ①道路側より 	吉野ヶ里歴史公園(佐賀県) (交差物件：県道 325 号線) 鳥瞰  ①道路側より  ②公園側より 	宮丘公園（北海道） (交差物件：北 1 条・宮の沢線) 鳥瞰  ①道路側より  ②公園側より 
配慮事項	・ 交差箇所の植栽や交差箇所前後の緑地内プロムナードとの接続などにより、緑地空間の連続性確保が考えられる。 ・ 交差箇所の人工地盤の側面や掘割道路の側面については、壁面処理などの景観的な配慮が必要である。 ・ 交差箇所以外の掘割道路により分断される区間については、段差処理（植栽・柵類）などの工夫による景観的配慮が望ましい。		

(6) スマートシティ導入のあり方

我が国では、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、平成 29 年 4 月より「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に代わり、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」が施行された。建築物省エネ法では、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務等を課すなど、省エネに対する取組が今後一層求められている。

本項では、今後、普天間飛行場跡地におけるまちづくり方針の検討を行う際の参考となるよう、「平成 27 年度普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務」で整理したスマートシティの導入のあり方を再掲するとともに、それ以降のテクノロジーの進展で注目すべき項目について整理した。

また、今年度の普天間飛行場跡地利用計画の主な検討事項である「公園・緑地及び大規模公園に関する検討」と「広域交通インフラに関する検討」に関連し、「沖縄県駐留軍用地跡地スマートシティ検討業務報告書（平成 27 年 3 月、沖縄県）」において、普天間スマートシティ「ゆいまーるシティ普天間」を実現する取組として位置づけられた、以下の 6 つの取組の中から「公共交通等の利便性向上」及び「自然と共生するまちなみ」に関する項目について整理した。

- ①エネルギー負荷の低い建築物の導入（スマートハウス・ビル）
- ②エネルギーの面的活用（地域エネルギーマネジメント）
- ③公共交通等の利便性向上（公共交通優先）
- ④防災・防犯への配慮（IT・ICTの活用）
- ⑤まちのブランディング（地域活性・産業振興）
- ⑥自然と共生するまちなみ（水と緑のネットワーク）

(6) - 1 これまでの整理

「平成 27 年度普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務」で整理した環境配慮型都市（スマートシティ）の導入のあり方について以下に再掲する。

(6) - 1 - 1 沖縄型スマートシティを構成する要素と課題

沖縄の気候風土に適合した沖縄型スマートシティを構成する要素とそれぞれの課題について整理した。

①エネルギー

- ・沖縄はエネルギーの島外調達への依存度が高く、エネルギー自給率が低い。また、多くを化石燃料による火力発電でまかなっているため、CO₂排出量が多い。
- ・コンクリート造の建物が多く、蒸暑地域の気候に配慮した住宅が少ない。夏場昼間の空調利用による電力需要、冬場の熱需要の多さなど、特有のエネルギー需要がある。

②交通対策

- ・公共交通の発達遅れにより、自家用車への依存度が高い自動車社会となっている。また、慢性的な交通渋滞が発生している。
- ・高齢化に伴い、車を運転できない高齢者の交通弱者化の問題が顕在化している。

③情報・文化・教育

- ・地域社会の交流の場、地域内のコミュニケーションの機会が減少している。
- ・産官学の連携体制、教育機関同士の連携が希薄であり、情報インフラの充足が必要。
- ・情報・文化の本土との平準化により沖縄らしさが喪失。沖縄の文化・歴史保全が必要。

④生活・医療・福祉

- ・高脂肪の食生活、運動不足により肥満率が上昇している。
- ・高齢化社会が進行しているが、高齢者の住みやすい環境、活躍の機会は限られている。
- ・都市部と過疎地域ならびに離島地域には、医療格差の問題がある。

⑤環境・廃棄物

- ・普天間飛行場跡地とその周辺地域の地下水脈の水質保全が必要である。
- ・地域の人口増加に伴い、廃棄物の排出量増加が見込まれる。
- ・排出ゴミを地域外で処理しているため、処理コストがかかっている。

⑥安全・安心（防災防犯）

- ・台風被害が多い沖縄においては、自然災害、人的災害を考慮したまちづくりが必要である。
- ・海抜が低い地域は、地震によるライフラインの分断等が懸念されており、災害に強いまちづくりが必要である。
- ・地域の安全安心を構築するためには、地域が団結した防災・防犯活動が必要である。

⑦地域産業振興

- ・地域の雇用創出、利益還元、技術向上を図るためには、計画段階における地域企業の参画が必要である。
- ・今後、成長が期待されるウェルネス産業、IT産業、ソーシャル・コミュニティビジネス、観光産業等の誘致、地域産業の振興が必要である。

(6) - 1 - 2 課題解決に向けた8つの視点

沖縄型スマートシティづくりへの課題を解決するにあたり次の8つの視点への取組が求められる。

①パッシブデザイン

地域の自然環境との関係性に配慮した建築物（涼しい南風を取り込む工夫や強い日差しを電気や温水に変え再生可能エネルギーとして利用する建築物等）

②エネルギーの地産地消

再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用したエネルギーの地産地消（年中降り注ぐ太陽光を電気や熱に変換して利用したり、豊富な地下水を緑地整備等で涵養する一方、生活水の一部として利用するなど地域資源を積極的に活用する）

③効率的なエネルギー利用

エネルギーの面的利用による効率的なエネルギー利用（都市全体やエリア単位など、限りあるエネルギーを都市居住者相互で効率的に融通し合う賢いエネルギー利用の仕組みづくり）

④スマートな移動手段

適度に自家用車に依存しない暮らしを支えるスマートな移動手段（公共交通機関を無理なく快適に利用できる仕組みづくりや、都市住民相互で電気自動車等の省エネ自動車をシェアして利用する方策や自転車利用者に優しい都市基盤づくりなど）

⑤スマートウェルネス

医療・健康・介護・生活支援を一体的にサポートするスマートウェルネス（地域の大規模な病院と中小規模の病院、介護センター、地域の公民館等が相互にICTでつながり連携することで人と情報がつながり一体的に効率よく健康の保持増進が図れる仕組みづくり）

⑥エリアマネジメント

ひと・地域がつながり元気で安心して暮らせるエリアマネジメント（都市全体あるいはエリア単位で、エネルギー利用や移動交通手段、健康づくり、地域のコミュニティ活動に至るまで、ICTを積極的に活用し、人と地域をつなぐ地域単位のマネジメントシステムづくり）

⑦地域固有のブランディング

地域の資源（歴史や人材等）を活用した地域固有のブランディング（普天間飛行場跡地とその周辺地域にある貴重な文化資源、自然環境資源、人材等を環境配慮型都市づくりに積極的に活かすことが地域固有のブランドとなる）

⑧スマートシティビジネスモデル

新産業の拠点形成によるスマートシティビジネスモデル（普天間飛行場跡地利用のイメージは世界に誇る環境づくりであることから、普天間飛行場跡地から沖縄県全体へ波及し、更には近隣諸国等へと広がる独自性と先進性のあるスマートシティに係るビジネスモデルを構築する取組が求められる）

（６）－１－３ スマートシティ化の取組

普天間飛行場跡地の課題を解決するには前述した８つの視点での取組が求められ、沖縄型の低炭素都市づくりを実現するための取組として、現段階では以下の６つを中心に推進することが想定される。

①エネルギー負荷の低い建築物の導入（スマートハウス・ビル）

- ・エネルギー負荷の低減
- ・適切な機器の選定と環境負荷の低いエネルギーへの転換
- ・沖縄型（蒸暑地域型）のＺＥＢ（ゼロエネルギービルディング）・ＺＥＨ（ゼロエネルギーハウス）の建設

②エネルギーの面的活用（地域エネルギーマネジメント）

- ・地域特性に合わせたシステムの選択
- ・効率的かつ持続可能なエネルギーマネジメント

③公共交通等の利便性向上（公共交通優先）

- ・エネルギーを消費しない移動手段
- ・環境負荷の小さい交通への転換
- ・エネルギー消費量の削減に向けた自動車利用

④防災・防犯への配慮（ＩＴ・ＩＣＴの活用）

- ・ＩＣＴを活用した防災・減災への対応
- ・「共助」による防災・減災の取組

⑤まちのブランディング（地域活性・産業振興）

- ・ブランディング・魅力発信
- ・高度医療施設と連携した地域包括ケアシステム
- ・地域の方々の社会貢献、社会参画

⑥自然と共生するまちなみ（水と緑のネットワーク）

- ・みどりの効果的な整備・配置
- ・水系の保全・再生に配慮したまちづくり

（６）－２ 公共交通の利便性向上に向けた方策

過度に自家用車に依存しない、エネルギー消費量とCO₂排出量が少ない移動手段の推進や自動車利用の工夫と利用環境の整備による安心安全で快適に移動できる仕組みづくり等、公共交通の利便性向上に向けた方策を以下に整理した。

（６）－２－１ エネルギーを消費しない移動手段

徒歩や自転車など、エネルギーを消費しない移動手段を推進する。必要な方策としては、快適で魅力的な歩行空間の整備や自転車道の整備による安心安全で快適な移動環境の整備等が想定される。具体的な取組案を以下に整理した。

①歩行者空間の整備

生活利便施設を安全な歩行者空間でネットワーク化し、緑化された快適なオープンスペースの充実を推進することで、自動車交通から歩行への転換が期待される。

②自転車道、自転車レーン

公共交通機関と自転車利用を組み合わせた「サイクルアンドライド」の導入や地区内外を結ぶ自転車道、自転車レーンを整備することで、自転車が短距離～中距離の交通手段として有効に活用されることが期待される。

③コミュニティサイクル（都市型レンタサイクル）導入

サイクルポートを都市内に複数配置し、自由に自転車を貸出返却可能にするため、事業地内外で連携して導入することで、レンタサイクルの利用促進が期待される。

④トランジットモール

市街地内の歩行者優先空間の整備やトランジットモールの導入等により、一般車両の進入を制限することで、自動車利用の抑制が期待される。

（６）－２－２ 環境負荷の小さい交通への転換

公共交通の利便性を向上させることで自動車から公共交通利用への転換を図る。必要な方策としては、住宅、商業、業務などの各積機能の集積や交通結節点の整備等が想定される。具体的な取組案を以下に整理した。

①コミュニティバス

自家用車を利用する人に対して公共交通への切り替えを促し、コミュニティバス等の地域公共交通サービスを充実させることで、自動車利用の抑制が期待される。

②交通結節点の強化

交通結節点に乗り換えしやすいターミナル、乗り換え施設を整備する。また、ターミナルと魅力的な複合施設（ワンストップサービス・ショッピング）を一体的に整備する

ことで、利用者の利便性向上が期待される。

(6) - 2 - 3 エネルギー消費量の削減を目指した自動車利用

CO₂排出量の少ない自動車の利用やトリップ長の短縮を目的とした公共交通の利用を促進する施策が想定される。具体的な取組案を以下に整理した。

①カーシェアリング

集合住宅や業務施設等を建設する際に、カーシェアリング事業者と連携してカーシェアリングの施設を整備することで、自動車の総台数を減らすことが期待される。

②パークアンドライド

交通結節点に駐車場を整備し、自動車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関に乗り換えることで、自動車トリップ長の減少が期待される。

③燃料電池自動車の利用環境整備

燃料電池自動車に水素を供給する水素ステーションを整備する等、燃料電池自動車の利用環境を整備することで、燃料自動車の普及促進が期待される。

④環境対応車の利用環境整備

公共施設、集合住宅、業務施設等を建設する際に、充電インフラを整備する等、環境対応車（電気自動車、プラグインハイブリッド）の利用環境を整備することで、環境対応車の普及促進が期待される。



図 I - 44 交通の取組導入イメージ

出典：沖縄県駐留軍用地跡地スマートシティ検討業務報告書（平成 27 年 3 月、沖縄県）

(6) - 2 - 4 自動運転技術の実用化による利便性向上

現在、我が国では、2020年までに高速道路での自動運転及び限定地域での無人自動運転移動サービスの実現を目指し各地で実証実験が行われている。自動運転が実現されることで、交通事故の削減、交通渋滞の減少、物流効率性の改善、環境等への影響軽減、運転者の負担軽減と移動機会の拡大等が図られ、大幅な生産性向上に資する可能性がある。

①自動運転技術による効果

自動運転技術により想定される主な効果を以下に整理した。

○交通事故の低減

交通事故による死亡者は年間4,000人超となっており、事故の96%は運転者に起因している（平成26年実績 警察庁調べ）。自動ブレーキ、安全な速度管理、車線の維持等の技術導入により、運転者のミスに起因する事故の防止が期待できる。

○渋滞の解消・緩和

渋滞による経済活動の阻害、沿道環境の悪化等に対し、安全な車間距離の維持、適切な速度管理（急な加減速の防止）等の技術導入により、渋滞に繋がる運転の抑止が期待できる。

○少子高齢化への対応・生産性の向上

地方部においては、公共交通の衰退、加齢に伴う運転能力の低下等から高齢者の移動手段が減少している。公共交通から目的地までの自動運転、高速道路での隊列走行等の技術導入により、高齢者の移動手段の確保、ドライバーの負担軽減、生産性の向上が期待できる。

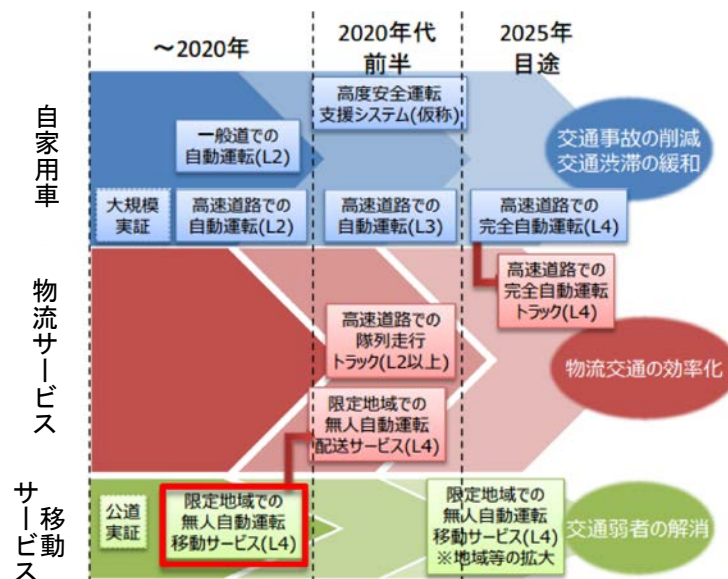


図 I - 45 自動運転実現のシナリオ

出典：自動運転戦略本部会議資料（平成29年11月、国土交通省）

②情報通信インフラの整備

現在、2020 年に向けて、第 5 世代移動通信システム（5 G）の本格的サービスの実現が期待され、我が国のみならず、諸外国においても、実用化推進のための検討が進められている。

5 G 時代では、スマートフォンといった従来型の端末をベースとしたビジネスだけでなく、I o T や自動車、産業機器、スマートメーターといった新しい分野の利用が期待されている。I T S（自動運転、コネクテッドカーなど）分野においても、5 G 等の無線システムを活用した自動運転の実用化、普及に向けた検討が国内外で本格化している。



図 I-46 5 Gの主な要求条件と I T Sの高度化

出典：電波政策 2020 懇談会報告書（平成 28 年 7 月、総務省）

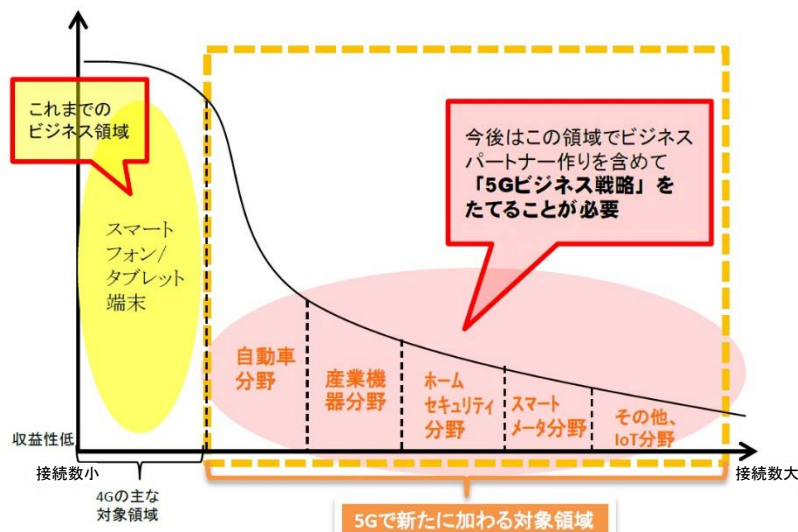


図 I-47 5 Gに伴う情報通信産業の構造的変化

出典：日経コミュニケーションズ 2015 年 4 月号（平成 27 年 4 月、日経 BP 社）

(6) - 3 大規模公園がスマートシティに与える付加価値

「普天間公園（仮称）への提言書（平成 29 年 3 月）」では、跡地利用における大規模公園のあり方について、“ランドスケープイニシアティブ（緑が先導するまちづくり）”の考え方が重要であり、普天間公園（仮称）はその中核になるものであると位置づけている。さらに、今年度の調査においては、大規模公園の配置案について検討したことから、大規模公園がスマートシティに与える付加価値について整理した。

(6) - 3 - 1 水と緑のネットワーク

「水と緑のネットワーク」の形成は、水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する。

都市の熱環境の改善、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創出、散歩やサイクリングを楽しめる緑の生活空間ネットワークの形成といった機能など、住みやすく快適な環境を形成する効果が期待される。

○参考事例

パーク・コネクタ・ネットワーク（シンガポール）

パーク・コネクタ・ネットワーク（以下、「PCN」という。）は、公園から公園へ、公園から様々な施設をリンクさせる緑道である。

かつて提唱されていた「ガーデン・シティ」から、「シティ・イン・ア・ガーデン」への進化のための要素としてのプロジェクトとして位置づけられており、レクリエーションの強化、所要な公園緑地やオープンスペースをより公共に利用しやすいものとし、緑とのリンクと生態的な回廊を形成する役割を担っている。

PCNの狙いとしては、付加的なレクリエーションスペースの創生、人々と自然・緑とのつながり、限られた土地空間の有効利用、レクリエーションのための有効的な最適化された土地利用などを掲げている。

現在全土で、200 km程度のネットワークが形成されており、2030 年には全長 350 kmまでの延長の計画、事業が進められている。

また、上記の事業に加え、道路事業担当部署とも連携し、自動車渋滞の緩和のために、2030 年までに 700 kmもの自転車道の整備を行う予定である。



出典：National Parks ホームページより

(6)－3－2 生物多様性の確保

都市の生物多様性を確保することは、生態系サービスの充実や貴重な地域の資源となることで都市の価値を高めることが期待される。生物多様性は、都市において重要な役割を果たしており、以下の機能を有していると考えられる。

- ・水や大気の浄化、気候等の環境改善機能
- ・地域の子供達に生き物とふれあう機会を提供することによる環境教育の推進
- ・地域の特徴となる自然とのふれあいにより地域への愛着を育み、地域の文化形成に寄与

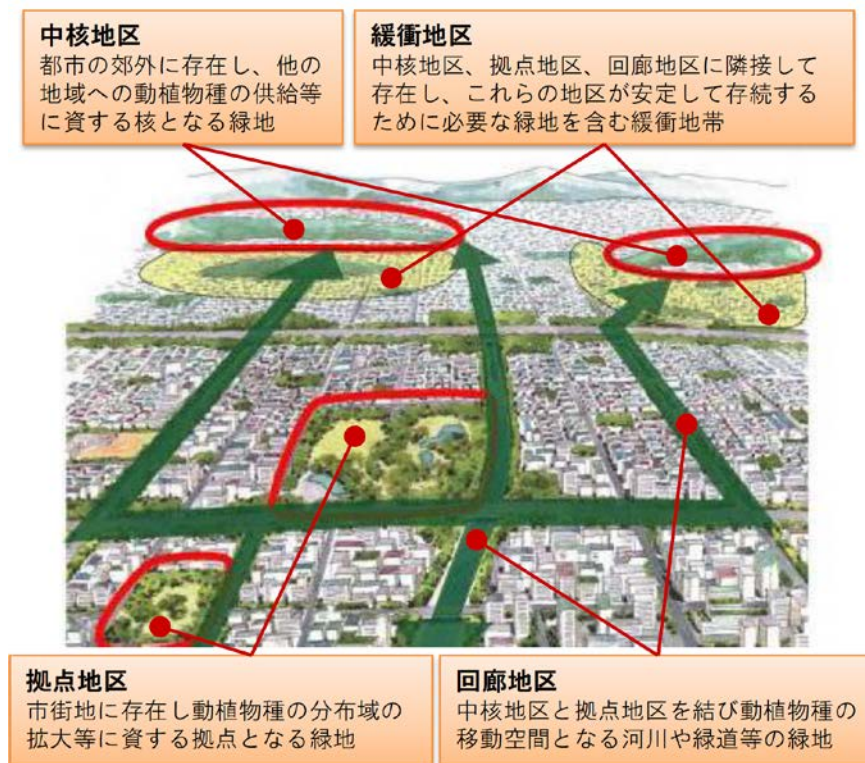


図 I-48 エコロジカルネットワークの形成

出典：生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き（平成30年4月、国土交通省）

(6) - 3 - 3 世界に誇れるまちづくりの推進

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」は、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成されており、その中では、下記に示す8つの優先課題が提示されている。

【SDGsの8つの優先課題】

- ①あらゆる人々の活躍の推進
- ②健康・長寿の達成
- ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- ④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- ⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会
- ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- ⑦平和と安全・安心社会の実現
- ⑧SDGs実施推進の体制と手段

これまで検討されてきた普天間飛行場跡地利用の「計画づくりの方針」に関連付けてみると、大規模公園やスマートシティの導入は、「①あらゆる人々の活躍の推進」や「④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」に位置づけられる「住み続けられるまち」、「⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」、「⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」の実現に寄与するものであり、跡地利用計画に掲げる世界に誇れるまちづくりを実現するものであると想定される。

また、近年では、SDGsの規定やパリ協定(温室効果ガスの排出について、2020年以降の各国の取組を定めたルール)への合意等を背景に、「ESG投資」が注目されている。「ESG投資」とは、環境(Environment)、社会(Social)、統治(Governance)に配慮している企業を重視・選別する投資方法であることから、環境に配慮したまちづくりを実現することで、投資価値の高い企業誘致や産業等の創出につながることを期待できる。



図 I - 49 持続可能な開発目標 (SDGs)

出典：国連広報センター ホームページより

4. 周辺市街地整備との連携の方針の具体化方策の検討

本節では、周辺市街地におけるプロジェクトの動向を整理するとともに、各プロジェクトの目的の達成やよりよい効果の発現に向けて、基地跡地に求める役割や都市機能等について整理した。

（１）周辺市街地の開発動向

広域レベル、地域レベルでの周辺市街地の開発動向を次のとおり示す。

周辺市街地の開発動向の整理にあたっては、基地跡地利用との連携或いは補完する機能やまちづくりの方向性を検討するため、各プロジェクトの考え、開発状況など、「コンセプト」「方針や整備概要」「動向」について整理した。

(1) - 1 検討エリア

対象とする周辺市街地のプロジェクトについては、「広域構想」における対象範囲を広域レベル、宜野湾市を対象とした市域を地域レベルとして、主なプロジェクトを整理した。

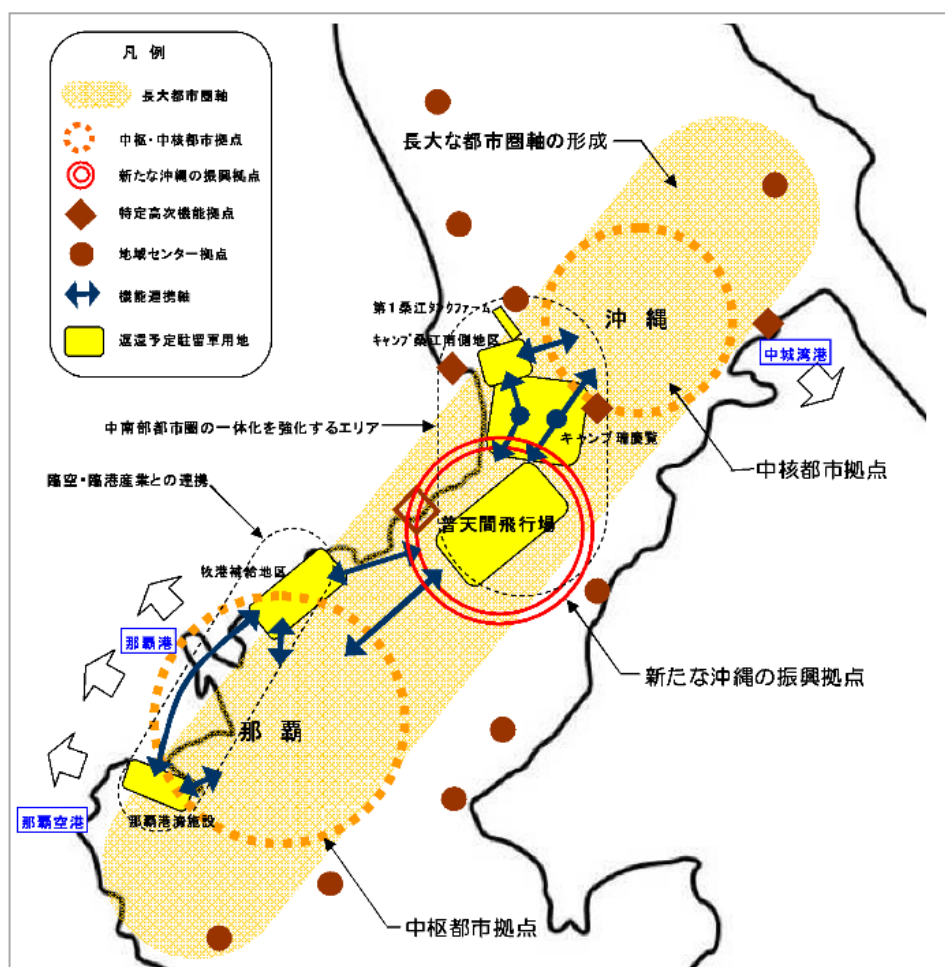
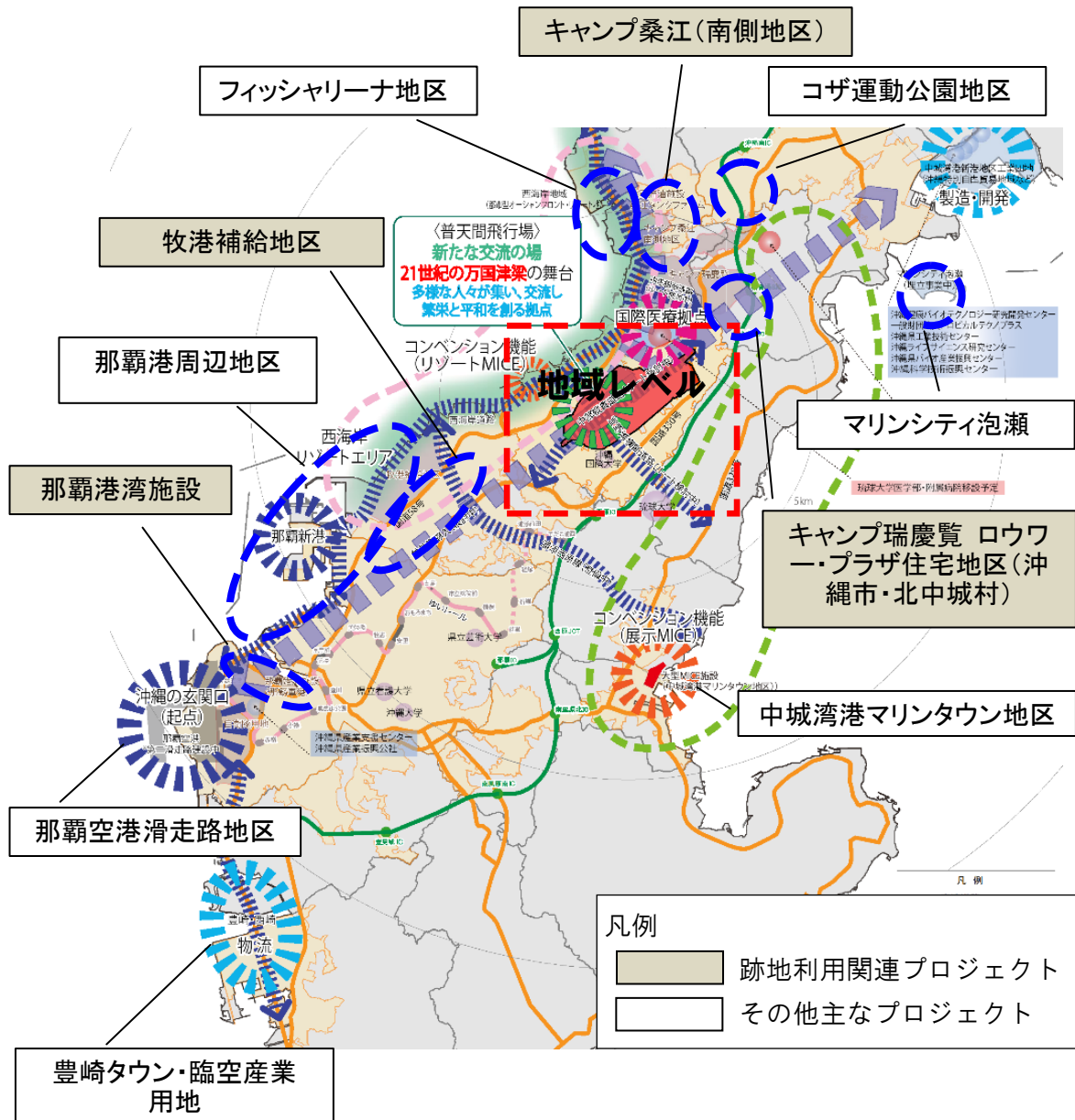


図 I - 50 広域エリアの範囲

出典：中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（平成 25 年 1 月、沖縄県・関係市町村）

(1) - 2 広域レベルの開発動向

広域レベルにおける、主なプロジェクトの整理結果を以下に示す。



図Ⅰ-51 対象とする広域レベルの主なプロジェクト位置図

(1) - 2 - 1 跡地利用関連のプロジェクト

広域レベルを対象として、周辺で進む跡地利用関連のプロジェクトについて整理した。

「那覇港湾施設」「牧港補給地区」では、港湾機能や海・市街地との近接性を活かし、交通拠点としての機能、観光やエンターテインメント機能の配置を位置づけており、現在は計画の精査に向けて地権者等地元を中心とした活動を展開している。

「キャンプ桑江（南側地区）」では、地理的特性から職住近接のまちづくりを目指し、知の拠点の形成に向けた取組が進む。「キャンプ瑞慶覧 ロウワー・プラザ住宅地区（沖縄市・北中城村）」では、交通結節拠点等を位置づけ、平成 23 年度には土地利用計画の見直しが行われている。

■ 那覇港湾施設

コンセプト	沖縄の玄関口にふさわしい 交流・交易型ウォーターフロント都市
方針	・臨空・臨港・都心ウォーターフロントを活かした跡地振興拠点の配置 ・リゾートコンベンション、文化産業、国際物流、複合産業、スポーツ・関連産業等の配置を検討
動向	・勉強会等を通じて事業化に向けた協議を実施中

■ 牧港補給地区

コンセプト	人・海・文化を活かした国際的 エンターテインメント都市
方針	・「文化交流拠点」「多機能交流拠点」「自然交流拠点」「暮らしの交流拠点」の配置 ・「国立劇場おきなわ」と連携した文化産業、健康・医療・海洋産業、リゾートコンベンション産業、先端情報通信産業の配置を検討、那覇港港湾地区との連携 ・BRT、LRTの導入
動向	・勉強会等を通じて事業化に向けた協議を実施中

■ キャンプ桑江（南側地区）

コンセプト	沖縄らしい賑わいと快適な都市生活を享受できる 職住近接のコンパクトシティ
方針	・「跡地振興拠点地区」「住宅、商業・業務地」等の形成 ・西海岸や周辺市街地を結ぶ「暮らしの交流拠点」や新産業、人材育成を誘導する「跡地振興拠点」の位置づけ ・BRT、LRTの導入
動向	・外国大学の誘致等、知の拠点形成を継続検討

■ キャンプ瑞慶覧 ロウワー・プラザ住宅地区（沖縄市・北中城村）

コンセプト	優れた居住環境と交通結節機能を活かした 新生活環境都市 (キャンプ瑞慶覧 全体計画)
方針	・交通結節拠点の位置づけ ・学術・文化機能、観光・ビジネス機能の配置を予定
動向	—

(1) - 2 - 2 その他個別のプロジェクト

広域レベルを対象として、周辺で進むその他主なプロジェクトについて整理した。

「那覇港湾施設」「牧港補給地区」に隣接する「那覇港周辺地区」では、国際流通機能、国際観光・リゾート産業、港湾機能の再編に向けた検討が進んでいる。平成30(2018)年には、浦添北道路、臨港道路浦添線が開通し、空港、港湾及び那覇市街地との近接性が高まっている。

また、県及び中南部都市圏の開発圧力は依然として高く、県の総人口、観光客の増加等も進み、豊崎タウン等の大型ショッピング、北谷町フィッシャリーナ地区等のホテル建設等が進む。また、「沖縄MICE振興戦略（平成30年度策定）」を踏まえ、中城湾港マリンタウン地区で宿泊施設や商業施設と連携した大型MICEの整備に向けた取組が進むほか、スポーツ振興に向けた沖縄市・コザ運動公園地区のアリーナ建設等、様々な大規模なプロジェクトが進む。

■ 那覇港周辺地区

コンセプト	(那覇港港湾整備長期計画) 国際物流産業の展開、国際観光・リゾート産業の振興等を目指した国際流通港湾
方針 (整備概要)	<那覇港> ・国際流通港湾機能の充実 ・大型クルーズに対応する国際旅客ターミナル整備 ・国際観光・リゾート産業の振興 ・港湾機能の再編、環境保全の創出 等

	＜那覇新港＞ - 船舶の大型化、多様化する物流ニーズ（コンテナ化）に対応する国際海上コンテナターミナル整備 ＜浦添ふ頭周辺（公有水面地区）＞ - 船舶の大型化、多様化する物流ニーズ（コンテナ化）に対応する国際海上コンテナターミナル整備 ＜浦添ふ頭周辺（コースタルリゾート地区）＞ （現計画） - 港湾関連、都市機能、交流拠点、レクリエーション、海浜・緑地等の位置づけ （浦添市案：牧港補給地区との一体整備） - 港湾関連、クルーズ船バース、レクリエーション、マリナー用地等の位置づけ
動向	※地区周辺において浦添北道路、臨港道路浦添線の開通 ※浦添西海岸地域において、2019年に大型ショッピングセンターが開業予定

■ 那覇空港滑走路地区

コンセプト	—
方針 (整備概要)	- 第2滑走路の整備（建設中） - 旅客ターミナルビルの移設のほか、一体的にホテルやコンベンション施設の整備を位置づけ
動向	第2滑走路は平成32年3月供用開始予定

■ 豊崎タウン・臨空産業用地

コンセプト	—
方針 (整備概要)	- 住み、働き、そして遊び集う街 - 観光・リゾート施設、観光関連の商業施設など各種事業所が調和した新しい街づくりの実施
動向	大型ショッピング、水族館、ホテル等開業予定

■ 中城湾港マリンタウン地区（MICEエリアまちづくりデザイン）

コンセプト	アジアと日本を結び 世界から選ばれる ビジネスリゾート サンライズMICEエリア
方針 (整備概要)	・眺望空間、リゾート回廊空間形成、ビジネスリゾート交流 空間形成、MICEエリアの形成
動向	—

■ フィッシャリーナ地区

コンセプト	—
方針 (整備概要)	・商業機能と連携した水産業・観光・海洋レクリエーション 等のマリン産業が融合したまちづくり
動向	・ホテル建設が進行

■ コザ運動公園地区

コンセプト	—
方針 (整備概要)	・「未来を創り、地域を活性化するアリーナ」 ・「魅せる施設」「使いやすい施設」「1万人規模の施設」とし て位置づけ
動向	・2020 年供用開始予定

■ マリンシティ泡瀬

コンセプト	—
方針 (整備概要)	・国際リゾート拠点、海洋レクリエーション活動拠点の形成 や情報産業、人材育成機能等の形成を位置づけ
動向	—

(1) - 2 - 3 その他

その他、公共交通、交通関係において以下のプロジェクトが進んでいる。

■ 公共交通関係

- ① 那覇～名護間を 1 時間で結ぶ沖縄鉄軌道の計画検討
- ② 那覇市～沖縄市間を結ぶ基幹バス導入の検討（平成 31 年運行目標）
- ③ 沖縄都市モノレールの延伸（首里駅～てだこ浦西駅）

■ その他

- ・モノレール旭橋駅周辺においてバスターミナルの再整備（平成 30 年 10 月供用開始）
- ・浦添北道路、臨港道路浦添線の開通

(1) - 3 地域レベルの開発動向

地域レベルにおける、主なプロジェクトの整理結果を以下に示す。



図Ⅰ-52 対象とする広域レベルの主なプロジェクト位置図

出典：全体計画の中間取りまとめ（平成25年3月、沖縄県・宜野湾市）を加工

(1) - 3 - 1 跡地利用関連のプロジェクト

地域レベルを対象として、周辺で進む跡地利用関連のプロジェクトについて整理した。

「西普天間住宅地区跡地」は、平成 27 年 3 月に返還後、現在、土地区画整理事業の事業化や沖縄健康医療拠点の形成等に向けた取組が進む。沖縄健康医療拠点には、平成 36 年度、琉球大学医学部・附属病院の移転を予定している。

当該跡地に隣接する「インダストリアル・コリドー地区」では、地理的優位性を活かした広域的な交通拠点の形成や沖縄健康医療拠点等との機能分担と連携に向けた検討が進められている。

■ 西普天間住宅地区跡地

コンセプト	沖縄健康医療拠点を核とした都市機能と水・みどり・文化の調和した住環境がつながるまち
方針	・ 沖縄健康医療拠点、住宅、公園等の配置 ・ 喜友名グスク、湧水群や各種文化財のほか、緑地空間、特徴ある地形等の保全・活用 ・ 空港、周辺拠点、公共交通結節点を連携する道路網
動向	・ 平成 30 年度、跡地利用、景観等検討調査の実施 ・ 平成 30 年度末に土地区画整理事業の認可 ・ 平成 36 年度、琉球大学医学部・附属病院移転予定

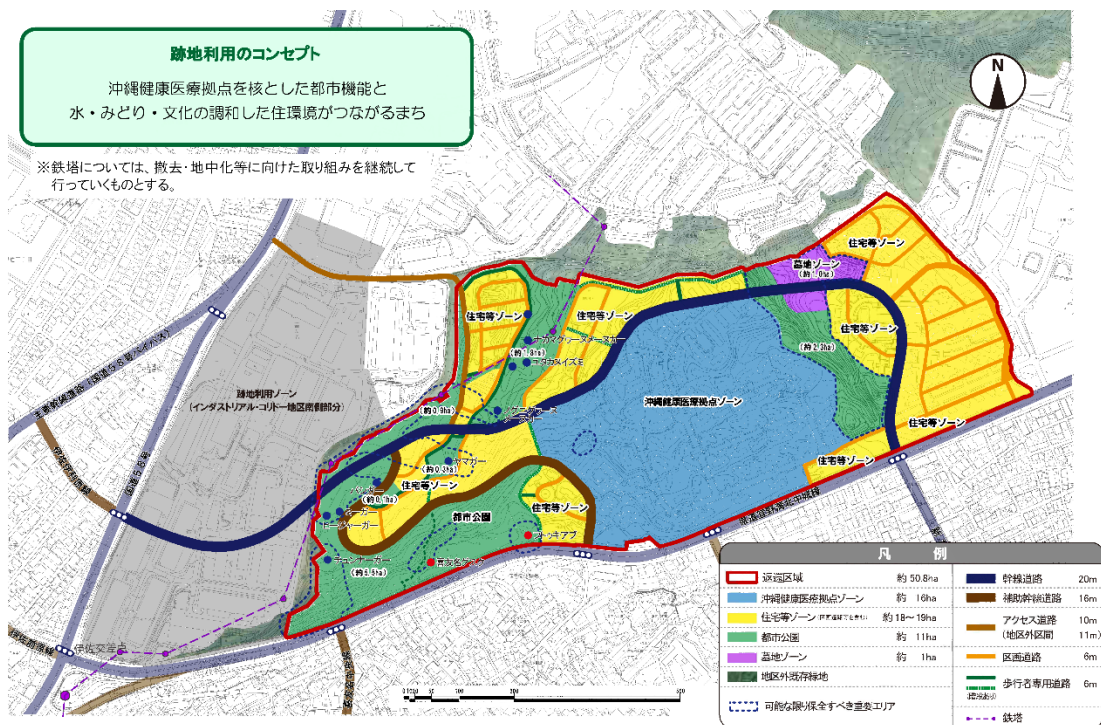


図 I - 53 跡地利用計画図（平成 30 年 4 月）

出典：宜野湾市 ホームページより

■ インダストリアル・コリドー地区（宜野湾市）

コンセプト	—
方針	・ 沖縄健康医療拠点（国際医療拠点）等との機能分担と連携 ・ 地理的優位性を活かした広域的な交通拠点の形成 ・ 地区のポテンシャルを活かした土地利用誘導 ・ 周辺地域の斜面緑地をつなぐ緑の回廊の形成
動向	・ 平成 30 年度跡地利用計画にかかる調査実施中

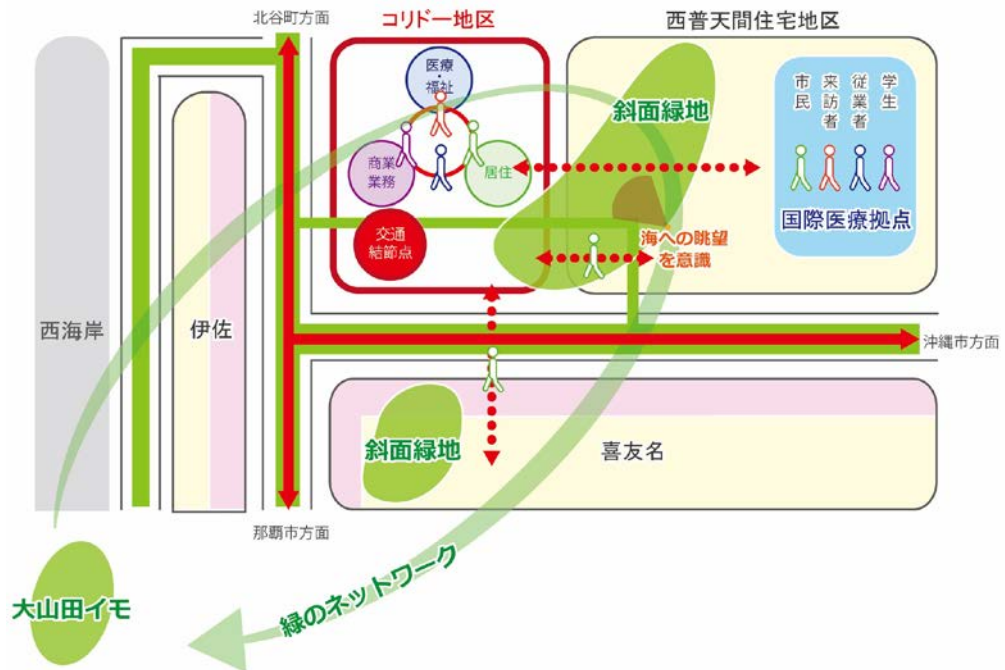


図 I-54 跡地利用の方向性イメージ

出典：拠点返還地隣接地区（インダストリアル・コリドー地区）跡地利用基礎調査業務委託
（平成 29 年 3 月、宜野湾市）

(1) - 3 - 2 その他個別のプロジェクト

地域レベルを対象として、周辺で進むその他主なプロジェクトについて整理した。

都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成が進む「西海岸リゾート地域」及びその一帯では、新たな機能誘致に向けて仮設避難港の整備について検討が進むほか、大山土地区画整理事業の検討が進む。

また、普天間地区や真栄原地区では、既存の都市機能の集積や普天満宮等の文化機能など地域特性を活かしたまちづくりが進むほか、新たな交流施設や公園・緑地の計画が進む。

①関連計画に位置づけられた主なプロジェクト

■西海岸リゾート地域

コンセプト	都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成
方針 (整備概要)	・ 広域インフラの整備や周辺開発の動向、さらには用地状況等を踏まえた中で、必要な機能を導入 ・ コンベンションエリア、大山土地区画整理事業、仮設避難港陸域部の整備 ・ オーシャンフロント・プロムナード、西海岸道路（浦添北道路）の整備 等
動向	・ 民間投資による仮設避難港の整備を検討中



図 I - 55 開発基本構想案（大型MICE施設なしケース）

出典：宜野湾市西海岸地域開発実現化方策調査業務（平成27年3月、宜野湾市）

■大山土地区画整理事業

コンセプト	水と緑と文化が織り成す田園まちづくり ● 農地と市街地が調和したまちづくり ● 自然と共存する環境に配慮したまちづくり ● 安心して暮らせるまちづくり
方針 (整備概要)	・ 都市計画道路沿道の沿道利用、その他住居利用 ・ 住居系土地利用と調和した田いも畑の保全 ・ 上位計画等に基づく幹線道路の配置 ・ 湧水の保全・活用に配慮した公園、歩行者動線等の配置 ・ はごろも小学校及び計画中の給食センターの配置
動向	・ 田いも営農に関する意向把握を実施中

■ 普天間地区

コンセプト	いつ来ても何かがある、いつも来たくなるまち 普天間門前”交流”舞台
方針 (整備概要)	・ 普天満宮を中心に観光拠点化 ・ 店舗、コミュニティ機能の充実による拠点性強化 ・ 歴史、緑地等を回廊する並松街道の再生
動向	・ 平成 30 年度交流施設基本構想策定中、用地買収を実施中

■ 真栄原地区

コンセプト	日常生活の交流で健全な暮らしを営む 真栄原 “暮らし” 交流舞台
方針 (整備概要)	・ 地域の生活と密着した商業集積を誘導 ・ 真栄原 1 丁目等の良好な住環境の維持・保全 ・ コミュニティ施設の整備
動向	・ 平成 30 年度比屋良川公園（真栄原交流施設）都市計画決定

② その他都市計画マスタープランに位置づけのある拠点地区

■ 沖縄国際大学地区

位置づけ	国際学園都市、学びの拠点、文化教育環境形成ゾーン
方針 (整備概要)	・ 文化・学術の拠点的機能の集積による、情報発信、若者文化の発祥、活力の創造拠点を確立 ・ 世代間の交流や多様な文化の交流、情報が集まる拠点づくり

■ 赤道地区

位置づけ	多世代型交流拠点ゾーン
方針 (整備概要)	・ 子どもからお年寄りまですべての世代に対応した交流拠点の形成

(2) 基地跡地に求められる都市機能等の基本的な考え方の整理

広域・地域レベルで展開する各プロジェクトの目的の達成やよりよい効果の発現に向けて、基地跡地に求める役割や都市機能等の基本的な考え方について整理、検討を進めた。整理、検討にあたっては、「中間取りまとめ」や当該調査報告書における“計画づくりの方針”を柱として「都市機能・土地利用」「道路・交通」「環境」をベースに整理した。

(2) - 1 広域レベルでの連携の考え方

広域レベルの開発動向を踏まえ、基地跡地との連携に関する基本的な考えを以下に整理した。整理にあたっては、各プロジェクトの位置から一体性のある地域に分類した。地域単位での、連携に関する基本的な考え方は次項のとおりである。

①周辺エリア全体にかかる連携の考え方

- ・中南部都市圏の役割分担、各地区の特性を踏まえた分担配置・連携
- ・都市構造の分断を解消し、中南部都市圏の連携を促進する交通網の形成

②西海岸リゾート地域一体との連携の考え方

- ・都市型オーシャンフロント・リゾート地との連携による跡地利用の発展
- ・各拠点を有機的に結ぶ基幹交通手段の導入による連携

③周辺市町村等との連携の考え方

- ・中南部都市圏の一体化を強化するエリアの形成
- ・緑地の連続性・一体性の確保



①周辺エリア全体にかかる連携の考え方

基本的な考え	・中南部都市圏の役割分担、各地区の特性を踏まえた分担配置・連携 ・都市構造の分断を解消し、中南部都市圏の連携を促進する交通網の形成
都市機能 土地利用	・中南部都市圏の役割分担、各地区の特性を踏まえた分担配置・連携 ・中南部都市圏の一体化を強化し、多様な機能を誘導する振興拠点の形成
道路 交通	・都市構造の分断を解消し、中南部都市圏の連携を促進する交通網の形成 ・防災拠点としてアクセス強化
環境	・普天間公園（仮称）を拠点とした緑地のネットワークの形成

②西海岸リゾート地域一体との連携の考え方

基本的な考え	・都市型オーシャンフロント・リゾート地との連携による跡地利用の発展 ・各拠点を有機的に結ぶ基幹交通手段の導入による連携
都市機能 土地利用	・「海」と都市的活動の共存の推進 ・西海岸地域一体の滞在型観光を促進する機能導入（関連する観光機能、宿泊機能等）
道路 交通	・本県の玄関口となる臨空・臨港との連携を強化する道路整備 ・移動自体を楽しむ交通環境の構築
環境	・海への眺望づくりの保全 ・緑や歴史等の連続性の創出

③周辺市町村等との連携の考え方（宜野湾振興拠点を含む）

基本的な考え	・中南部都市圏の一体化を強化するエリアの形成 ・緑地の連続性・一体性の確保
都市機能 土地利用	・中南部都市圏を一体構造へ導く機能の誘導
道路 交通	・跡地利用の一体化を誘導する道路、交通網の形成
環境	・緑や歴史等の連続性の創出

④那覇中枢都市拠点地区との連携の考え方

基本的な考え	・ 沖縄の産業、物流、観光・交流等の玄関口となる那覇中枢都市拠点地区との連携による新たな振興拠点の創出 ・ 本県の玄関口となる臨空・臨港との連携を強化する道路整備
都市機能 土地利用	・ 国際物流拠点との連携による、観光拠点の拡充と産業の振興 ・ 本県の玄関口となる臨空・臨港との近接性（物流）及び西海岸のコンベンション機能と連携した、産業機能等の導入
道路 交通	・ 本県の玄関口となる臨空・臨港との連携を強化する道路整備
環境	・ 緑や歴史等の連続性の創出

⑤中城湾港地域等との連携の考え方

基本的な考え	・ 沖縄の産業、物流等の玄関口となる中城湾港地域との連携による新たな振興拠点の創出 ・ 本県の流通拠点となる臨港との連携を強化する道路整備
都市機能 土地利用	・ 流通拠点との連携による、産業の振興及び臨港との近接性（物流）と連携した、産業機能等の導入
道路 交通	・ 本県の玄関口となる臨港との連携を強化する道路整備
環境	—

⑥その他地域との連携の考え方

基本的な考え	・ 中南部都市圏の役割分担、各地区の特性を踏まえた分担配置・連携
都市機能 土地利用	・ 東海岸地域のM I C E計画や産業立地との連携及び分担配置
道路 交通	・ 東海岸地域との連携を強化する道路整備
環境	—

(2) - 2 地域レベルでの連携の考え方

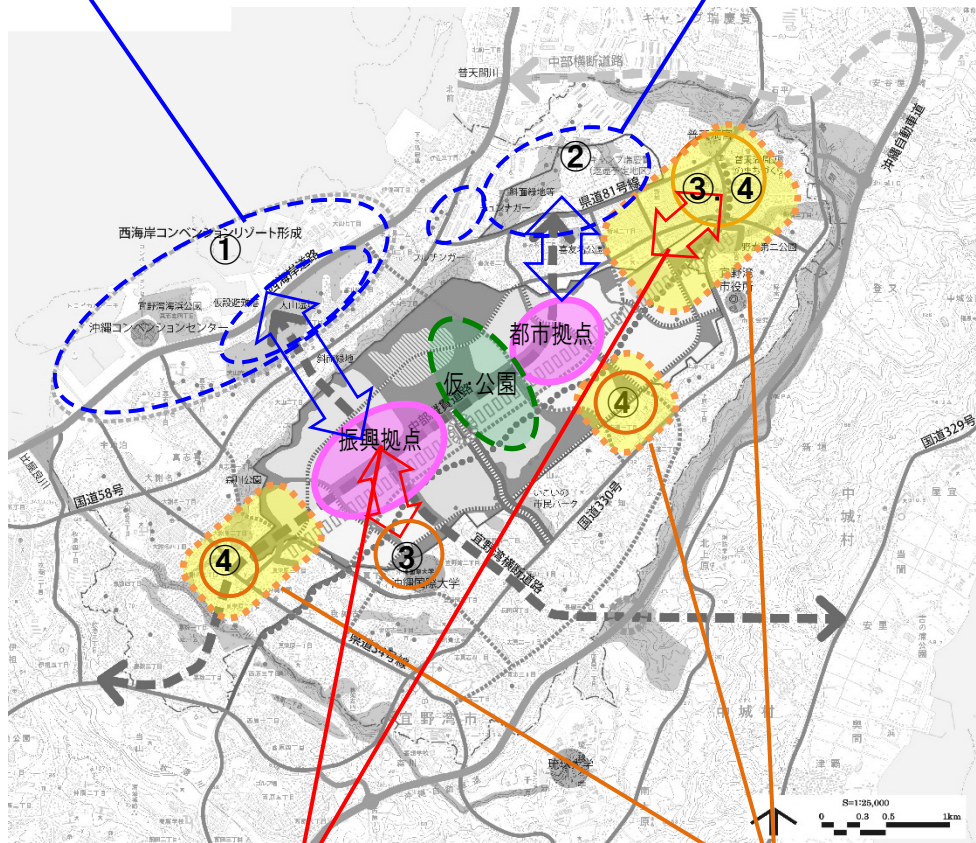
地域レベルの開発動向を踏まえ、基地跡地との連携に関する基本的な考えを以下に整理した。整理にあたっては、各プロジェクトの位置から一体性のある地域に分類した。地域単位での、連携に関する基本的な考え方は次項のとおりである。

①西海岸リゾート地域(宜野湾市)及び 大山地区との連携の考え方

・西海岸の観光リゾート拠点と跡地の振興拠点、近接地区による機能の補完・連携を強化

②西普天間住宅地区及びインダストリアル・コドー地区との連携の考え方

・西普天間の沖縄健康医療拠点と跡地の都市拠点、近接地区による機能の補完・連携を強化



③都市核(普天間地区、沖縄国際大学)との連携の考え方

・既存の都市核を中心とした跡地内外に渡る連坦した市街地形成により都市機能のさらなる向上を図る

④都市機能集積地区(※生活拠点)との連携の考え方

・既存の生活拠点を中心とした、生活利便性の高い一体の市街地形成

①西海岸リゾート地域（宜野湾市）及び大山地区との連携の考え方

基本的な考え	・ オーシャンフロント・リゾートの形成と、これを核とした観光・交流の振興 ・ 道路・交通機能の整備による機能の連携 ・ 自然景観の連続性の確保による水と緑豊かな景観の創出
都市機能 土地利用	【地域振興】 ・ 観光・交流拠点を補完・強化する機能導入（関連する観光機能、宿泊機能等） ・ 西海岸地域内の機能を強化するため、既存施設の移転・立地（市立野球場）
道路 交通	・ 宜野湾横断道路をはじめ、西海岸地域と基地跡地を結ぶ幹線道路の整備 ・ 幹線道路、フィーダー交通（BRT、LRT）整備による連携（リゾート、交通結節機能等）
環境	・ 主要な景観軸としての宜野湾横断道路の整備 ・ オーシャンフロント・リゾート（海の景観）、普天間飛行場（緑の景観）を結ぶ水と緑のネットワークの創出（景観形成等）

②西普天間住宅地区及びインダストリアル・コリドー地区との連携の考え方

基本的な考え	・ 「沖縄健康医療拠点」を核とした医療関連の振興 ・ 新旧の市街地が融合する新たな生活圏の形成 ・ 北側の交通結節点（新駅）の整備と連携し、道路・交通機能の整備による市街地の一体性と機能の連携
都市機能 土地利用	【地域振興】 ・ 医療拠点を補完・強化する機能導入（関連機能） ・ 医療拠点を核とした産業振興を図る機能導入（医療ツーリズム、滞在型医療宿泊施設等） 【生活サービス】 ・ 普天間地区、ヒルズ通り地区と連携し、当該地区を拠点とした居住地の形成 ・ 西普天間地区で働き・学ぶ人をターゲットとした居住地の形成
道路 交通	・ 幹線道路、フィーダー交通（BRT、LRT）整備による連携（機能、住宅地、交通結節点等）
環境	・ 喜友名グスク、湧水群等、文化資源、緑地資源等のネットワークの創出（景観形成等）

③都市核（普天間地区、沖縄国際大学）との連携の考え方

基本的な考え	・ 周辺市街地に分布する都市核の拠点性の強化や地域振興
都市機能 土地利用	・ 新たな振興拠点地区では、国際学園都市との連携による新産業・新技術開発の促進に向けた機能を導入（沖縄国際大学関連） ・ 普天満宮、並松街道の歴史性を踏まえた観光・拠点を補完・強化する機能の導入（普天間） ・ 上記と都市核を拠点とした生活圏の形成に向けた都市機能の導入
道路 交通	・ 幹線道路、フィーダー交通（BRT、LRT）整備による連携（新たな住宅地から都市核へのアクセス強化）
環境	・ 門前町、並松街道の歴史性等と調和した沖縄らしい住環境の形成

④都市機能集積地区（※生活拠点）との連携の考え方

基本的な考え	・ 周辺市街地の既存ストックを有効活用し都市機能集積地区を核とした生活圏の形成
都市機能 土地利用	・ 生活拠点地区に隣接する居住地の形成や生活利便性を強化する機能の導入
道路 交通	・ 生活拠点地区へのアクセス性の向上
環境	・ 既成市街地の課題を改善（公園、緑地等の整備）